

審議案件一覧表

〈追加〉

No.	議案 番号	件名	担当所属
1	議案 61	財産の無償貸付について	企画総務部 企画政策課
2	議案 62	訴訟に係る損害賠償の額の決定及び和解について	企画総務部 総務課
3	議案 63	令和6年度鴨川市一般会計補正予算（第5号）	企画総務部 財政課

〈当初〉

No.	議案 番号	件名	担当所属
1	議案 47	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度鴨川市一般会計補正予算（第3号））	企画総務部 財政課
2	議案 48	鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課
3	議案 49	鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課
4	議案 50	鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課
5	議案 51	鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課
6	議案 52	鴨川市看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 健康推進課
7	議案 53	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について	企画総務部 総務課
8	議案 54	南房総広域水道企業団規約の変更に関する協議について	水道課
9	議案 55	令和6年度鴨川市一般会計補正予算（第4号）	企画総務部 財政課
10	議案 56	令和6年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	市民福祉部 市民生活課

11	議案 57	令和6年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第2号）	市民福祉部 健康推進課
12	議案 58	令和6年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	市民福祉部 市民生活課
13	議案 59	令和6年度鴨川市水道事業会計補正予算（第1号）	水道課
14	議案 60	令和6年度鴨川市病院事業会計補正予算（第2号）	国保病院
15	報告 11	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	建設経済部 都市建設課
16	報告 12	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	建設経済部 都市建設課
17	報告 13	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	建設経済部 都市建設課

議案第 61 号

財産の無償貸付について

次のとおり土地を無償で貸し付ける。

令和 6 年 12 月 9 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

1 土地の所在地、種別及び数量

所在地		種別	数量 (㎡)
鴨川市太海浜字打越	323 番	学校用地	202
鴨川市太海字小溝	1469 番 5	学校用地	22,079
鴨川市太海字新田	1558 番 4	学校用地	3,265
鴨川市太海字猿畑	1581 番 2	山林	9.01
鴨川市太海字猿畑	1597 番 3	山林	277
鴨川市太海字猿畑	1598 番 2	学校用地	13,939
鴨川市太海字仙谷	1616 番 1	学校用地	7,368
鴨川市太海字猪ヶ谷	1646 番 1	山林	5,938
鴨川市太海字猪ヶ谷	1668 番 6	山林	838
鴨川市太海字猪ヶ谷	1672 番 2	山林	640
鴨川市太海字猪ヶ谷	1673 番	山林	366
鴨川市太海字新林	1676 番	山林	22,351
鴨川市太海字新林	1682 番 4	山林	9.27
鴨川市太海字新林	1684 番 5	山林	582
鴨川市太海字新林	1686 番 2	雑種地	17
鴨川市太海字新林	1691 番 4	山林	261
鴨川市太海字新林	1692 番 5	山林	485
鴨川市太海字新林	1694 番 2	山林	1,034
鴨川市太海字新林	1695 番 2	山林	1,346
鴨川市太海字新林	1697 番	山林	638
鴨川市太海字新林	1698 番 2	山林	233
鴨川市太海字打越	1699 番	原野	2,763
鴨川市太海字打越	1700 番	山林	284
鴨川市太海字打越	1701 番	山林	234
鴨川市太海字打越	1702 番	山林	7,391
鴨川市太海字打越	1703 番	山林	674
鴨川市太海字打越	1705 番 1	山林	3,464
鴨川市太海字打越	1705 番 2	雑種地	146
鴨川市太海字打越	1705 番 4	山林	728
鴨川市太海字打越	1715 番	学校用地	1,484
鴨川市太海字打越	1717 番 1	学校用地	36,196
鴨川市太海字打越	1749 番 2	雑種地	13

鴨川市太海字打越	1751 番 2	雑種地	20
鴨川市太海字打越	1754 番 2	雑種地	118
鴨川市太海字ツガイ	1827 番	山林	3,167
鴨川市太海字峯	2067 番 1	山林	3,008
鴨川市太海字峯	2076 番 2	雑種地	44
鴨川市太海字峯	2076 番 3	学校用地	968
鴨川市太海字峯	2078 番 2	山林	4,312
合計			146,891.28

2 貸付の目的

学校法人城西大学から返還を受ける城西国際大学安房キャンパス跡地について、土地を無償で貸し付けることにより、事業の安定的な運営と長期にわたる土地の活用を図り、地域の活性化に資することを目的とする。

3 貸付の相手方

山梨県甲斐市宇津谷 445 番地

学校法人日本航空学園

理事長 梅澤 重雄

4 貸付の条件

無償で貸し付ける土地は、学校の用途に使用するものとし、令和7年度に日本航空高等学校通信制課程の分校を設置し、令和7年度から概ね10年以内を目途に高等学校の本校又は専修学校を目指すものとする。

5 貸付の期間

市が学校法人城西大学から土地の引渡しを受けた日から起算して30年間とする。ただし、相手方が土地を同様の用途に継続して使用する場合は、さらに20年間更新されるものとし、以後も同様とする。

議案第 63 号

令和 6 年度鴨川市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度鴨川市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,054,696 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 12 月 9 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
21 諸収入		381,507	15,000	396,507
	4 雑入	268,608	15,000	283,608
歳入	合計	19,039,696	15,000	19,054,696

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,396,184	15,000	3,411,184
	1 総務管理費	2,950,594	15,000	2,965,594
歳 出	合 計	19,039,696	15,000	19,054,696

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
21 諸収入	381,507	15,000	396,507
歳入合計	19,039,696	15,000	19,054,696

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,396,184	15,000	3,411,184			15,000	
歳 出 合 計	19,039,696	15,000	19,054,696			15,000	0

2 歳 入

(款)21 諸収入

(項) 4 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 弁償金	1	2,000	2,001	1 弁償金	2,000	損害賠償弁償金 2,000
5 雑入	256,302	13,000	269,302	2 雑入	13,000	賠償補償保険共済金 (学校施設) 13,000
計	268,608	15,000	283,608			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	467,624	15,000	482,624			15,000		21 補償, 補填及 び賠償金	15,000	●損害賠償費(訴訟) 21 補償, 補填及び賠償金 ・訴訟和解金	15,000 15,000 15,000
計	2,950,594	15,000	2,965,594			15,000					

2 総務費

1 総務管理費

議案第 47 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度鴨川市一般会計補正予算（第 3 号）について、緊急を要すると認め、別紙のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

専決第7号

専決処分書

議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年度鴨川市一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分する。

令和6年10月7日

鴨川市長 長谷川 孝夫

令和6年度鴨川市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度鴨川市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,574千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,840,259千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月7日

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		1,051,842	30,174	1,082,016
	3 委託金	98,865	30,174	129,039
19 繰入金		1,291,097	400	1,291,497
	2 基金繰入金	1,191,958	400	1,192,358
歳入	合計	18,809,685	30,574	18,840,259

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,356,365	30,574	3,386,939
	4 選挙費	62,466	30,574	93,040
歳 出 合 計		18,809,685	30,574	18,840,259

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 県支出金	1,051,842	30,174	1,082,016
19 繰入金	1,291,097	400	1,291,497
歳入合計	18,809,685	30,574	18,840,259

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,356,365	30,574	3,386,939	30,174			400
歳 出 合 計	18,809,685	30,574	18,840,259	30,174			400

2 歳 入

(款)16 県支出金

(項) 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費委託金	89,922	30,174	120,096	4 選挙費委託金	30,174	衆議院議員選挙委託金 30,174
計	98,865	30,174	129,039			

(款)19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	398,953	400	399,353	1 財政調整基金繰入金	400	財政調整基金繰入金 400
計	1,191,958	400	1,192,358			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
3 衆議院議員選挙費	0	30,574	30,574	30,174			400	●衆議院議員選挙費 30,574 1 報酬 2,072 3 職員手当等 14,177 7 報償費 49 8 旅費 69 10 需用費 2,185 11 役務費 3,598 12 委託料 7,413 13 使用料及び賃借料 131 17 備品購入費 880 1 報酬 2,072 ・投票所の投票管理者報酬 320 ・期日前投票所の投票管理者報酬 216 ・開票管理者報酬 11 ・投票所の投票立会人報酬 567 ・期日前投票所の投票立会人報酬 366 ・開票立会人報酬 178 ・会計年度任用職員報酬 414 3 職員手当等 14,177 ・時間外勤務手当 14,089 ・休日勤務手当 88 7 報償費 49 ・謝礼金 44 ・点字判読謝礼金 5 8 旅費 69 ・費用弁償 69 10 需用費 2,185 ・消耗品費 470 ・食糧費 228 ・印刷製本費 277 ・修繕料 1,210 11 役務費 3,598 ・郵便料 2,689 ・折込料 198 ・計数機等点検手数料 711 12 委託料 7,413		

2 総務費

4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> ・投票所架設通路設置撤去委託料 703 ・ポスター掲示場設置撤去委託料 4,667 ・期日前投票システム選挙支援業務委託料 715 ・当日投票システム選挙支援業務委託料 521 ・開票集計システム運用支援業務委託料 462 ・投票所仮設照明設置撤去委託料 90 ・看板設置撤去委託料 46 ・投票所駐車場復旧業務委託料 209 13 使用料及び賃借料 131 <ul style="list-style-type: none"> ・電話借上料 76 ・自動車借上料 55 17 備品購入費 880 <ul style="list-style-type: none"> ・選挙用備品費 880 	
計	62,466	30,574	93,040	30,174			400			

給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)				
				年間支給率 (月分)						
補正後	長等	3		20,859	9,179 4.45	220	30,258	4,925	35,183	
	議員	18	73,661		33,146 4.50		106,807	21,752	128,559	
	その他の 特別職	1,459	54,949				54,949		54,949	
	計	1,480	128,610	20,859	42,325	220	192,014	26,677	218,691	
補正前	長等	3		20,859	9,179 4.45	220	30,258	4,925	35,183	
	議員	18	73,661		33,146 4.50		106,807	21,752	128,559	
	その他の 特別職	1,355	53,291				53,291		53,291	
	計	1,376	126,952	20,859	42,325	220	190,356	26,677	217,033	
比較	長等	0		0	0 0.00	0	0	0	0	
	議員	0	0		0 0.00		0	0	0	
	その他の 特別職	104	1,658				1,658		1,658	
	計	104	1,658	0	0	0	1,658	0	1,658	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	369 (12)	0	1,499,671	846,914	2,346,585	483,607	2,830,192	
補正前	369 (12)	0	1,499,671	832,737	2,332,408	483,607	2,816,015	
比較	0 (0)	0	0	14,177	14,177	0	14,177	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後	35,613	25,292	4,683	142,029	7,699	538	23,965	325,452	265,530	16,113	0	0	846,914
補正前	35,613	25,292	4,683	127,940	7,611	538	23,965	325,452	265,530	16,113	0	0	832,737	
比較	0	0	0	14,089	88	0	0	0	0	0	0	0	14,177	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	14,177	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	14,177	時間外勤務手当の増額等	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
令和 6年10月1日 現在	平均給料月額(円)	329,935	326,748	308,879		325,433	297,141
	平均給与月額(円)	373,501	358,430	335,753		360,622	339,906
	平均年齢月数(歳)	44.8	56.3	42.8		48.1	39.3
令和 6年8月1日 現在	平均給料月額(円)	330,665	326,748	312,946		325,433	297,141
	平均給与月額(円)	374,804	358,066	344,313		378,619	344,380
	平均年齢月数(歳)	44.5	56.1	42.7		47.9	39.1

イ 初任給

区分		行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
鴨川市	高校卒	(円) 170,900	(円) 162,100 ~ 181,800	短大卒 (円) 193,900	(円) 短大卒	(円) 186,000	(円) 旧中5卒 189,300
	大学卒	196,200		210,900		202,800	230,800
国	高校卒	166,600	164,000	短大卒 206,900		短大卒 182,700	旧中5卒 183,500
	大学卒	196,200		233,100		202,800	228,500

ウ 級別職員数

区分		行政職給料表適用職員				教育職給料表 適用職員		医療職給料表 (一) 適用職員		医療職給料表 (二) 適用職員		医療職給料表 (三) 適用職員	
		一般行政職		技能労務職		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)								
令和 6年10月1日 現在	8級	5	2.1										
	7級	23	9.4										
	6級	29	11.9										
	5級	63	25.8						2	66.7	1	8.3	
	4級	50	20.5								2	16.7	
	3級	35 (4)	14.3 (100.0)	32	97.0	8	11.0					2	16.7
	2級	23	9.4	1 (3)	3.0 (100.0)	65	89.0			1	33.3	7 (1)	58.3 (100.0)
	1級	16	6.6										
	計	244 (4)	100.0 (100.0)	33 (3)	100.0 (100.0)	73	100.0			3	100.0	12 (1)	100.0 (100.0)
令和 6年8月1日 現在	8級	5	2.0										
	7級	23	9.4										
	6級	29	11.8										
	5級	63	25.7						2	66.7	1	8.3	
	4級	50	20.4								2	16.7	
	3級	35 (4)	14.3 (100.0)	32	97.0	8	11.0					2	16.7
	2級	23	9.4	1 (3)	3.0 (100.0)	65	89.0			1	33.3	7 (1)	58.3 (100.0)
	1級	17	7.0										
	計	245 (4)	100.0 (100.0)	33 (3)	100.0 (100.0)	73	100.0			3	100.0	12 (1)	100.0 (100.0)

※ () 内は再任用短時間勤務職員の外書き

(級別の基準となる職務)

区分	行政職給料表 適用職員	教育職給料表 適用職員	医療職給料表(一) 適用職員	医療職給料表(二) 適用職員	医療職給料表(三) 適用職員
8級	部長、参事、事務局長、 教育次長				
7級	課長、会計管理者、所長 事務局長、支所長、主幹				
6級	課長補佐、次長				
5級	係長、主査			係長、主査	保健師長、看護師長 係長、主査
4級	副主査			主任技師、主査	看護師長、主任保健師 主任看護師、主査
3級	主任主事、主任技師	園長 係長、主査		技師	主任保健師、主任看護師 保健師、看護師
2級	主事、技師	副園長、主任保育士、保育士 主任保育教諭、保育教諭		技師	保健師、看護師 准看護師
1級	主事、技師	保育士、保育教諭		技師	准看護師

エ 昇給

区分	合計	行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
職員数 (A) (人)	369	248	33	73		3	12
昇給に係る職員数 (B) (人)	278	194	12	62		1	9
号給数別内訳	1号給 (人)	1	1				
	2号給 (人)	7	7				
	3号給 (人)	7	6	1			
	4号給 (人)	263	180	11	62	1	9
	5号給 (人)						
	6号給 (人)						
	7号給 (人)						
	8号給 (人)						
比率 (B) / (A) (%)	75.3	78.2	36.4	84.9		33.3	75.0

備考 令和6年4月1日現在

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	4.50 (2.35)	有	
補正前	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	4.50 (2.35)	有	
国の制度	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	4.50 (2.35)	有	

※（）内は再任用職員の支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 （月分）	25年勤続の者 （月分）	35年勤続の者 （月分）	最高限度 （月分）	その他の 加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率 (%) (令和6年10月1日現在)	0.26
支給対象職員の比率 (%) (令和6年10月1日現在)	7.78
代表的な特殊勤務手当の名称	清掃作業等手当

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	異	・ 乗用車等を使用する場合 単価及び支給限度額が国と異なる

議案第 48 号

鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例

鴨川市附属機関設置条例(平成 31 年鴨川市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表 1 市長の附属機関の表鴨川市人・農地プラン検討会の項の次に次のように加える。

鴨川市 観光振 興検討 委員会	市長の諮問に 応じ、新たな観光 振興施策及びそ ののための財源の 在り方について 調査審議を行う こと。	会長 1 人、副 会長 1 人及び これら 以外の 委員	7 人 以内	(1) 観光業の関係者 (2) 宿泊業の関係者 (3) 経済団体の関係者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 識見を有する者	委嘱の日 から諮問 に係る調 査審議が 終了する まで
--------------------------	--	--	-----------	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(鴨川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 鴨川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 人・農地プラン検討会の委員の項の次に次のように加える。

観光振興検討委員会の委員	5,000 円
--------------	---------

議案第 49 号

鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 消防団の部班長の項中「32,500 円」を「37,000 円」に改め、同部団員の項中「26,500 円」を「36,500 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 50 号

鴨川市特別職の職員で常勤のものゝ給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鴨川市特別職の職員で常勤のものゝ給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市特別職の職員で常勤のものゝ給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 鴨川市特別職の職員で常勤のものゝ給与等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 222.5」を「100 分の 232.5」に改める。

第 2 条 鴨川市特別職の職員で常勤のものゝ給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 232.5」を「100 分の 227.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の鴨川市特別職の職員で常勤のものゝ給与等に関する条例の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第 1 条の規定による改正後の鴨川市特別職の職員で常勤のものゝ給与等に関する条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の鴨川市特別職の職員で常勤のものゝ給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の鴨川市特別職の職員で常勤のものゝ給与等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 51 号

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項第 1 号中「309,200 円」を「310,000 円」に改め、同項第 2 号中「51,100 円」を「51,600 円」に改める。

第 21 条第 2 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 68.75」を「100 分の 71.25」に改める。

第 22 条第 2 項第 1 号中「100 分の 102.5」を「100 分の 107.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 48.75」を「100 分の 51.25」に改める。

別表第 1 から別表第 5 までを次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料 月額							
定年前再任用 短時間勤務職員 及び 任期付職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	

17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	

58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		299,400	347,400	386,600			
95		299,700	347,800	387,000			
96		300,100	348,200	387,400			
97		300,300	348,400	387,700			
98		300,600	348,800				

99		301,000	349,200						
100		301,400	349,500						
101		301,600	349,800						
102		301,900	350,200						
103		302,200	350,600						
104		302,500	351,000						
105		302,700	351,500						
106		303,000	351,900						
107		303,300	352,300						
108		303,600	352,700						
109		303,800	353,200						
110		304,200	353,600						
111		304,600	353,900						
112		304,900	354,200						
113		305,100	354,700						
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額								
	円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200	円 396,200
任期付職員	給料月額								
	円 194,500	円 230,000	円 257,600	円 280,600	円 294,900	円 310,000	円 336,100	円 368,500	円 368,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額

定年前再任用 短時間勤務職 員及び任期付 職員以外の職 員		円	円	円
	1	193,700	221,300	323,900
	2	196,000	223,700	326,000
	3	198,300	226,100	328,100
	4	200,600	228,500	330,200
	5	202,800	230,900	332,200
	6	205,100	233,300	334,300
	7	207,400	235,700	336,400
	8	209,700	238,100	338,500
	9	211,900	240,500	340,500
	10	214,300	242,100	342,600
	11	216,500	243,700	344,700
	12	218,700	245,300	346,700
	13	220,900	246,900	348,700
	14	223,200	248,400	350,200
	15	225,400	249,800	351,700
	16	227,600	251,200	353,200
	17	229,900	252,600	354,600
	18	232,000	253,800	356,000
	19	234,100	255,000	357,400
	20	236,200	256,200	358,800
	21	238,300	257,600	360,200
	22	240,200	258,800	361,500
	23	241,900	260,100	362,800
	24	243,500	261,400	364,100
	25	245,200	262,700	365,300
	26	246,400	264,500	366,600
	27	247,700	266,300	367,800
	28	249,000	268,100	369,000
	29	250,200	269,800	370,200
	30	251,200	272,000	371,400
	31	252,300	274,200	372,600
	32	253,400	276,400	373,700
	33	254,600	278,600	374,800
	34	255,900	280,800	376,000
	35	257,100	283,000	377,200
	36	258,300	285,100	378,300
	37	259,400	287,100	379,400
	38	260,600	289,000	380,600
	39	261,800	290,900	381,800
	40	263,000	292,700	382,900

41	264,300	294,400	384,000
42	265,500	296,300	385,200
43	266,700	298,100	386,400
44	267,900	299,800	387,500
45	269,200	301,400	388,600
46	270,400	303,200	389,800
47	271,700	304,900	391,000
48	272,900	306,500	392,200
49	274,100	308,000	393,400
50	275,000	309,700	394,700
51	275,900	311,500	395,900
52	276,900	313,200	397,100
53	277,500	314,400	398,300
54	278,400	316,300	399,600
55	279,100	318,100	400,600
56	280,100	319,800	401,700
57	280,700	321,400	402,900
58	281,600	323,300	404,100
59	282,600	325,000	405,300
60	283,600	326,700	406,500
61	284,100	328,400	407,600
62	285,100	330,200	408,600
63	286,100	332,000	409,900
64	286,900	333,700	411,100
65	287,400	335,400	412,300
66	288,100	336,700	413,400
67	288,900	338,000	414,500
68	289,700	339,300	415,600
69	290,500	340,800	416,600
70	291,300	342,300	417,800
71	292,000	343,800	419,000
72	292,700	345,300	420,200
73	293,500	346,700	420,800
74	294,300	348,200	421,600
75	294,900	349,700	422,300
76	295,600	351,200	422,800
77	296,100	352,600	423,100
78	296,900	354,100	423,400
79	297,600	355,600	423,800
80	298,200	357,100	424,200
81	298,800	358,500	424,500

82	299,600	359,800	424,900
83	300,200	361,100	425,200
84	300,800	362,300	425,500
85	301,400	363,500	425,800
86	302,100	364,700	426,200
87	302,700	365,900	426,500
88	303,200	367,000	426,800
89	303,700	368,100	427,100
90	304,300	369,200	427,400
91	304,800	370,300	427,700
92	305,200	371,400	427,900
93	305,600	372,500	428,100
94	306,200	373,700	428,400
95	306,700	374,800	428,700
96	307,200	375,900	428,900
97	307,500	376,900	429,100
98	308,100	377,900	429,400
99	308,600	378,800	429,700
100	309,000	379,700	429,900
101	309,400	380,500	430,100
102	309,900	381,500	
103	310,400	382,400	
104	310,900	383,300	
105	311,300	384,100	
106	311,700	385,000	
107	312,100	385,900	
108	312,400	386,800	
109	312,600	387,600	
110	312,900	388,600	
111	313,200	389,500	
112	313,500	390,400	
113	313,700	391,000	
114	313,900	391,900	
115	314,200	392,800	
116	314,500	393,700	
117	314,700	394,500	
118	314,900	395,200	
119	315,100	396,000	
120	315,400	396,800	
121	315,700	397,400	
122	315,900	398,100	

	123	316,200	398,800	
	124	316,500	399,400	
	125	316,700	400,000	
	126	316,900	400,700	
	127	317,100	401,200	
	128	317,400	401,800	
	129	317,700	402,400	
	130	317,900	403,000	
	131	318,100	403,500	
	132	318,400	404,000	
	133	318,600	404,300	
	134		404,600	
	135		404,900	
	136		405,200	
	137		405,500	
	138		405,800	
	139		406,100	
	140		406,400	
	141		406,700	
	142		407,000	
	143		407,300	
	144		407,600	
	145		407,800	
	146		408,100	
	147		408,400	
	148		408,600	
	149		408,800	
	150		409,100	
	151		409,400	
	152		409,600	
	153		409,800	
	154		410,100	
	155		410,400	
	156		410,600	
	157		410,800	
	158		411,100	
	159		411,400	
	160		411,600	
	161		411,800	
定年前再任用 短時間勤務職		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額

員		円 232,000	円 276,000	円 330,000
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額
		円 234,100	円 252,600	円 306,900

備考 この表は、認定こども園等に勤務する園長、係長、主査、副園長、主任保育士、主任保育教諭、保育士及び保育教諭に適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員及び任期付 職員以外の職 員		円	円	円
	1	359,900	426,700	484,400
	2	362,500	428,700	486,200
	3	365,000	430,700	488,000
	4	367,500	432,600	489,800
	5	370,000	434,500	491,600
	6	372,600	436,100	493,300
	7	375,100	437,700	495,000
	8	377,600	439,300	496,700
	9	380,100	440,900	498,400
	10	382,800	442,700	500,500
	11	385,500	444,500	502,600
	12	388,100	446,300	504,700
	13	390,200	448,100	506,700
	14	392,700	449,900	508,600
	15	395,200	451,700	510,700
	16	397,700	453,500	512,700
	17	400,300	455,100	514,600
	18	403,000	457,100	516,600
	19	405,600	459,000	518,600
	20	408,100	460,900	520,400
	21	410,500	462,300	522,200
	22	412,700	464,100	524,000
	23	414,800	465,900	525,800
	24	416,900	467,700	527,600
	25	419,000	469,500	529,200
	26	420,500	471,300	531,000
	27	422,000	473,100	532,800
	28	423,500	474,900	534,600
	29	424,900	476,700	536,200
30	426,400	478,500	538,000	

31	427,900	480,300	539,800
32	429,300	482,100	541,500
33	430,700	483,900	543,100
34	432,200	485,800	544,900
35	433,700	487,700	546,600
36	435,100	489,600	548,300
37	436,500	491,500	549,800
38	438,000	493,200	551,400
39	439,500	495,000	552,800
40	440,900	496,800	554,400
41	442,300	498,400	555,900
42	443,700	500,200	557,300
43	445,100	502,000	558,700
44	446,500	503,600	560,000
45	447,900	505,000	561,200
46	449,300	506,700	562,200
47	450,700	508,500	563,200
48	452,100	510,200	564,200
49	453,500	511,700	565,200
50	454,900	513,000	566,100
51	456,300	514,300	567,000
52	457,700	515,600	567,900
53	459,100	516,600	568,700
54	460,800	517,900	569,600
55	462,400	519,200	570,500
56	464,000	520,500	571,400
57	465,600	521,500	572,300
58	466,800	522,300	573,200
59	468,000	523,100	574,100
60	469,100	523,900	574,800
61	470,100	524,800	575,700
62	471,100	525,600	576,600
63	472,000	526,400	577,500
64	472,800	527,100	578,400
65	473,500	527,900	579,300
66	474,200	528,700	
67	474,900	529,400	
68	475,500	530,300	
69	476,200	531,200	
70	476,900	532,000	
71	477,500	532,900	

	72	478,100	533,800	
	73	478,400	534,600	
	74	479,000	535,500	
	75	479,700	536,400	
	76	480,400	537,100	
	77	480,800	537,900	
	78	481,400	538,800	
	79	482,100	539,700	
	80	482,800	540,600	
	81	483,200	541,400	
	82	483,800	542,300	
	83	484,400	543,200	
	84	484,900	544,100	
	85	485,400	544,900	
	86	485,900	545,800	
	87	486,400	546,700	
	88	486,900	547,600	
	89	487,300	548,400	
	90	487,800		
	91	488,200		
	92	488,700		
	93	489,200		
	94	489,800		
	95	490,400		
	96	490,800		
	97	491,300		
	98	491,900		
	99	492,500		
	100	493,000		
	101	493,500		
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 344,400	円 399,500	円 473,300
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額
		円 342,200	円 381,600	円 441,400

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第4（第4条関係）
医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員及び任期付 職員以外の職 員		円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300
39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	

40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300
41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500
42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600
43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800
44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900
45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900
46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700
47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700
48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800
49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800
50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800
51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800
52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700
53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500
54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300
55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200
56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000
57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500
58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300
59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100
60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900
61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300
62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000
63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700
64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300
65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700
66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200
67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800
68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400
69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800
70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300
71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800
72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300
73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900
74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400
75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000
76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600
77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600

	81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900
	82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400
	83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800
	84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200
	85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600
	86		294,100	330,400	351,200	
	87		294,300	330,600	351,500	
	88		294,500	330,900	351,800	
	89		294,900	331,300	352,200	
	90		295,100	331,700	352,500	
	91		295,300	332,000	352,800	
	92		295,500	332,300	353,100	
	93		295,900	332,600	353,500	
	94		296,100	332,800	353,800	
	95		296,300	333,200	354,100	
	96		296,600	333,500	354,400	
	97		296,900	333,700	354,700	
	98		297,100	334,000		
	99		297,300	334,300		
	100		297,600	334,600		
	101		297,900	334,800		
	102		298,100	335,100		
	103		298,300	335,400		
	104		298,600	335,600		
	105		298,900	335,800		
	106			336,000		
	107			336,400		
	108			336,600		
	109			336,800		
	110			337,200		
	111			337,600		
	112			338,000		
	113			338,200		
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 193,000	円 219,600	円 248,100	円 261,700	円 287,300
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円 216,300	円 232,500	円 251,000	円 265,800	円 287,700

備考 この表は、薬剤師、検査技師、放射線技師、栄養士その他の職員で規則で定

めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員及び任期付 職員以外の職 員		円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800
	32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900
	33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000
	34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300
	35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600
36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	

37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100
38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600
39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100
40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600
41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800
42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300
43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700
44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900

77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900
89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900
94	290,200	320,400	353,500	371,500	
95	290,800	321,100	354,100	371,900	
96	291,400	321,700	354,700	372,200	
97	292,000	322,200	355,100	372,800	
98	292,500	322,500	355,500	373,300	
99	293,000	323,100	356,000	373,800	
100	293,500	323,700	356,400	374,300	
101	294,000	324,100	356,900	374,900	
102	294,500	324,700	357,300	375,400	
103	295,000	325,300	357,800	375,900	
104	295,400	325,800	358,200	376,300	
105	295,800	326,200	358,500	376,900	
106	296,300	326,700	359,000	377,400	
107	296,800	327,200	359,400	377,900	
108	297,100	327,700	359,700	378,400	
109	297,300	328,100	360,100	379,000	
110	297,600	328,500	360,600	379,400	
111	297,800	328,800	361,100	379,900	
112	298,100	329,100	361,600	380,400	
113	298,400	329,400	362,100	381,000	
114	298,600	329,800	362,600		
115	298,900	330,100	363,100		
116	299,100	330,400	363,500		
117	299,400	330,600	363,900		

118	299,700	330,900		
119	300,000	331,200		
120	300,300	331,400		
121	300,600	331,600		
122	301,000	331,900		
123	301,300	332,200		
124	301,600	332,500		
125	301,800	332,700		
126	302,000	333,000		
127	302,300	333,400		
128	302,700	333,600		
129	302,900	333,800		
130	303,200	334,000		
131	303,600	334,400		
132	304,000	334,600		
133	304,200	334,900		
134	304,500	335,300		
135	304,800	335,700		
136	305,100	336,100		
137	305,300	336,400		
138	305,600	336,800		
139	305,900	337,200		
140	306,200	337,600		
141	306,400	337,900		
142	306,800	338,300		
143	307,200	338,600		
144	307,500	339,000		
145	307,700	339,300		
146	307,900			
147	308,200			
148	308,600			
149	308,800			
150	309,000			
151	309,300			
152	309,600			
153	310,000			
154	310,200			
155	310,400			
156	310,700			
157	311,000			

定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円 239,700	円 260,200	円 267,500	円 277,900	円 294,300
任期付職員	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円 221,900	円 253,100	円 270,500	円 282,600	円 297,900

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

(鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第3条 鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年鴨川市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「100分の122.5」を「100分の125」に改める。

第13条第3項中「100分の102.5」を「100分の105」に改める。

(鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和2年鴨川市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000

第8条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第5条 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第5条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例(以下「給与条例」という。)第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定及び第4条の規定(鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第8条第2項の改正規定を除く。)による改正後の任期

付職員条例の規定は令和6年4月1日から、第1条の規定（給与条例第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第4条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例又は第4条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第4条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は第4条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 52 号

鴨川市看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例

鴨川市看護師等修学資金貸付条例（平成 22 年鴨川市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（修学資金の貸付けの決定の変更の申請）
- 2 令和 7 年 3 月 31 日をもって修学資金の貸付期間が満了する者であって、当該者が在学する養成施設の正規の修業期間の修了する日（以下「修業期間の修了日」という。）が同月 31 日後の日であるものは、同年 4 月から当該修業期間の修了日の属する月までの期間に係る修学資金の貸付けを受けようとするときは、市長に修学資金の貸付けの決定の変更の申請をしなければならない。

議案第 53 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について

令和 7 年 3 月 31 日をもって布施学校組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること及び千葉県市町村総合事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和三十年千葉県告示第四百九十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

別表第二第三条第一項第一号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に、第三条第一項第三号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に、第三条第一項第四号に掲げる事務の項中「鋸南町 布施学校組合」を「鋸南町」に、第三条第一項第十一号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

附 則

この規約は、令和七年四月一日から施行する。

議案第 54 号

南房総広域水道企業団規約の変更に関する協議について

南房総広域水道企業団規約を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約

南房総広域水道企業団規約（平成 2 年 8 月 1 日千葉県地指令第 7 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 章を加える。

第 5 章 解散

（解散に伴う事務承継等）

第 14 条 解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法については、関係市町の議会の議決を経て行う協議をもって定める。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年度鴨川市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度鴨川市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 199,437 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,039,696 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 11 月 29 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,984,930	16,032	2,000,962
	1 国庫負担金	1,184,971	4,296	1,189,267
	2 国庫補助金	789,070	11,616	800,686
	3 委託金	10,889	120	11,009
16 県支出金		1,082,016	12,655	1,094,671
	1 県負担金	592,074	2,148	594,222
	2 県補助金	360,903	10,483	371,386
	3 委託金	129,039	24	129,063
18 寄附金		601,162	11,647	612,809
	1 寄附金	601,162	11,647	612,809
19 繰入金		1,291,497	136,986	1,428,483
	2 基金繰入金	1,192,358	136,986	1,329,344
21 諸収入		373,290	8,217	381,507
	4 雑入	260,391	8,217	268,608
22 市債		1,543,708	13,900	1,557,608
	1 市債	1,543,708	13,900	1,557,608
歳入合計		18,840,259	199,437	19,039,696

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		187,289	1,380	188,669
	1 議会費	187,289	1,380	188,669
2 総務費		3,386,939	9,245	3,396,184
	1 総務管理費	2,947,620	2,974	2,950,594
	2 徴税費	190,161	3,807	193,968
	3 戸籍住民基本台帳費	112,556	1,678	114,234
	4 選挙費	93,040	160	93,200
	5 統計調査費	24,260	373	24,633
	6 監査委員費	19,302	253	19,555
3 民生費		6,361,072	94,433	6,455,505
	1 社会福祉費	3,500,068	32,370	3,532,438
	2 児童福祉費	2,326,938	60,338	2,387,276
	3 生活保護費	520,821	1,489	522,310
	4 国民年金事務取扱費	11,310	236	11,546
4 衛生費		2,326,218	9,562	2,335,780
	1 保健衛生費	478,617	4,546	483,163
	2 清掃費	1,628,531	5,016	1,633,547
6 農林水産業費		603,082	3,267	606,349

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 農業費	457,386	1,200	458,586
	2 林業費	61,569	1,412	62,981
	3 水産業費	84,127	655	84,782
7 商工費		333,265	7,441	340,706
	1 商工費	333,265	7,441	340,706
8 土木費		753,009	57,424	810,433
	1 土木管理費	148,487	6,048	154,535
	2 道路橋梁費	469,834	50,359	520,193
	4 都市計画費	61,194	945	62,139
	5 住宅費	32,666	72	32,738
9 消防費		881,739	5,230	886,969
	1 消防費	881,739	5,230	886,969
10 教育費		2,087,249	11,455	2,098,704
	1 教育総務費	198,932	2,666	201,598
	2 小学校費	249,370	△ 532	248,838
	3 中学校費	138,779	718	139,497
	5 社会教育費	811,532	3,303	814,835
	6 保健体育費	688,636	5,300	693,936
歳出	合計	18,840,259	199,437	19,039,696

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	3 水産業費	県営漁港整備負担金事業	16,127
8 土木費	2 道路橋梁費	道路橋梁維持補修事業	15,000
		道路橋梁維持補修事業(長寿命化事業)	69,990
		社会資本整備総合交付金事業	51,627
	3 河川費	河川改修事業	24,000
	4 都市計画費	下水道維持管理事業	8,228
10 教育費	6 保健体育費	給食センター設備改修等事業	76,836

第3表 債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
第四期ちば電子調達システム使用料	自 令和6年度 至 令和13年度	17,460
第三期ちば電子調達システム使用料	自 令和6年度 至 令和8年度	2,032
I C T活用教育支援業務委託料	自 令和6年度 至 令和8年度	7,370
陸上競技場天然芝管理業務委託料	自 令和6年度 至 令和9年度	17,634
総合運動施設施設等管理業務委託料	自 令和6年度 至 令和9年度	92,580
パーソナルコンピュータ、複写機、印刷機その他事務用機器の借上げ等に係る使用料及び賃借料	自 令和6年度 至 令和7年度	3,283
パーソナルコンピュータ、複写機、印刷機その他事務用機器の保守点検業務等に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	7,949
例規システム、住民記録システムその他情報ネットワークシステムの借上げ等に係る使用料及び賃借料	自 令和6年度 至 令和7年度	49,901
公有財産管理システム、住民記録システムその他情報ネットワークシステムの保守点検業務等に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	37,853

事 項	期 間	限 度 額
空調機、浄化槽、エレベータその他施設設備の保守点検業務等に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	20,544
市庁舎、小中学校その他施設の警備業務に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	17,165
市庁舎、小中学校その他施設の電気保安業務に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	344
自動車、機械設備その他の物件の借上げ等に係る使用料及び賃借料	自 令和6年度 至 令和7年度	703
市庁舎、公園その他施設の清掃等業務に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	14,580
口座振替に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	685
振込データ伝送に係るサービス利用料	自 令和6年度 至 令和7年度	429
広報誌等に係る印刷製本業務	自 令和6年度 至 令和7年度	9,172
広報誌等発送に係る荷物送料	自 令和6年度 至 令和7年度	225

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
ふるさと納税クレジット収納等手数料	自 令和6年度 至 令和7年度	11,288
ふるさと納税ポータルサイト等各種システム使用料	自 令和6年度 至 令和7年度	55,990
ふるさと納税推進事業委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	33,021
移住支援事業に係る業務委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	5,200
市税等コンビニ収納事業	自 令和6年度 至 令和7年度	1,697
電子決済代行手数料	自 令和6年度 至 令和7年度	50
民生委員・児童委員活動業務委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	4,500
生活困窮者学習支援事業委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	1,800
成年後見制度に係る業務委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	9,500

事 項	期 間	限 度 額
高齢者緊急通報システム設置及び保守点検業務に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	990
高齢者保護ショートステイ事業に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	49
予防給付ケアマネジメント業務に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	7,358
訪問入浴サービス、日中一時支援業務等に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	26,141
地域子ども・子育て支援事業に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	58,807
健康診断、予防接種その他健康管理等業務に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	76,355
一般廃棄物等の収集、運搬、処理等業務に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	621,150
給食材料、薬品類その他物品等に係る購入費	自 令和6年度 至 令和7年度	94,624
有害鳥獣の捕獲等業務に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	51,301

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中小企業資金融資預託貸付金	自 令和6年度 至 令和7年度	80,000
営繕工事単価表利用料	自 令和6年度 至 令和7年度	347
通学・通園バス等の運行業務に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	103,730
学力調査業務委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	1,073
地域おこし協力隊支援委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	4,999
自動車損害保険料	自 令和6年度 至 令和7年度	229

第4表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ほ場整備事業	4,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。	5,100	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
水利施設等保全高度化事業	17,500				2,200			
幹線市道整備事業	1,200				52,200			
鴨川潮さい公園芝生広場整備事業	19,800				14,800			
旧江見小学校跡地活用事業	518,500				510,100			
移動教室バス整備事業	36,000				30,900			
給食センター施設整備事業	207,500				203,600			
計	805,000			818,900				

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	1,984,930	16,032	2,000,962
16 県支出金	1,082,016	12,655	1,094,671
18 寄附金	601,162	11,647	612,809
19 繰入金	1,291,497	136,986	1,428,483
21 諸収入	373,290	8,217	381,507
22 市債	1,543,708	13,900	1,557,608
歳入合計	18,840,259	199,437	19,039,696

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	187,289	1,380	188,669				1,380
2 総務費	3,386,939	9,245	3,396,184	24	△ 500		9,721
3 民生費	6,361,072	94,433	6,455,505	22,198		11,647	60,588
4 衛生費	2,326,218	9,562	2,335,780	751			8,811
6 農林水産業費	603,082	3,267	606,349	7,109	△ 14,700	11	10,847
7 商工費	333,265	7,441	340,706		500		6,941
8 土木費	753,009	57,424	810,433	△ 1,395	46,000		12,819
9 消防費	881,739	5,230	886,969			1,544	3,686
10 教育費	2,087,249	11,455	2,098,704		△ 9,000	15	20,440
歳 出 合 計	18,840,259	199,437	19,039,696	28,687	22,300	13,217	135,233

2 歳 入

(款)15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	1,184,817	4,296	1,189,113	1 社会福祉費負担金	4,296	身体障害者更生医療給付費負担金 3,870 障害者療養介護医療給付費負担金 426
計	1,184,971	4,296	1,189,267			

(款)15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	244,206	12,163	256,369	1 社会福祉費補助金	1,723	地域生活支援事業費等補助金 1,723
				2 児童福祉費補助金	10,440	子ども・子育て支援交付金 10,440
3 衛生費国庫補助金	18,589	848	19,437	2 保健衛生費補助金	848	出産・子育て応援交付金 △194 医療施設運営費等補助金 1,042
4 土木費国庫補助金	63,831	△1,395	62,436	4 土木管理費補助金	△1,395	社会資本整備総合交付金 △1,395
計	789,070	11,616	800,686			

(款)15 国庫支出金

(項) 3 委託金

2 民生費委託金	10,412	120	10,532	2 国民年金事務取扱費委託金	120	拠出年金事務費交付金 120
計	10,889	120	11,009			

(款)16 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	591,997	2,148	594,145	1 社会福祉費負担金	2,148	身体障害者更生医療給付費負担金 1,935 障害者療養介護医療給付費負担金 213
計	592,074	2,148	594,222			

(款)16 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	120,109	3,471	123,580	1 社会福祉費補助金	861	地域生活支援事業費等補助金 861
-----------	---------	-------	---------	------------	-----	-------------------

				2 児童福祉費補助金	2,610	千葉県子ども・子育て支援補助金	2,610
3 衛生費県補助金	43,584	△97	43,487	1 保健衛生費補助金	△97	千葉県出産・子育て応援交付金	△97
4 農林水産業費県補助金	179,974	7,109	187,083	1 農業費補助金	5,980	野生獣管理事業補助金	5,980
				2 林業費補助金	1,129	県単森林整備事業補助金	1,129
計	360,903	10,483	371,386				

(款)16 県支出金

(項)3 委託金

1 総務費委託金	120,096	24	120,120	4 選挙費委託金	24	千葉県知事選挙委託金	24
計	129,039	24	129,063				

(款)18 寄附金

(項)1 寄附金

3 民生費寄附金	443	11,647	12,090	1 民生費寄附金	11,647	民生費寄附金	11,647
計	601,162	11,647	612,809				

(款)19 繰入金

(項)2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	399,353	136,986	536,339	1 財政調整基金繰入金	136,986	財政調整基金繰入金	136,986
計	1,192,358	136,986	1,329,344				

(款)21 諸収入

(項)4 雑入

4 過年度収入	7,427	4,877	12,304	1 過年度収入	4,877	児童手当県負担金過年度収入	189
						児童手当国庫負担金過年度収入	3,232
						子どものための教育・保育給付費県費負担金過年度収入	1,227
						子育てのための施設等利用給付費県費負担金過年度収入	76
						子育てのための施設等利用給付費国庫負担金過年度収入	153

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 雑入	252,962	3,340	256,302	2 雑入	3,340	後期高齢者医療療養給付費負担金精算金 1,733 全国市長会防災・減災費用保険金 1,544 多面的機能支払交付金返還金 13 学校健康教育千葉県医師会助成金 50
計	260,391	8,217	268,608			

(款)22 市債

(項)1 市債

4 農林水産業債	90,000	△14,700	75,300	1 農業債	△14,700	ほ場整備事業債 600 水利施設等保全高度化事業債 △15,300
6 土木債	221,900	46,000	267,900	1 道路橋梁債	51,000	幹線市道整備事業債 51,000
				3 都市計画債	△5,000	鴨川潮さい公園芝生広場整備事業債 △5,000
8 教育債	788,100	△17,400	770,700	4 社会教育債	△13,500	旧江見小学校跡地活用事業債 △8,400 移動教室バス整備事業債 △5,100
				5 保健体育債	△3,900	給食センター施設整備事業債 △3,900
計	1,543,708	13,900	1,557,608			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
1 議会費	187,289	1,380	188,669				1,380	2 給料 293	●議員人件費 736	
								3 職員手当等 1,087	3 職員手当等 736 ・議員期末手当 736	
									●職員人件費（議会事務局） 644	
									2 給料 293 ・一般職給料 293	
									3 職員手当等 351 ・時間外勤務手当 9 ・期末手当 178 ・勤勉手当 164	
計	187,289	1,380	188,669				1,380			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	457,720	9,904	467,624				9,904	2 給料 5,333	●職員人件費（会計課） 430
								3 職員手当等 4,571	2 給料 215 ・一般職給料 215
									3 職員手当等 215 ・時間外勤務手当 12 ・期末手当 105 ・勤勉手当 98
									●職員人件費（企画政策課） 2,142
									2 給料 1,127 ・一般職給料 1,127
									3 職員手当等 1,015 ・時間外勤務手当 115 ・期末手当 473 ・勤勉手当 427
									●職員人件費（特別職） 141
									3 職員手当等 141 ・特別職期末手当 141

2 総務費

1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> ●職員人件費（総務課） 2,639 2 給料 1,444 <ul style="list-style-type: none"> ・一般職給料 1,444 3 職員手当等 1,195 <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務手当 155 ・休日勤務手当 2 ・期末手当 546 ・勤勉手当 492 ●職員人件費（管財契約課） 1,502 2 給料 836 <ul style="list-style-type: none"> ・一般職給料 836 3 職員手当等 666 <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務手当 85 ・期末手当 307 ・勤勉手当 274 ●職員人件費（財政課） 1,875 2 給料 1,066 <ul style="list-style-type: none"> ・一般職給料 1,066 3 職員手当等 809 <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務手当 115 ・期末手当 367 ・勤勉手当 327 ●職員人件費（危機管理課） 1,175 2 給料 645 <ul style="list-style-type: none"> ・一般職給料 645 3 職員手当等 530 <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務手当 67 ・休日勤務手当 10 ・期末手当 237 ・勤勉手当 216 	
2 人事管理費	542,805	△9,365	533,440				△9,365	4 共済費	△9,365	<ul style="list-style-type: none"> ●総務一般管理費 △9,365 4 共済費 △9,365 <ul style="list-style-type: none"> ・職員共済組合追加費用 △9,365

6 財産管理費	511,014	232	511,246				232	1 報酬	83	●庁舎等維持管理費	83
								10 需用費	149	1 報酬	83
										・会計年度任用職員報酬	83
										10 需用費	149
										・修繕料	149
7 企画費	1,064,362	△500	1,063,862					12 委託料	△500	●小湊さとうみ学校管理運営事業	△500
										12 委託料	△500
										・小湊さとうみ学校指定管理料	△500
8 支所及び出張所費	73,376	1,225	74,601				1,225	1 報酬	250	●職員人件費（出張所）	265
								2 給料	393	2 給料	131
								3 職員手当等	417	・一般職給料	131
								10 需用費	165	3 職員手当等	134
										・期末手当	69
										・勤勉手当	65
										●出張所事務費	207
										1 報酬	207
										・会計年度任用職員報酬	207
										●職員人件費（天津小湊支所）	368
										2 給料	162
										・一般職給料	162
										3 職員手当等	206
										・時間外勤務手当	2
										・期末手当	105
										・勤勉手当	99
										●天津小湊支所事務費	41
										1 報酬	41
										・会計年度任用職員報酬	41
										●天津小湊支所維持管理費	167
										1 報酬	2
										・会計年度任用職員報酬	2
										10 需用費	165
										・修繕料	165

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									●職員人件費（コミュニティセンター小湊） 177 2 給料 100 ・一般職給料 100 3 職員手当等 77 ・時間外勤務手当 7 ・期末手当 37 ・勤勉手当 33	
10 電子計算費	204,731	441	205,172				441	10 需用費	441	●基幹系システム維持管理事業 81 10 需用費 81 ・消耗品費 81 ●情報系システム維持管理事業 360 10 需用費 360 ・消耗品費 360
12 コミュニティ振興費	46,154	979	47,133				979	1 報酬	41	●市政協力員設置事業 41
								2 給料	575	1 報酬 41 ・会計年度任用職員報酬 41
								3 職員手当等	363	●職員人件費（協働推進） 938 2 給料 575 ・一般職給料 575 3 職員手当等 363 ・時間外勤務手当 46 ・期末手当 167 ・勤勉手当 150
13 諸費	5,411	58	5,469				58	8 旅費	0	●国内姉妹都市等交流事業 58
								10 需用費	15	10 需用費 15 ・印刷製本費 15
								11 役務費	43	11 役務費 43 ・植栽手数料 43
										●外国人も暮らしやすいまちづくり事業 8 旅費 ・費用弁償 4

										・普通旅費	△4
計	2,947,620	2,974	2,950,594		△500		3,474				

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

1 税務総務費	167,392	3,807	171,199				3,807	2 給料	2,149	●職員人件費（税務課）	3,807
								3 職員手当等	1,658	2 給料	2,149
										・一般職給料	2,149
										3 職員手当等	1,658
										・時間外勤務手当	278
										・期末手当	729
										・勤勉手当	651
計	190,161	3,807	193,968				3,807				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	112,556	1,678	114,234				1,678	1 報酬	70	●職員人件費（戸籍住民基本台帳）	1,608
								2 給料	904	2 給料	904
								3 職員手当等	704	・一般職給料	904
										3 職員手当等	704
										・時間外勤務手当	80
										・期末手当	327
										・勤勉手当	297
										●戸籍住民基本台帳事務費	70
										1 報酬	70
										・会計年度任用職員報酬	70
計	112,556	1,678	114,234				1,678				

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

1 選挙管理委員会費	10,307	126	10,433				126	2 給料	54	●職員人件費（選挙管理委員会事務局）	126
								3 職員手当等	72	2 給料	54
										・一般職給料	54
										3 職員手当等	72
										・時間外勤務手当	7
										・休日勤務手当	1
										・期末手当	34

2 総務費

4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
										・勤勉手当 30
5 千葉県知事選挙費	28,404	24	28,428	24				1 報酬	24	●千葉県知事選挙費 24 1 報酬 24 ・会計年度任用職員報酬 24
7 市長選挙費	23,664	10	23,674			10		1 報酬	10	●市長選挙費 10 1 報酬 10 ・会計年度任用職員報酬 10
計	93,040	160	93,200	24		136				

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

1 統計調査総務費	18,988	372	19,360				372	2 給料	202	●職員人件費(統計) 372
								3 職員手当等	170	2 給料 202 ・一般職給料 202
										3 職員手当等 170 ・時間外勤務手当 23 ・期末手当 77 ・勤勉手当 70
2 基幹統計調査費	5,246	1	5,247				1	3 職員手当等	1	●基幹統計調査費 1 3 職員手当等 1 ・時間外勤務手当 1
計	24,260	373	24,633				373			

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

1 監査委員費	19,302	253	19,555				253	2 給料	111	●職員人件費(監査委員事務局) 253
								3 職員手当等	142	2 給料 111 ・一般職給料 111
										3 職員手当等 142 ・時間外勤務手当 5 ・期末手当 71 ・勤勉手当 66
計	19,302	253	19,555				253			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	867,974	16,270	884,244			11,647	4,623	2 給料	2,452	●基金積立金 (地域福祉)	11,647
								3 職員手当等	1,911	24 積立金	11,647
								10 需用費	260	・地域福祉基金積立金	11,647
								24 積立金	11,647	●職員人件費 (国保会計)	1,361
										2 給料	780
		・一般職給料	780								
		3 職員手当等	581								
		・時間外勤務手当	45								
		・期末手当	281								
		・勤勉手当	255								
		●職員人件費 (健康推進課)	561								
		2 給料	258								
		・一般職給料	258								
		3 職員手当等	303								
		・時間外勤務手当	15								
		・期末手当	151								
		・勤勉手当	137								
		●職員人件費 (福祉総合相談センター)	197								
		2 給料	107								
		・一般職給料	107								
		3 職員手当等	90								
		・時間外勤務手当	13								
		・休日勤務手当	1								
		・期末手当	40								
		・勤勉手当	36								
		●職員人件費 (福祉課)	1,896								
		2 給料	1,122								
		・一般職給料	1,122								
		3 職員手当等	774								
		・時間外勤務手当	△74								
		・期末手当	445								
		・勤勉手当	403								
		●総合保健福祉会館維持管理費	260								
		10 需用費	260								
		・燃料費	260								

3 民生費

1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									●職員人件費（総合相談） 348 2 給料 185 ・一般職給料 185 3 職員手当等 163 ・時間外勤務手当 23 ・休日勤務手当 2 ・期末手当 72 ・勤勉手当 66	
2 老人福祉費	1,570,701	2,630	1,573,331				2,630	2 給料 228 3 職員手当等 177 27 繰出金 2,225	●特別会計繰出金（介護） 2,225 27 繰出金 2,225 ・介護保険特別会計繰出金 2,225 ●職員人件費（後期医会計） 405 2 給料 228 ・一般職給料 228 3 職員手当等 177 ・時間外勤務手当 23 ・期末手当 81 ・勤勉手当 73	
3 障害者福祉費	1,061,393	13,470	1,074,863	9,028			4,442	12 委託料 4,875 19 扶助費 8,595	●自立支援給付事業 8,595 19 扶助費 8,595 ・身体障害者更生医療給付費 7,742 ・障害者療養介護医療給付費 853 ●地域生活支援事業 4,875 12 委託料 4,875 ・障害者地域生活支援委託費 4,875	
計	3,500,068	32,370	3,532,438	9,028		11,647	11,695			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	312,850	10,482	323,332	13,050			△2,568	2 給料 2,196 3 職員手当等 1,994 22 償還金, 利子及び割引料 6,292	●職員人件費（児童福祉・子ども医療） 4,190 2 給料 2,196 ・一般職給料 2,196 3 職員手当等 1,994
-----------	---------	--------	---------	--------	--	--	--------	--	--

										<ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務手当 580 ・期末手当 748 ・勤勉手当 666 ●子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業 1,490 22 償還金， 利子及び割引料 1,490 ・国県支出金等返還金 1,490 ●子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）支給事業 4,802 22 償還金， 利子及び割引料 4,802 ・国県支出金等返還金 4,802
2 児童手当費	354,452	960	355,412				960	22 償還金， 利子及び割引料	960	<ul style="list-style-type: none"> ●児童手当費 960 22 償還金， 利子及び割引料 960 ・国県支出金等返還金 960
3 母子福祉費	103,221	1,650	104,871				1,650	22 償還金， 利子及び割引料	1,650	<ul style="list-style-type: none"> ●児童扶養手当費 172 22 償還金， 利子及び割引料 172 ・国県支出金等返還金 172 ●母子家庭及び父子家庭等自立支援事業 1,478 22 償還金， 利子及び割引料 1,478 ・国県支出金等返還金 1,478
5 認定こども園費	721,502	17,281	738,783				17,281	2 給料	10,545	<ul style="list-style-type: none"> ●職員人件費（認定こども園） 17,281 2 給料 10,545 ・一般職給料 10,545 3 職員手当等 6,736 ・時間外勤務手当 654 ・期末手当 3,234 ・勤勉手当 2,848
								3 職員手当等	6,736	
6 子ども・子育て支援事業費	834,913	29,965	864,878				29,965	22 償還金， 利子及び割引料	29,965	<ul style="list-style-type: none"> ●教育・保育給付等事業費 26,759 22 償還金， 利子及び割引料 26,759 ・国県支出金等返還金 26,759 ●地域子ども・子育て支援事業事務費 3,206 22 償還金， 利子及び割引料 3,206

3 民生費

2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	2,326,938	60,338	2,387,276	13,050			47,288		・国県支出金等返還金	3,206

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護総務費	48,799	1,489	50,288				1,489	2 給料	917	●職員人件費 (生活保護)	1,489
								3 職員手当等	572	2 給料	917
										・一般職給料	917
										3 職員手当等	572
										・時間外勤務手当	110
										・期末手当	246
										・勤勉手当	216
計	520,821	1,489	522,310				1,489				

(款) 3 民生費

(項) 4 国民年金事務取扱費

1 国民年金事務取扱費	11,310	236	11,546	120			116	1 報酬	41	●職員人件費 (国民年金)	115
								2 給料	50	2 給料	50
								3 職員手当等	65	・一般職給料	50
								8 旅費	58	3 職員手当等	65
								11 役務費	22	・時間外勤務手当	5
										・期末手当	31
										・勤勉手当	29
										●国民年金事務費	121
										1 報酬	41
										・会計年度任用職員報酬	41
										8 旅費	58
										・費用弁償	58
										11 役務費	22
										・郵便料	22
計	11,310	236	11,546	120			116				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	215,186	4,166	219,352	751			3,415	2 給料	1,779	●職員人件費 (環境課)	1,326
								3 職員手当等	1,085	2 給料	627

								22 償還金, 利子及び割引料	1,302	<ul style="list-style-type: none"> ・一般職給料 627 3 職員手当等 699 <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務手当 29 ・期末手当 374 ・勤勉手当 296 ●職員人件費 (保健予防) 1,886 2 給料 1,152 <ul style="list-style-type: none"> ・一般職給料 1,152 3 職員手当等 734 <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務手当 160 ・期末手当 279 ・勤勉手当 295 ●養育医療給付事業 253 22 償還金, 利子及び割引料 253 <ul style="list-style-type: none"> ・国県支出金等返還金 253 ●出産・子育て応援事業 701 3 職員手当等 △348 <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務手当 △348 22 償還金, 利子及び割引料 1,049 <ul style="list-style-type: none"> ・国県支出金等返還金 1,049
3 環境衛生費	82,312	380	82,692				380	1 報酬 121		●環境衛生事務費 57
								10 需用費 259		<ul style="list-style-type: none"> 1 報酬 57 <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員報酬 57 ●公共施設浄化槽管理事業 12 1 報酬 12 <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員報酬 12 ●観光用トイレ維持管理事業 311 1 報酬 52 <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員報酬 52 10 需用費 259 <ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費 259
計	478,617	4,546	483,163	751			3,795			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

2 塵芥処理費	1,105,709	3,539	1,109,248				3,539	2 給料 850		●職員人件費 (清掃センター) 1,818
								3 職員手当等 968		2 給料 850

4 衛生費

2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
							10 需用費	1,699	・一般職給料	850	
							26 公課費	22	3 職員手当等	968	
									・時間外勤務手当	9	
									・休日勤務手当	65	
									・期末手当	464	
									・勤勉手当	430	
									●天津小湊最終処分場維持管理費	281	
									10 需用費	281	
									・光熱水費	281	
									●塵芥収集車費	1,440	
									10 需用費	1,418	
									・修繕料	1,418	
									26 公課費	22	
									・自動車重量税	22	
3 し尿処理費	268,334	1,477	269,811				1,477	2 給料	694	●職員人件費（衛生センター）	1,477
								3 職員手当等	783	2 給料	694
									・一般職給料	694	
									3 職員手当等	783	
									・時間外勤務手当	21	
									・休日勤務手当	5	
									・期末手当	392	
									・勤勉手当	365	
計	1,628,531	5,016	1,633,547				5,016				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

2 農業総務費	134,636	3,644	138,280				3,644	2 給料	2,047	●職員人件費（農林水産課）	3,293
								3 職員手当等	1,597	2 給料	1,895
									・一般職給料	1,895	
									3 職員手当等	1,398	
									・時間外勤務手当	208	
									・休日勤務手当	9	
									・期末手当	624	

										<ul style="list-style-type: none"> ・勤勉手当 557 ●職員人件費（農業委員会事務局） 351 2 給料 152 <ul style="list-style-type: none"> ・一般職給料 152 3 職員手当等 199 <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務手当 18 ・休日勤務手当 1 ・期末手当 95 ・勤勉手当 85
3 農業振興費	237,590	12,071	249,661	5,980		11	6,080	1 報酬	55	●有害鳥獣対策事業 11,960
								12 委託料	11,960	12 委託料 11,960 <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲委託料 11,960
								18 負担金, 補助及び交付金	45	●経営所得安定対策推進事業 55
								22 償還金, 利子及び割引料	11	1 報酬 55 <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員報酬 55
										●担い手支援事業 45
										18 負担金, 補助及び交付金 45 <ul style="list-style-type: none"> ・農業近代化資金利子補給事業利子補給金 45
										●日本型直接支払制度促進事業 11
										22 償還金, 利子及び割引料 11 <ul style="list-style-type: none"> ・国県支出金等返還金 11
5 農地費	70,089	△14,515	55,574		△14,700		185	18 負担金, 補助及び交付金	△14,515	●農業生産基盤の整備及び維持管理事業 605
										18 負担金, 補助及び交付金 605 <ul style="list-style-type: none"> ・加茂川中部地区県営ほ場整備事業負担金 605
										●農業用ため池・ダム維持管理適正化事業 △15,120
										18 負担金, 補助及び交付金 △15,120 <ul style="list-style-type: none"> ・県営水利施設等保全高度化事業負担金 △15,120
計	457,386	1,200	458,586	5,980	△14,700	11	9,909			

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 林業振興費	61,569	1,412	62,981	1,129			283	18 負担金, 補助 及び交付金	1,412	●森林整備事業 18 負担金, 補助及び交付金 ・ 県単森林整備事業補助金	1,412 1,412 1,412
計	61,569	1,412	62,981	1,129			283				

(款) 6 農林水産業費

(項) 3 水産業費

1 水産業総務 費	16,429	473	16,902				473	2 給料	270	●職員人件費 (水産)	473
								3 職員手当等	203		2 給料 ・ 一般職給料
2 水産業振興 費	7,418	182	7,600				182	18 負担金, 補助 及び交付金	182	●水産業振興補助事業	182
											18 負担金, 補助及び交付金 ・ 漁業近代化資金利子補給事 業利子補給金 ・ 漁業経営保全対策共済加入 事業補助金
計	84,127	655	84,782				655				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

1 商工総務費	97,152	2,478	99,630				2,478	2 給料	1,427	●職員人件費 (商工観光課)	2,478
								3 職員手当等	1,051		2 給料 ・ 一般職給料
3 観光費	115,620	4,963	120,583		500		4,463	1 報酬	92	●観光街路灯維持管理事業	4,526
								8 旅費	36		10 需用費

								10 需用費	3,764	・光熱水費	3,455
								18 負担金, 補助 及び交付金	1,071	18 負担金, 補助及び交付金	1,071
										・天津街路灯協会補助金	795
										・小湊街路灯協会補助金	276
										●市営駐車場維持管理事業	8
										10 需用費	8
										・光熱水費	8
										●観光施設等維持管理事業	83
										1 報酬	2
										・会計年度任用職員報酬	2
										10 需用費	81
										・光熱水費	81
										●魅力体験広場維持管理事業	218
										10 需用費	218
										・光熱水費	218
										●観光振興検討事業	128
										1 報酬	90
										・観光振興検討委員会委員報酬	90
										8 旅費	36
										・費用弁償	36
										10 需用費	2
										・食糧費	2
計	333,265	7,441	340,706			500			6,941		

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	148,487	6,048	154,535				6,048	2 給料	3,358	●職員人件費 (都市建設課)	5,302
								3 職員手当等	1,944	2 給料	3,358
								10 需用費	746	・一般職給料	3,358
										3 職員手当等	1,944
										・時間外勤務手当	85
										・期末手当	1,014
										・勤勉手当	845
										●土木総務事務費	746
										10 需用費	746
										・光熱水費	746

8 土木費

1 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	148,487	6,048	154,535				6,048			

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

2 道路橋梁維持費	337,993	105	338,098				105	1 報酬	105	●道路橋梁維持補修事業(支所分) 105 1 報酬 105 ・会計年度任用職員報酬 105
3 道路橋梁新設改良費	118,307	50,254	168,561	△1,395	51,000		649	12 委託料	500	●社会資本整備総合交付金事業 50,254
								16 公有財産購入費	9,654	12 委託料 500 ・登記委託料 500
								21 補償, 補填及び賠償金	40,100	16 公有財産購入費 9,654 ・市道用地 9,654 21 補償, 補填及び賠償金 40,100 ・移転補償 39,600 ・電柱移設補償 500
計	469,834	50,359	520,193	△1,395	51,000		754			

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

4 公園費	43,634	945	44,579		△5,000		5,945	1 報酬	34	●公園維持管理事業 945
								10 需用費	911	1 報酬 34 ・会計年度任用職員報酬 34 10 需用費 911 ・光熱水費 911
計	61,194	945	62,139		△5,000		5,945			

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

1 住宅管理費	32,666	72	32,738				72	10 需用費	72	●市営住宅維持管理事業 72 10 需用費 72 ・光熱水費 72
計	32,666	72	32,738				72			

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

2 非常備消防費	57,672	5	57,677				5	11 役務費	5	●公用車費 (消防車)	5
										11 役務費	5
										・車検手数料	5
3 消防施設費	17,099	348	17,447				348	10 需用費	348	●消防施設整備事業	348
										10 需用費	348
										・光熱水費	348
4 災害対策費	68,006	4,877	72,883			1,544	3,333	3 職員手当等	4,786	●防災情報伝達事業	91
								10 需用費	91	10 需用費	91
										・光熱水費	91
										●災害対策本部等事務費	4,786
										3 職員手当等	4,786
										・時間外勤務手当	4,633
										・管理職員特別勤務手当	153
計	881,739	5,230	886,969			1,544	3,686				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	197,221	2,666	199,887				2,666	2 給料	1,352	●職員人件費 (教育長)	66
								3 職員手当等	1,314	3 職員手当等	66
										・教育長期末手当	66
										●職員人件費 (学校教育課)	2,600
										2 給料	1,352
										・一般職給料	1,352
										3 職員手当等	1,248
										・時間外勤務手当	92
										・期末手当	607
										・勤勉手当	549
計	198,932	2,666	201,598				2,666				

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	169,627	△532	169,095				△532	12 委託料	△532	●小学校施設維持管理事業	△532
										12 委託料	△532
										・電気保安業務保守委託料	△476
										・浄化槽清掃委託料	△56
計	249,370	△532	248,838				△532				

(款)10 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	88,328	△197	88,131				△197	1 報酬 12 委託料 18 負担金, 補助及び交付金	131 △319 △9	●中学校管理運営事業 122 1 報酬 131 ・会計年度任用職員報酬 131 18 負担金, 補助及び交付金 △9 ・地方技術センター負担金 △9 ●中学校施設維持管理事業 △315 12 委託料 △315 ・電気保安業務保守委託料 △264 ・浄化槽清掃委託料 △25 ・建築物環境衛生管理業務委託料 △26 ●生徒及び教職員健康管理事業 △4 12 委託料 △4 ・生徒健康診断委託料 50 ・教職員健康診断委託料 △54
2 教育振興費	50,451	915	51,366			15	900	10 需用費	915	●中学校教育振興事業 915 10 需用費 915 ・消耗品費 915
計	138,779	718	139,497			15	703			

(款)10 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	124,259	1,354	125,613		△5,100		6,454	2 給料	700	●職員人件費(生涯学習課) 1,354 2 給料 700 ・一般職給料 700 3 職員手当等 654 ・時間外勤務手当 70 ・期末手当 307 ・勤勉手当 277
								3 職員手当等	654	
3 図書館費	52,438	1,156	53,594				1,156	1 報酬	173	●職員人件費(図書館) 575 2 給料 309 ・一般職給料 309 3 職員手当等 266 ・時間外勤務手当 37
								2 給料	309	
								3 職員手当等	266	
								10 需用費	408	

										<ul style="list-style-type: none"> ・期末手当 120 ・勤勉手当 109 ●図書館事務費 173 <ul style="list-style-type: none"> 1 報酬 173 <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員報酬 173 ●図書館維持管理費 408 <ul style="list-style-type: none"> 10 需用費 408 <ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費 408
6 郷土資料館費	26,168	793	26,961				793	<ul style="list-style-type: none"> 1 報酬 112 2 給料 236 3 職員手当等 189 10 需用費 256 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員人件費（郷土資料館） 425 <ul style="list-style-type: none"> 2 給料 236 <ul style="list-style-type: none"> ・一般職給料 236 3 職員手当等 189 <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務手当 28 ・期末手当 85 ・勤勉手当 76 ●郷土資料館等事務費 112 <ul style="list-style-type: none"> 1 報酬 112 <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員報酬 112 ●資料館維持管理費 256 <ul style="list-style-type: none"> 10 需用費 256 <ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費 256 	
計	811,532	3,303	814,835				△5,100	8,403		

(款)10 教育費

(項)6 保健体育費

1 保健体育総務費	99,079	1,971	101,050				1,971	<ul style="list-style-type: none"> 1 報酬 20 2 給料 1,162 3 職員手当等 882 8 旅費 2 13 使用料及び賃借料 △95 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員人件費（スポーツ振興課） 2,044 <ul style="list-style-type: none"> 2 給料 1,162 <ul style="list-style-type: none"> ・一般職給料 1,162 3 職員手当等 882 <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務手当 116 ・期末手当 404 ・勤勉手当 362 ●市民スポーツ振興事業 △95 <ul style="list-style-type: none"> 13 使用料及び賃借料 △95 <ul style="list-style-type: none"> ・ピアノ借上料 △95 ●スポーツ推進審議会運営事業 22
-----------	--------	-------	---------	--	--	--	-------	---	--

10 教育費

6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									1 報酬 20 ・スポーツ推進審議会委員報酬 20 8 旅費 2 ・費用弁償 2	
2 体育施設費	108,147	△376	107,771				△376	12 委託料	△376	●総合運動施設維持管理費 △376 12 委託料 △376 ・電気保安業務保守委託料 △180 ・浄化槽保守管理委託料 △97 ・トレーニング機器設置委託料 △99
3 学校給食費	481,410	3,705	485,115		△3,900		7,605	1 報酬 65 2 給料 105 3 職員手当等 135 14 工事請負費 3,400		●職員人件費（給食センター） 240 2 給料 105 ・一般職給料 105 3 職員手当等 135 ・時間外勤務手当 13 ・期末手当 63 ・勤勉手当 59 ●給食センター事務費 65 1 報酬 65 ・会計年度任用職員報酬 65 ●給食センター設備改修等事業 3,400 14 工事請負費 3,400 ・空調設備設置工事 3,400
計	688,636	5,300	693,936		△3,900		9,200			

給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)				
				年間支給率 (月分)						
補正後	長等	3		20,859	9,386 4.55	220	30,465	4,925	35,390	
	議員	18	73,661		33,882 4.60		107,543	21,752	129,295	
	その他の 特別職	1,465	55,059				55,059		55,059	
	計	1,486	128,720	20,859	43,268	220	193,067	26,677	219,744	
補正前	長等	3		20,859	9,179 4.45	220	30,258	4,925	35,183	
	議員	18	73,661		33,146 4.50		106,807	21,752	128,559	
	その他の 特別職	1,459	54,949				54,949		54,949	
	計	1,480	128,610	20,859	42,325	220	192,014	26,677	218,691	
比較	長等	0		0	207 0.10	0	207	0	207	
	議員	0	0		736 0.10		736	0	736	
	その他の 特別職	6	110				110		110	
	計	6	110	0	943	0	1,053	0	1,053	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	369 (378)	339,404	1,540,362	981,763	2,861,529	574,854	3,436,383	
補正前	369 (378)	338,087	1,499,671	946,209	2,783,967	584,219	3,368,186	
比較	0 (0)	1,317	40,691	35,554	77,562	△ 9,365	68,197	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後		35,613	25,292	4,683	149,763	7,818	691	23,965	393,909	323,652	16,113	264	0
補正前		35,613	25,292	4,683	142,029	7,699	538	23,965	379,356	310,657	16,113	264	0	946,209
比較		0	0	0	7,734	119	153	0	14,553	12,995	0	0	0	35,554

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	369 (12)	0	1,540,362	882,468	2,422,830	474,242	2,897,072	
補正前	369 (12)	0	1,499,671	846,914	2,346,585	483,607	2,830,192	
比較	0 (0)	0	40,691	35,554	76,245	△ 9,365	66,880	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後	35,613	25,292	4,683	149,763	7,818	691	23,965	340,005	278,525	16,113	0	0	882,468
	補正前	35,613	25,292	4,683	142,029	7,699	538	23,965	325,452	265,530	16,113	0	0	846,914
	比較	0	0	0	7,734	119	153	0	14,553	12,995	0	0	0	35,554

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	40,691	給与改定に伴う増減分	40,691		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	35,554	制度改正に伴う増減分	30,768	時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等の増額	
		その他の増減分	4,786	時間外勤務手当等の増額	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
令和 6年11月1日 現在	平均給料月額(円)	329,777	326,748	308,251		325,433	297,141
	平均給与月額(円)	387,124	375,655	350,972		379,137	355,699
	平均年齢月数(歳)	44.8	56.3	42.9		48.2	39.3
令和 6年10月1日 現在	平均給料月額(円)	329,935	326,748	308,879		325,433	297,141
	平均給与月額(円)	373,501	358,430	335,753		360,622	339,906
	平均年齢月数(歳)	44.8	56.3	42.8		48.1	39.3

イ 初任給

区分		行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
鴨川市	高校卒	(円) 170,900	(円) 162,100 ~ 181,800	短大卒 (円) 193,900	(円) 短大卒	(円) 186,000	(円) 旧中5卒 189,300
	大学卒	196,200		210,900		202,800	230,800
国	高校卒	166,600	164,000	短大卒 206,900		短大卒 182,700	旧中5卒 183,500
	大学卒	196,200		233,100		202,800	228,500

ウ 級別職員数

区分		行政職給料表適用職員				教育職給料表 適用職員		医療職給料表 (一) 適用職員		医療職給料表 (二) 適用職員		医療職給料表 (三) 適用職員	
		一般行政職		技能労務職		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)								
令和 6年11月1日 現在	8級	5	2.1										
	7級	23	9.4										
	6級	29	11.9										
	5級	63	25.8						2	66.7	1	8.3	
	4級	50	20.5								2	16.7	
	3級	35 (4)	14.3 (100.0)	32	97.0	8	11.0					2	16.7
	2級	23	9.4	1 (3)	3.0 (100.0)	65	89.0			1	33.3	7 (1)	58.3 (100.0)
	1級	16	6.6										
	計	244 (4)	100.0 (100.0)	33 (3)	100.0 (100.0)	73	100.0			3	100.0	12 (1)	100.0 (100.0)
令和 6年10月1日 現在	8級	5	2.1										
	7級	23	9.4										
	6級	29	11.9										
	5級	63	25.8						2	66.7	1	8.3	
	4級	50	20.5								2	16.7	
	3級	35 (4)	14.3 (100.0)	32	97.0	8	11.0					2	16.7
	2級	23	9.4	1 (3)	3.0 (100.0)	65	89.0			1	33.3	7 (1)	58.3 (100.0)
	1級	16	6.6										
	計	244 (4)	100.0 (100.0)	33 (3)	100.0 (100.0)	73	100.0			3	100.0	12 (1)	100.0 (100.0)

※ () 内は再任用短時間勤務職員の外書き

(級別の基準となる職務)

区分	行政職給料表 適用職員	教育職給料表 適用職員	医療職給料表(一) 適用職員	医療職給料表(二) 適用職員	医療職給料表(三) 適用職員
8級	部長、参事、事務局長、 教育次長				
7級	課長、会計管理者、所長 事務局長、支所長、主幹				
6級	課長補佐、次長				
5級	係長、主査			係長、主査	保健師長、看護師長 係長、主査
4級	副主査			主任技師、主査	看護師長、主任保健師 主任看護師、主査
3級	主任主事、主任技師	園長 係長、主査		技師	主任保健師、主任看護師 保健師、看護師
2級	主事、技師	副園長、主任保育士、保育士 主任保育教諭、保育教諭		技師	保健師、看護師 准看護師
1級	主事、技師	保育士、保育教諭		技師	准看護師

エ 昇給

区分	合計	行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
職員数 (A) (人)	369	248	33	73		3	12
昇給に係る職員数 (B) (人)	278	194	12	62		1	9
号給数別内訳	1号給 (人)	1	1				
	2号給 (人)	7	7				
	3号給 (人)	7	6	1			
	4号給 (人)	263	180	11	62	1	9
	5号給 (人)						
	6号給 (人)						
	7号給 (人)						
	8号給 (人)						
比率 (B) / (A) (%)	75.3	78.2	36.4	84.9		33.3	75.0

備考 令和6年4月1日現在

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	2.25 (1.175)	2.35 (1.225)	4.60 (2.40)	有	
補正前	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	4.50 (2.35)	有	
国の制度	2.25 (1.175)	2.35 (1.225)	4.60 (2.40)	有	

※（）内は再任用職員の支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 （月分）	25年勤続の者 （月分）	35年勤続の者 （月分）	最高限度 （月分）	その他の 加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率 (%) (令和6年11月1日現在)	0.23
支給対象職員の比率 (%) (令和6年11月1日現在)	6.43
代表的な特殊勤務手当の名称	清掃作業等手当

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	異	・ 乗用車等を使用する場合 単価及び支給限度額が国と異なる

令和 6 年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度鴨川市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,750 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,904,095 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 6 年 11 月 29 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 県支出金		2,919,422	2,750	2,922,172
	1 県負担金	2,919,422	2,750	2,922,172
歳入合計		3,901,345	2,750	3,904,095

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 諸支出金		3,916	2,750	6,666
	2 繰出金	800	2,750	3,550
歳 出 合 計		3,901,345	2,750	3,904,095

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
国民健康保険実績報告システム及び調整交付金システム保守点検業務に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	253
高額療養費支給システム機器保守点検等に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	132
高額療養費支給システム機器及び同システムに係る賃借料	自 令和6年度 至 令和7年度	773
市税等コンビニ収納事業	自 令和6年度 至 令和7年度	709
口座振替に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	118
徴収業務に係るシステム等使用料	自 令和6年度 至 令和7年度	309
特定健康診査受診勧奨に係る業務委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	5,332

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 県支出金	2,919,422	2,750	2,922,172
歳入合計	3,901,345	2,750	3,904,095

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
11 諸支出金	3,916	2,750	6,666	2,750			
歳 出 合 計	3,901,345	2,750	3,904,095	2,750			0

2 歳 入

(款) 7 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費 等交付金	2,919,422	2,750	2,922,172	2 保険給付費等 交付金（特別 交付金）	2,750	直営診療施設整備費分 2,750
計	2,919,422	2,750	2,922,172			

3 歳 出

(款)11 諸支出金

(項) 2 繰出金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 直営診療施設勘定繰出金	800	2,750	3,550	2,750				27 繰出金	2,750	●直営診療施設勘定繰出金 2,750 27 繰出金 2,750 ・直営診療施設勘定繰出金 2,750
計	800	2,750	3,550	2,750						

令和 6 年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度鴨川市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,225 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,753,673 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 6 年 11 月 29 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		787,349	2,225	789,574
	1 一般会計繰入金	729,000	2,225	731,225
歳入合計		4,751,448	2,225	4,753,673

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		119,694	2,225	121,919
	1 総務管理費	78,114	2,225	80,339
歳 出 合 計		4,751,448	2,225	4,753,673

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
介護保険認定審査会システム機器等一式保守委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	132
介護保険システムパッケージソフト使用料	自 令和6年度 至 令和7年度	3,351
介護給付費適正化総合支援パッケージシステム保守委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	1,386
介護保険指定機関等管理システム使用料	自 令和6年度 至 令和7年度	693
介護報酬等検索システム利用料	自 令和6年度 至 令和7年度	32
口座振替に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	103
市税等コンビニ収納事業	自 令和6年度 至 令和7年度	150
生活支援体制整備事業委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	5,577
高齢者等生活支援型配食サービス委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	13,258
第一号介護予防支援業務委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	5,327

緊急通報システム業務委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	4,020
独居老人等安否確認委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	2,411
認知症初期スクリーニングシステム利用料	自 令和6年度 至 令和7年度	51

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	787,349	2,225	789,574
歳入合計	4,751,448	2,225	4,753,673

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	119,694	2,225	121,919				2,225
歳 出 合 計	4,751,448	2,225	4,753,673				2,225

2 歳 入

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 その他一般 会計繰入金	168,306	2,225	170,531	1 職員給与費等 繰入金	2,225	職員給与費等繰入金（介護保険職員分） 職員給与費等繰入金（地域支援事業職員分）
計	729,000	2,225	731,225			1,687 538

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	78,114	2,225	80,339				2,225	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	1,410 952 △137	●職員人件費（介護保険） 1,687 2 給料 1,126 ・一般職給料 1,126 3 職員手当等 698 ・時間外勤務手当 135 ・期末手当 299 ・勤勉手当 264 4 共済費 △137 ・職員共済組合追加費用 △137 ●職員人件費（福祉総合相談センター） 538 2 給料 284 ・一般職給料 284 3 職員手当等 254 ・時間外勤務手当 34 ・休日勤務手当 5 ・期末手当 113 ・勤勉手当 102
計	78,114	2,225	80,339				2,225			

給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	9 (20)	17,726	36,345	24,757	78,828	10,261	89,089	
補正前	9 (20)	17,726	34,935	23,805	76,466	10,398	86,864	
比較	0 (0)	0	1,410	952	2,362	△ 137	2,225	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後		360	868	0	4,126	212	0	0	10,211	8,644	336	0	0
補正前		360	868	0	3,957	207	0	0	9,799	8,278	336	0	0	23,805
比較		0	0	0	169	5	0	0	412	366	0	0	0	952

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	9 (1)	0	36,345	19,736	56,081	10,261	66,342	
補正前	9 (1)	0	34,935	18,784	53,719	10,398	64,117	
比較	0 (0)	0	1,410	952	2,362	△ 137	2,225	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	宿日直手当	夜間勤務手当	合計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職員手当の内訳	補正後	360	868	0	4,126	212	0	0	7,477	6,357	336	0	0	19,736
	補正前	360	868	0	3,957	207	0	0	7,065	5,991	336	0	0	18,784
	比較	0	0	0	169	5	0	0	412	366	0	0	0	952

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	1,410	給与改定に伴う増減分	1,410		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	952	制度改正に伴う増減分	952	時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等の増額	
		その他の増減分	0		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
令和 6年11月1日 現在	平均給料月額(円)	280,050					353,400
	平均給与月額(円)	321,743					408,438
	平均年齢月数(歳)	37.1					45.8
令和 6年8月1日 現在	平均給料月額(円)	277,779					353,400
	平均給与月額(円)	321,860					423,249
	平均年齢月数(歳)	36.8					45.5

イ 初任給

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
鴨川市	高校卒	(円) 170,900	(円)	短大卒 (円)	(円)	短大卒 (円)	旧中5卒 (円) 189,300
	大学卒	196,200					230,800
国	高校卒	166,600		短大卒		短大卒	旧中5卒 183,500
	大学卒	196,200					228,500

ウ 級別職員数

区分		行政職給料表適用職員				教育職給料表 適用職員		医療職給料表 (一) 適用職員		医療職給料表 (二) 適用職員		医療職給料表 (三) 適用職員	
		一般行政職		技能労務職		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)								
令和 6年11月1日 現在	8級												
	7級												
	6級												
	5級	1	12.5										
	4級	2	25.0									1	100.0
	3級	2	25.0										
	2級											(1)	(100.0)
	1級	3	37.5										
	計	8	100.0									1 (1)	100.0 (100.0)
令和 6年8月1日 現在	8級												
	7級												
	6級												
	5級	1	12.5										
	4級	2	25.0									1	100.0
	3級	2	25.0										
	2級											(1)	(100.0)
	1級	3	37.5										
	計	8	100.0									1 (1)	100.0 (100.0)

※ () 内は再任用短時間勤務職員の外書き

(級別の基準となる職務)

区分	行政職給料表 適用職員	教育職給料表 適用職員	医療職給料表(一) 適用職員	医療職給料表(二) 適用職員	医療職給料表(三) 適用職員
8級	部長、参事				
7級	課長、主幹				
6級	課長補佐				
5級	係長、主査				保健師長、看護師長 係長、主査
4級	副主査				看護師長、主任保健師 主任看護師、主査
3級	主任主事、主任技師				主任保健師、主任看護師 保健師、看護師
2級	主事、技師				保健師、看護師 准看護師
1級	主事、技師				准看護師

エ 昇給

区分	合計	行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
職員数 (A) (人)	9	8					1
昇給に係る職員数 (B) (人)	8	7					1
号給数別内訳	1号給 (人)						
	2号給 (人)						
	3号給 (人)						
	4号給 (人)	8	7				1
	5号給 (人)						
	6号給 (人)						
	7号給 (人)						
	8号給 (人)						
比率 (B) / (A) (%)	88.9	87.5					100.0

備考 令和6年4月1日現在

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	2.25 (1.175)	2.35 (1.225)	4.60 (2.40)	有	
補正前	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	4.50 (2.35)	有	
国の制度	2.25 (1.175)	2.35 (1.225)	4.60 (2.40)	有	

※（）内は再任用職員の支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 （月分）	25年勤続の者 （月分）	35年勤続の者 （月分）	最高限度 （月分）	その他の 加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%～20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率 (%) (令和6年11月1日現在)	—
支給対象職員の比率 (%) (令和6年11月1日現在)	—
代表的な特殊勤務手当の名称	—

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	異	・ 乗用車等を使用する場合 単価及び支給限度額が国と異なる

議案第 58 号

令和 6 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度鴨川市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 6 年 11 月 29 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
口座振替に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	141
市税等コンビニ収納事業	自 令和6年度 至 令和7年度	208

令和6年度鴨川市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度鴨川市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位 千円）

事項	期間	限度額
電気・通信等施設整備及び事務機器等の保守に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	5,140
管理施設警備業務に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	165
水質検査業務に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	15,889
土砂処理業務に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	46,805
水道料金収納等業務に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	69,855
薬品等に係る購入費	自 令和6年度 至 令和7年度	69,811
浄水場維持管理業務に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	24,192

令和6年11月29日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

議案第60号

令和6年度鴨川市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和6年度鴨川市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度鴨川市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	事業収益	1,524,901 千円	8,290 千円	1,533,191 千円
第1項	医業収益	1,375,269 千円	3,400 千円	1,378,669 千円
第2項	医業外収益	149,632 千円	4,890 千円	154,522 千円
		支	出	
第1款	事業費	1,524,901 千円	8,290 千円	1,533,191 千円
第1項	医業費用	1,453,969 千円	5,411 千円	1,459,380 千円
第2項	医業外費用	70,932 千円	2,879 千円	73,811 千円

第3条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額71,180千円は、過年度分損益勘定留保資金 70,966千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 214千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	資本的収入	63,849 千円	2,750 千円	66,599 千円
第3項	補助金	0 千円	2,750 千円	2,750 千円

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
通信等施設設備及び事務機器等の保守に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	14,165
医療機器等の保守及び業務支援に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	6,046
宿直業務等の病院業務に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	23,442
事務機器等に係る賃借料	自 令和6年度 至 令和7年度	2,990

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(科目)

(既決予定額)

(補正予定額)

(計)

(1) 職員給与費

879,985 千円

△ 20,391 千円

859,594 千円

第6条 予算第10条中「80,101千円」を「105,903千円」に改める。

令和6年11月29日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

1) 令和6年度鴨川市病院事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益的収入及び支出

収

入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説明	
						節	金額
1 事業収益			1,524,901	8,290	1,533,191		
	1 医業収益		1,375,269	3,400	1,378,669		
		8 訪問リハビリテーション収益	6,260	3,400	9,660	訪問リハビリテーション収益	3,400
	2 医業外収益		149,632	4,890	154,522		
		4 負担金交付金	17,673	2,538	20,211	交付金	2,538
		6 補助金	1,629	2,352	3,981	県補助金	2,352

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説明		
						節	金額	
1 事業費			1,524,901	8,290	1,533,191			
	1 医業費用		1,453,969	5,411	1,459,380			
		1 給与費		882,305	△ 20,391	861,914	給料	△ 2,869
							医療技術員給	△ 2,869
							手当等	△ 3,596
							医療技術員手当等	△ 717
							会計年度任用職員手当	△ 2,879
							法定福利	△ 13,926
		2 材料費		84,105	25,802	109,907	薬品費	13,374
						診療材料費	12,428	
2 医業外費用		70,932	2,879	73,811				
	2 その他医業外費用	58,875	2,879	61,754	雑支出	2,879		

資本的収入及び支出

収

入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	説明	
						節	金額
1 資本的収入			63,849	2,750	66,599		
	3 補助金		0	2,750	2,750		
		1 補助金	0	2,750	2,750	国民健康保険特別会計補助金	2,750

2) 令和6年度鴨川市病院事業会計補正予算(第2号) 予定キャッシュ・フロー計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	千円	千円	千円
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益(△は純損失)	0	0	0
減価償却費	147,528	0	147,528
引当金の増減額(△は減少)	8,976	0	8,976
長期前受金戻入額	△ 12,444	0	△ 12,444
長期前払消費税の増減額(△は増加)	23,181	0	23,181
有形固定資産除却損	783	0	783
未収金の増減額(△は増加)	△ 27,556	0	△ 27,556
未払金の増減額(△は減少)	6,109	0	6,109
たな卸資産の増減額(△は増加)	0	0	0
業務活動によるキャッシュ・フロー	146,577	0	146,577
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 61,137	0	△ 61,137
国庫補助金等による収入	0	2,750	2,750
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 61,137	2,750	△ 58,387
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	25,300	0	25,300
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 76,642	0	△ 76,642
他会計からの出資による収入	38,549	0	38,549
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 12,793	0	△ 12,793
資金増加額	72,647	2,750	75,397
資金期首残高	365,543	231,084	596,627
資金期末残高	438,190	233,834	672,024

3) 給与費明細書

1 総括

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	7	75 (75)	136,126	281,849	280,007	697,982	161,612	859,594
補正前	7	76 (75)	136,126	284,718	283,603	704,447	175,538	879,985
比較	0	△ 1 (0)	0	△ 2,869	△ 3,596	△ 6,465	△ 13,926	△ 20,391

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	時間外勤 務手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	初任給 調整 手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後		4,902	6,329	36,905	4,551	36,094	1,805	0	5,933	84,216	68,058	1,326	5,589	24,299
補正前		4,902	6,329	36,905	4,551	36,094	1,805	0	5,933	86,007	69,863	1,326	5,589	24,299	283,603
比較		0	0	0	0	0	0	0	0	△ 1,791	△ 1,805	0	0	0	△ 3,596

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	7	75 (0)	175	281,849	239,910	521,934	132,324	654,258
補正前	7	76 (0)	175	284,718	240,627	525,520	146,250	671,770
比較	0	△ 1 (0)	0	△ 2,869	△ 717	△ 3,586	△ 13,926	△ 17,512

※ ()内は、再任用短時間勤務職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	時間外勤 務手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	初任給 調整 手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後		4,902	6,329	36,905	4,551	36,094	1,805	0	5,933	62,207	49,970	1,326	5,589	24,299
補正前		4,902	6,329	36,905	4,551	36,094	1,805	0	5,933	62,609	50,285	1,326	5,589	24,299	240,627
比較		0	0	0	0	0	0	0	0	△ 402	△ 315	0	0	0	△ 717

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	0	0 (75)	135,951	0	40,097	176,048	29,288	205,336
補正前	0	0 (75)	135,951	0	42,976	178,927	29,288	208,215
比較	0	0 (0)	0	0	△ 2,879	△ 2,879	0	△ 2,879

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	時間外勤 務手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	初任給 調整 手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,009	18,088	0	0	0
補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23,398	19,578	0	0	0	42,976
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 1,389	△ 1,490	0	0	0	△ 2,879

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説明	備考
給料	△ 2,869	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 2,869	職員の異動等	
職員手当	△ 3,596	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 3,596	職員の異動等	

3 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
令和 6年11月1日 現在	平均給料月額(円)	294,922			446,600	293,264	304,090
	平均給与月額(円)	355,589			1,164,623	390,856	391,731
	平均年齢月数(歳)	47.2			38.1	44.0	47.9
令和 6年8月1日 現在	平均給料月額(円)	302,980			451,342	293,264	305,362
	平均給与月額(円)	364,566			1,134,510	358,203	385,254
	平均年齢月数(歳)	46.9			38.5	43.8	47.7

イ 初任給

区分		行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
鴨川市	高校卒	(円) 170,900	(円)	短大卒 (円)	(円)	短大卒 (円) 186,000	旧中5卒 (円) 189,300
	大学卒	196,200			335,400	202,800	230,800
国	高校卒	166,600		短大卒		短大卒 182,700	旧中5卒 183,500
	大学卒	196,200			264,700	202,800	228,500

ウ 級別職員数

区分		行政職給料表適用職員				教育職給料表適用職員		医療職給料表(一)適用職員		医療職給料表(二)適用職員		医療職給料表(三)適用職員	
		一般行政職		技能労務職		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)								
令和 6年11月1日 現在	7級	1	10.0										
	6級	1	10.0										
	5級	1	10.0						4	28.6	2	5.0	
	4級								1	7.1	6	15.0	
	3級	1	10.0					1	14.3	2	14.3	4	10.0
	2級	6	60.0					1	14.3	5	35.7	27	67.5
	1級							5	71.4	2	14.3	1	2.5
	計	10	100.0					7	100.0	14	100.0	40	100.0
令和 6年8月1日 現在	7級	1	10.0										
	6級	1	10.0										
	5級	1	10.0						4	28.6	2	5.0	
	4級								1	7.1	6	15.0	
	3級	1	10.0					1	14.3	2	14.3	4	10.0
	2級	6	60.0					1	14.3	5	35.7	27	67.5
	1級							5	71.4	2	14.3	1	2.5
	計	10	100.0					7	100.0	14	100.0	40	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	行政職給料表 適用職員	教育職給料表 適用職員	医療職給料表(一) 適用職員	医療職給料表(二) 適用職員	医療職給料表(三) 適用職員
7級	事務長、主幹				
6級	次長				
5級	係長、主査			技師長、係長	看護師長 保健師長
4級	副主査			主任技師、主査	看護師長、主任看護師 主任保健師、主査
3級	主任主事、主任技師		病院長、医療参事	技師	主任看護師、主任保健師 主任准看護師、看護師、保健師
2級	主事、技師		副院長、医長	技師	看護師、准看護師 保健師
1級	主事、技師		医師	技師	准看護師

エ 昇給

	合 計	行政職給料表適用		教育職給料表 適用職員	医療職給料表 (一)適用職員	医療職給料表 (二)適用職員	医療職給料表 (三)適用職員
		一般行政職	技能労務職				
職員数 (A) (人)	72	10			7	14	41
昇給に係る職員数 (B) (人)	52	8			4	9	31
号給数別内訳	1号給 (人)						
	2号給 (人)						
	3号給 (人)	2					2
	4号給 (人)	50	8		4	9	29
	5号給 (人)						
	6号給 (人)						
	7号給 (人)						
	8号給 (人)						
比率 (B) / (A) (%)	72.2	80.0			57.1	64.3	75.6

備考 令和6年4月1日現在

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	2. 2 5	2. 3 5	4. 6 0	有	
補正前	2. 2 5	2. 2 5	4. 5 0	有	
国の制度	2. 2 5	2. 3 5	4. 6 0	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 （月分）	25年勤続の者 （月分）	35年勤続の者 （月分）	最高限度 （月分）	その他の 加算措置等	備考
支給率等	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 （2%～20%加算）	
国の制度 （支給率等）	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 （2%～45%加算）	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率 (令和6年11月1日現在) (%)	10.54
支給対象職員の比率 (令和6年11月1日現在) (%)	56.34
代表的な特殊勤務手当の名称	医療危険手当、夜間看護手当

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	異	・ 乗用車等を使用する場合 単価及び支給限度額が国と異なる

報告第 11 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 6 年 11 月 29 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

専決第 8 号

専決処分書

事故に伴う損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 11 月 14 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

1 損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

2 事故の発生日時及び場所

日時 令和 6 年 7 月 20 日 午前 7 時 30 分頃

場所 鴨川市八色 423 番 4 地先

3 事故に係る損害額

相手方 車両左側後部タイヤ損傷 9,000 円

4 事故に係る過失割合

市 100%

5 市が負うべき損害賠償の額

9,000 円

6 和解の条件

(1) 市から相手方に対する損害賠償金 9,000 円をもって和解する。

(2) 市及び相手方は、損害賠償金のほか、名目のいかんを問わず、今後一切の請求を行わない。

報告第 12 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 6 年 11 月 29 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

専決第 9 号

専決処分書

事故に伴う損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 11 月 14 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

1 損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

2 事故の発生日時及び場所

日時 令和 6 年 7 月 22 日 午後 7 時 30 分頃

場所 鴨川市成川 131 番

3 事故に係る損害額

相手方 車両左側前部タイヤ損傷 22,775 円

4 事故に係る過失割合

市 100%

5 市が負うべき損害賠償の額

22,775 円

6 和解の条件

(1) 市から相手方に対する損害賠償金 22,775 円をもって和解する。

(2) 市及び相手方は、損害賠償金のほか、名目のいかんを問わず、今後一切の請求を行わない。

報告第 13 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 6 年 11 月 29 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

専決第 10 号

専決処分書

事故に伴う損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 11 月 14 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

1 損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

2 事故の発生日時及び場所

日時 令和 6 年 9 月 23 日 午後 2 時 20 分頃

場所 鴨川市北小町 45 番 3 地先

3 事故に係る損害額

相手方 車両右側前部タイヤ損傷 49,500 円

4 事故に係る過失割合

市 50%

相手方 50%

5 市が負うべき損害賠償の額

24,750 円

6 和解の条件

(1) 市から相手方に対する損害賠償金 24,750 円をもって和解する。

(2) 市及び相手方は、損害賠償金のほか、名目のいかんを問わず、今後一切の請求を行わない。

令和6年第4回鴨川市議会定例会
議案説明資料附属資料
(議案第61号関係)

(目次)

資料名	ページ
城西国際大学安房キャンパス跡地に関する基本協定書	2
土地使用貸借契約書(案)	6

城西国際大学安房キャンパス跡地に関する基本協定書

鴨川市（以下「甲」という。）、学校法人城西大学（以下「乙」という。）及び学校法人日本航空学園（以下「丙」という。）は、城西国際大学安房キャンパス跡地の利用に関し、次のとおり本協定を締結する。

第1条 甲及び乙は、甲乙間で締結した城西国際大学安房キャンパス跡地（別紙図面記載のとおり。以下「用地」という。）に係る土地譲与契約等（別紙契約目録記載のもの）を、次条第1項の議決の日をもって合意解除し、乙は、甲に用地を返還するものとする。

2 前項の用地の引渡しは、前項の解除の日から1か月以内に行う。

第2条 甲は、丙に対し、鴨川市議会の議決を得て、用地を無償で貸し付ける。

2 前項の無償貸付の期間は、前条第2項の用地の引渡しの日から30年間とし、更新できるものとする。

3 乙は、甲が丙に対し第1項により用地を無償で貸し付けたときは、その貸付の日、用地上に存する乙が所有する建物及び工作物その他一切の物件（以下「建物等」という。）を丙に有償譲渡する。

4 乙は、丙に対し、建物等を、前条第2項の用地の引渡しの日、代金と引換えに引き渡す。

5 乙及び丙は、第3項により丙に譲渡された建物等の登記その他譲渡に係る手続の履行を速やかに完了するものとする。

第3条 丙は、用地及び建物等を丙が設置する学校の用途に使用する。

2 丙は、前項の学校として、令和7年度に日本航空高等学校通信制課程の分校を設置し、令和7年度以降10年以内を目途に高等学校の本校又は専修学校を目指すものとする。

3 甲は、前項の学校の設置に当たり、丙に協力するよう努めるものとする。

第4条 丙は、甲の承諾を得ないで用地若しくは建物等の現状を変更し、第三者に使用させ、使用料等を収受し、又は建物等の譲渡若しくは担保権設定その他の処分をしてはならない。

第5条 前4条に関し、建物等の譲渡代金、登記に要する費用その他の事項は、各当事者間で別に定める。

第6条 本協定は、本協定のために必要な鴨川市議会の議決が得られることを停止条件とし、当該議案が否決された場合には、本協定及び本協定に基づく契約は、その効力を失うものとする。

第7条 本協定書に関し疑義が生じた場合には、甲乙丙が誠意をもって話し合い解決するものとする。

本協定成立を証するため、本協定書 3 通を作成し、甲乙丙それぞれ署名捺印の上、各 1 通を保有する。

令和 6 年 1 2 月 6 日

甲 千葉県鴨川市横渚 1 4 5 0 番地
鴨川市

鴨川市長 長谷川 孝夫

乙 東京都千代田区紀尾井町 3 番 2 6 号
学校法人 城西大学

理事長 藤野 陽三

丙 山梨県甲斐市宇津谷 4 4 5 番地
学校法人 日本航空学園

理事長 梅澤 重雄

土地の表示

番号	所在地		種別	地籍 (㎡)
1	鴨川市太海浜字打越	323 番	学校用地	202
2	鴨川市太海字小溝	1469 番 5	学校用地	22,079
3	鴨川市太海字新田	1558 番 4	学校用地	3,265
4	鴨川市太海字猿畑	1581 番 2	山林	9.01
5	鴨川市太海字猿畑	1597 番 3	山林	277
6	鴨川市太海字猿畑	1598 番 2	学校用地	13,939
7	鴨川市太海字仙谷	1616 番 1	学校用地	7,368
8	鴨川市太海字猪ヶ谷	1646 番 1	山林	5,938
9	鴨川市太海字猪ヶ谷	1668 番 6	山林	838
10	鴨川市太海字猪ヶ谷	1672 番 2	山林	640
11	鴨川市太海字猪ヶ谷	1673 番	山林	366
12	鴨川市太海字新林	1676 番	山林	22,351
13	鴨川市太海字新林	1682 番 4	山林	9.27
14	鴨川市太海字新林	1684 番 5	山林	582
15	鴨川市太海字新林	1686 番 2	雑種地	17
16	鴨川市太海字新林	1691 番 4	山林	261
17	鴨川市太海字新林	1692 番 5	山林	485
18	鴨川市太海字新林	1694 番 2	山林	1,034
19	鴨川市太海字新林	1695 番 2	山林	1,346
20	鴨川市太海字新林	1697 番	山林	638
21	鴨川市太海字新林	1698 番 2	山林	233
22	鴨川市太海字打越	1699 番	原野	2,763
23	鴨川市太海字打越	1700 番	山林	284
24	鴨川市太海字打越	1701 番	山林	234
25	鴨川市太海字打越	1702 番	山林	7,391
26	鴨川市太海字打越	1703 番	山林	674
27	鴨川市太海字打越	1705 番 1	山林	3,464
28	鴨川市太海字打越	1705 番 2	雑種地	146
29	鴨川市太海字打越	1705 番 4	山林	728
30	鴨川市太海字打越	1715 番	学校用地	1,484
31	鴨川市太海字打越	1717 番 1	学校用地	36,196
32	鴨川市太海字打越	1749 番 2	雑種地	13
33	鴨川市太海字打越	1751 番 2	雑種地	20
34	鴨川市太海字打越	1754 番 2	雑種地	118
35	鴨川市太海字ツガイ	1827 番	山林	3,167
36	鴨川市太海字峯	2067 番 1	山林	3,008
37	鴨川市太海字峯	2076 番 2	雑種地	44
38	鴨川市太海字峯	2076 番 3	学校用地	968
39	鴨川市太海字峯	2078 番 2	山林	4,312
合計				146,891.28

(別紙契約目録)

1. 2000年2月8日付鴨川市太海多目的公益用地に関する基本合意書
2. 平成14年5月15日付土地譲与契約書
3. 平成17年2月2日付鴨川市太海多目的公益用地に関する基本協定書
4. 平成17年4月11日付土地譲与契約書
5. 平成17年10月17日付鴨川市太海多目的公益用地に関する基本協定の一部を変更する協定書
6. 平成18年3月30日付土地譲与契約書
7. 平成21年3月6日付土地譲渡契約書
8. 平成28年3月31日付土地譲渡契約書

土地使用貸借契約書（案）

鴨川市（以下「甲」という。）と学校法人日本航空学園（以下「乙」という。）は、令和6年12月6日付城西国際大学安房キャンパス跡地に関する基本協定書により甲が返還を受ける土地について、以下のとおり使用貸借契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、自己の所有に係る別紙1に掲げる土地（以下「貸付物件」という。）を乙に現状有姿にて無償で貸し付け、乙はこれを借り受ける。

（用途）

第2条 乙は、貸付物件を基本協定書第3条の用途に使用し、その他の用途に使用してはならない。

2 乙は、前項の用途を変更する必要がある場合は、甲と事前に協議するものとする。

（貸付期間）

第3条 貸付物件の貸付期間は、甲が学校法人城西大学から引渡しを受けた日から起算して30年間とする。

2 本契約は、前項の期間経過後、乙が貸付物件を前条第1項に定める用途に継続して使用する場合は、さらに20年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（担保責任等）

第4条 乙は甲に対し、貸付物件に関して契約の内容に適合しないことを理由とする修繕の請求、履行の追完請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。

（使用制限）

第5条 乙は、甲の承諾を得ないで次の行為をしてはならない。

- (1) 貸付物件に存する施設への新たな担保権の設定
- (2) 貸付物件又は施設の現状の変更又はこれに類する行為
- (3) 貸付物件又は施設の全部又は一部の第三者への転貸又は貸与
- (4) 貸付物件又は施設の使用料等の収受

（貸付物件の管理等）

第6条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙は、別紙2「宅地開発等許可条件の継承について」に記載する事項を遵守しなければならない。

3 貸付物件の維持、補修、改良その他一切の経費は、乙の負担とする。

（建物の建築等）

第7条 乙は、貸付物件に建物の建築又は新たな付帯設備の設置等をしようとするとき（以下「建築等」という。）は、事前に詳細な理由及び建築等の規模、仕様などを付した計画書をもって甲の書面による承諾を求めなければならない。

（有益費等の請求権）

第8条 乙は、貸付物件に投じた有益費又は必要費について、これを甲に請求しないものとする。

(損害賠償等)

第9条 乙は、貸付物件の使用又は管理に関し第三者へ損害を与えた場合は、これを自己の責任において処理し、その賠償等に要する費用を甲に請求することはできない。

2 乙は甲に対し、貸付物件の使用等に関し甲に損害を与えた場合、その一切の責任を負う。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、催告の手続きをしないで本契約を解除することができる。

- (1) 乙が貸付物件を目的外の用途に使用したとき。
- (2) 乙が貸付物件を使用するにあたり公序良俗に反する行為があったとき。
- (3) 反社会的勢力と関係を有することが判明したとき。
- (4) 乙の責に帰すべき事由により他者へ損害を与えたとき。
- (5) 第5条各号記載の使用制限に違反したとき。
- (6) その他基本協定書及び本契約書の条項に違反したとき。

(権利の譲渡)

第11条 乙は、本契約に基づく権利を第三者に譲渡できない。

(貸付物件の返還等)

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、甲の指示に従って、自己の費用をもって建物及び工作物その他一切の物件(貸付物件の付加一体物を含む。以下「建物等」という。)を収去して返還しなければならない。

- (1) 第3条第1項の期間内に貸付物件の学校としての使用を終了したとき。
- (2) 第10条により本契約を解除されたとき。

2 前項の場合を除き、乙が貸付物件の学校としての使用を終了したときは、建物等の収去その他の返還条件について甲乙協議する。

3 貸付物件の返還に際しては、乙はいかなる名目であっても甲に対してその補償等を請求することができない。

(一時的使用)

第13条 甲が、貸付物件を一時的に公用、公共用、公益事業その他の用に使用する必要が生じた場合は、乙と協議のうえ使用できる。

2 乙は、地元団体等より貸付物件の使用申出があった場合、第2条に定める使用目的に支障のない範囲において、これを地元団体等に使用させるよう努める。

(住所等の変更)

第14条 乙は、名称、代表者又は所在地の変更を生じたときは、直ちに書面をもって甲に届け出なければならない。

(信義則)

第 15 条 甲及び乙は、日本国の法令を遵守し、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(契約の費用)

第 16 条 本契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 17 条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(管轄裁判所)

第 18 条 本契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉県鴨川市横渚 1 4 5 0 番地
鴨川市
鴨川市長 長谷川 孝夫

乙 山梨県甲斐市宇津谷 4 4 5 番地
学校法人 日本航空学園
理事長 梅澤 重雄

(別紙1)

土地の表示

番号	所在地		種別	地籍 (㎡)
1	鴨川市太海浜字打越	323 番	学校用地	202
2	鴨川市太海字小溝	1469 番 5	学校用地	22,079
3	鴨川市太海字新田	1558 番 4	学校用地	3,265
4	鴨川市太海字猿畑	1581 番 2	山林	9.01
5	鴨川市太海字猿畑	1597 番 3	山林	277
6	鴨川市太海字猿畑	1598 番 2	学校用地	13,939
7	鴨川市太海字仙谷	1616 番 1	学校用地	7,368
8	鴨川市太海字猪ヶ谷	1646 番 1	山林	5,938
9	鴨川市太海字猪ヶ谷	1668 番 6	山林	838
10	鴨川市太海字猪ヶ谷	1672 番 2	山林	640
11	鴨川市太海字猪ヶ谷	1673 番	山林	366
12	鴨川市太海字新林	1676 番	山林	22,351
13	鴨川市太海字新林	1682 番 4	山林	9.27
14	鴨川市太海字新林	1684 番 5	山林	582
15	鴨川市太海字新林	1686 番 2	雑種地	17
16	鴨川市太海字新林	1691 番 4	山林	261
17	鴨川市太海字新林	1692 番 5	山林	485
18	鴨川市太海字新林	1694 番 2	山林	1,034
19	鴨川市太海字新林	1695 番 2	山林	1,346
20	鴨川市太海字新林	1697 番	山林	638
21	鴨川市太海字新林	1698 番 2	山林	233
22	鴨川市太海字打越	1699 番	原野	2,763
23	鴨川市太海字打越	1700 番	山林	284
24	鴨川市太海字打越	1701 番	山林	234
25	鴨川市太海字打越	1702 番	山林	7,391
26	鴨川市太海字打越	1703 番	山林	674
27	鴨川市太海字打越	1705 番 1	山林	3,464
28	鴨川市太海字打越	1705 番 2	雑種地	146
29	鴨川市太海字打越	1705 番 4	山林	728
30	鴨川市太海字打越	1715 番	学校用地	1,484
31	鴨川市太海字打越	1717 番 1	学校用地	36,196
32	鴨川市太海字打越	1749 番 2	雑種地	13
33	鴨川市太海字打越	1751 番 2	雑種地	20
34	鴨川市太海字打越	1754 番 2	雑種地	118
35	鴨川市太海字ツガイ	1827 番	山林	3,167
36	鴨川市太海字峯	2067 番 1	山林	3,008
37	鴨川市太海字峯	2076 番 2	雑種地	44
38	鴨川市太海字峯	2076 番 3	学校用地	968
39	鴨川市太海字峯	2078 番 2	山林	4,312
合計				146,891.28

(別紙2)

宅地開発等許可条件の継承について

一般財団法人鴨川市開発公社が太海多目的公益用地の開発を行うために宅地開発申請等の開発許可を取得したが、その折に指導を受けた許可条件について下記に記載する。

1. 利用計画に基づき各施設にて污水排水施設を設置することになるが、処理基準値は次のとおりとなっている。(担当課：千葉県水質保全課)

項目	BOD	SS	T-N	T-P
基準値	5.0mg/l	20.0mg/l	5.0mg/l	0.5mg/l

ただし、千葉県又は甲から指示があるまでの当面の間は次の基準値以内で処理できるものとする。

項目	BOD	SS	T-N	T-P
基準値	10.0mg/l	20.0mg/l	10.0mg/l	0.5mg/l

2. 建築設計にあたっては、「雑用水の利用促進に関する指導要綱」に基づくこと。(千葉県水質保全課)

3. オンサイト調整池の水関係について管理を行い、その形状を変える場合には、容量について次の計画値を確保すること。(千葉県河川海岸課)

No.2 貯留施設		備考
必要堆砂容量	必要調節容量	
321 m ³	1,634 m ³	

ただし、オリフィスの位置については、変更しないものとする。

No.4 貯留施設		備考
必要堆砂容量	必要調節容量	
911 m ³	4,402 m ³	

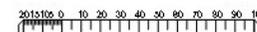
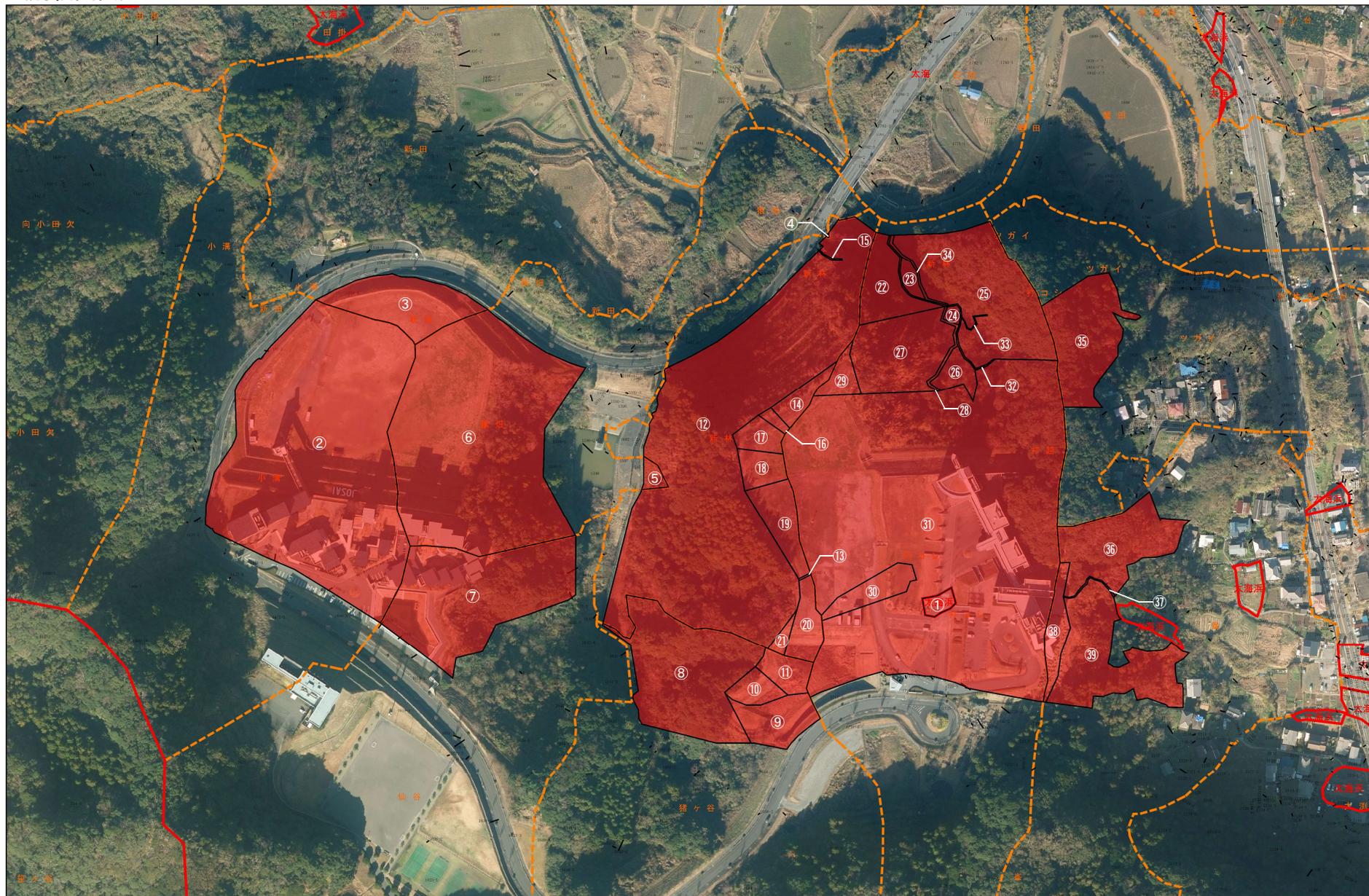
ただし、オリフィスの位置については、変更しないものとする。

4. 施設用地の樹木、芝地等の維持・管理等は無農薬にて管理・運営すること。(千葉県環境部)

5. 施設稼働後、行事等により一時的に駐車場が不足する事態が予想される場合は、公益用地内の他の施設と連携をとりあい駐車場を確保すること。(千葉県企画課)

6. 残置森林等については、「保全管理誓約書」を遵守すること。(千葉県林務課)

(別紙図面)



令和6年第4回鴨川市議会定例会 議案説明資料附属資料（議案第61号関係）に掲載した土地使用貸借契約書（案）（6ページから10ページ）について、内容の一部を下表のとおり変更した。

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">土地使用貸借契約書（案）</p> <p>鴨川市（以下「甲」という。）と学校法人日本航空学園（以下「乙」という。）は、令和6年12月6日付城西国際大学安房キャンパス跡地に関する基本協定書により甲が返還を受ける土地について、以下のとおり使用貸借契約を締結する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 甲は、自己の所有に係る別紙1に掲げる土地（以下「貸付物件」という。）を乙に現状有姿にて無償で貸し付け、乙はこれを借り受ける。</p> <p>（用途）</p> <p>第2条 乙は、貸付物件を基本協定書第3条の用途に使用し、その他の用途に使用してはならない。</p> <p>2 乙は、前項の用途を変更する必要がある場合は、甲と事前に協議するものとする。</p> <p>（貸付期間）</p> <p>第3条 貸付物件の貸付期間は、甲が学校法人城西大学から引渡しを受けた日から起算して30年間とする。</p> <p>2 本契約は、前項の期間経過後、乙が貸付物件を前条第1項に定める用途に継続して使用する場合は、さらに20年間更新されるものとし、以後も同様とする。</p> <p>（担保責任等）</p> <p>第4条 乙は甲に対し、貸付物件に関して契約の内容に適合しないことを理由とする修繕の請求、履行の追完請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。</p> <p>（使用制限）</p> <p>第5条 乙は、甲の承諾を得ないで次の行為をしてはならない。</p> <p>（1）貸付物件に存する施設への新たな担保権の設定</p> <p>（2）貸付物件又は施設の現状の変更又はこれに類する行為</p> <p>（3）貸付物件又は施設の全部又は一部の第三者への転貸又は貸与</p> <p>（4）貸付物件又は施設の使用料等の収受</p> <p>（貸付物件の管理等）</p> <p>第6条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>2 乙は、別紙2「宅地開発等許可条件の継承について」に記載する事項を遵守しなければならない。</p> <p>3 貸付物件の維持、補修、改良その他一切の経費は、乙の負担とする。</p> <p>（建物の建築等）</p> <p>第7条 乙は、貸付物件に建物の建築又は新たな付帯設備の設置等をしようとするとき（以下「建築等」という。）は、事前に詳細な理由及び建築等の規模、仕様などを付した計画書をもって甲の書面による承諾を求めなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">土地使用貸借契約書（案）</p> <p>鴨川市（以下「甲」という。）と学校法人日本航空学園（以下「乙」という。）は、令和6年12月6日付城西国際大学安房キャンパス跡地に関する基本協定書により甲が返還を受ける土地について、以下のとおり使用貸借契約を締結する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 甲は、自己の所有に係る別紙1に掲げる土地（以下「貸付物件」という。）を乙に現状有姿にて無償で貸し付け、乙はこれを借り受ける。</p> <p>（用途）</p> <p>第2条 乙は、貸付物件を基本協定書第3条の用途に使用し、その他の用途に使用してはならない。</p> <p>2 乙は、前項の用途を変更する必要がある場合は、甲と事前に協議するものとする。</p> <p>（貸付期間）</p> <p>第3条 貸付物件の貸付期間は、甲が学校法人城西大学から引渡しを受けた日から起算して30年間とする。</p> <p>2 本契約は、前項の期間経過後、乙が貸付物件を前条第1項に定める用途に継続して使用する場合は、さらに20年間更新されるものとし、以後も同様とする。</p> <p>（担保責任等）</p> <p>第4条 乙は甲に対し、貸付物件に関して契約の内容に適合しないことを理由とする修繕の請求、履行の追完請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。</p> <p>（使用制限）</p> <p>第5条 乙は、甲の承諾を得ないで次の行為をしてはならない。</p> <p>（1）貸付物件に存する施設への新たな担保権の設定</p> <p>（2）貸付物件又は施設の現状の変更又はこれに類する行為</p> <p>（3）貸付物件又は施設の全部又は一部の第三者への転貸又は貸与</p> <p>（4）貸付物件又は施設の使用料等の収受</p> <p>（貸付物件の管理等）</p> <p>第6条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>2 乙は、別紙2「宅地開発等許可条件の継承について」に記載する事項を遵守しなければならない。</p> <p>3 貸付物件の維持、補修、改良その他一切の経費は、乙の負担とする。</p> <p>（建物の建築等）</p> <p>第7条 乙は、貸付物件に建物の建築又は新たな付帯設備の設置等をしようとするとき（以下「建築等」という。）は、事前に詳細な理由及び建築等の規模、仕様などを付した計画書をもって甲の書面による承諾を求めなければならない。</p>

<p>(有益費等の請求権)</p> <p>第8条 乙は、貸付物件に投じた有益費又は必要費について、これを甲に請求しないものとする。</p> <p>(損害賠償等)</p> <p>第9条 乙は、貸付物件の使用又は管理に関し第三者へ損害を与えた場合は、これを自己の責任において処理し、その賠償等に要する費用を甲に請求することはできない。</p> <p>2 乙は甲に対し、貸付物件の使用等に関し甲に損害を与えた場合、その一切の責任を負う。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、催告の手続きをしないで本契約を解除することができる。</p> <p>(1) 乙が貸付物件を目的外の用途に使用したとき。</p> <p>(2) 乙が貸付物件を使用するにあたり公序良俗に反する行為があったとき。</p> <p>(3) 反社会的勢力と関係を有することが判明したとき。</p> <p>(4) 乙の責に帰すべき事由により他者へ損害を与えたとき。</p> <p>(5) 第5条各号記載の使用制限に違反したとき。</p> <p>(6) その他基本協定書及び本契約書の条項に違反したとき。</p> <p>(権利の譲渡)</p> <p>第11条 乙は、本契約に基づく権利を第三者に譲渡できない。</p> <p>(貸付物件の返還等)</p> <p>第12条 乙は、<u>貸付物件の使用を終了したとき(第10条により本契約を解除された場合を含む。)</u>は、甲の指示に従って、自己の費用をもって建物及び工作物その他一切の物件(貸付物件の付加一体物を含む。以下「建物等」という。)を収去して返還しなければならない。</p> <p>2 <u>前項に関わらず、乙が第3条第1項の期間経過後に貸付物件の学校としての使用を終了したとき(第10条により本契約を解除された場合を除く。)</u>は、<u>建物等の収去その他の返還条件について甲乙協議することができる。</u></p> <p>3 貸付物件の返還に際しては、乙はいかなる名目であっても甲に対してその補償等を請求することができない。</p> <p>(一時的使用)</p> <p>第13条 甲が、貸付物件を一時的に公用、公共用、公益事業その他の用に使用する必要が生じた場合は、乙と協議のうえ使用できる。</p> <p>2 乙は、地元団体等より貸付物件の使用申出があった場合、第2条に定める使用目的に支障のない範囲において、これを地元団体等に使用させるよう努める。</p> <p>(住所等の変更)</p> <p>第14条 乙は、名称、代表者又は所在地の変更を生じたときは、直ちに書面をもって甲に届け出なければならない。</p> <p>(信義則)</p>	<p>(有益費等の請求権)</p> <p>第8条 乙は、貸付物件に投じた有益費又は必要費について、これを甲に請求しないものとする。</p> <p>(損害賠償等)</p> <p>第9条 乙は、貸付物件の使用又は管理に関し第三者へ損害を与えた場合は、これを自己の責任において処理し、その賠償等に要する費用を甲に請求することはできない。</p> <p>2 乙は甲に対し、貸付物件の使用等に関し甲に損害を与えた場合、その一切の責任を負う。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、催告の手続きをしないで本契約を解除することができる。</p> <p>(1) 乙が貸付物件を目的外の用途に使用したとき。</p> <p>(2) 乙が貸付物件を使用するにあたり公序良俗に反する行為があったとき。</p> <p>(3) 反社会的勢力と関係を有することが判明したとき。</p> <p>(4) 乙の責に帰すべき事由により他者へ損害を与えたとき。</p> <p>(5) 第5条各号記載の使用制限に違反したとき。</p> <p>(6) その他基本協定書及び本契約書の条項に違反したとき。</p> <p>(権利の譲渡)</p> <p>第11条 乙は、本契約に基づく権利を第三者に譲渡できない。</p> <p>(貸付物件の返還等)</p> <p>第12条 乙は、<u>次の各号のいずれかに該当したとき</u>は、甲の指示に従って、自己の費用をもって建物及び工作物その他一切の物件(貸付物件の付加一体物を含む。以下「建物等」という。)を収去して返還しなければならない。</p> <p><u>(1) 第3条第1項の期間内に貸付物件の学校としての使用を終了したとき。</u></p> <p><u>(2) 第10条により本契約を解除されたとき。</u></p> <p>2 <u>前項の場合を除き、乙が貸付物件の学校としての使用を終了したときは、建物等の収去その他の返還条件について甲乙協議する。</u></p> <p>3 貸付物件の返還に際しては、乙はいかなる名目であっても甲に対してその補償等を請求することができない。</p> <p>(一時的使用)</p> <p>第13条 甲が、貸付物件を一時的に公用、公共用、公益事業その他の用に使用する必要が生じた場合は、乙と協議のうえ使用できる。</p> <p>2 乙は、地元団体等より貸付物件の使用申出があった場合、第2条に定める使用目的に支障のない範囲において、これを地元団体等に使用させるよう努める。</p> <p>(住所等の変更)</p> <p>第14条 乙は、名称、代表者又は所在地の変更を生じたときは、直ちに書面をもって甲に届け出なければならない。</p> <p>(信義則)</p>
--	--

第15条 甲及び乙は、日本国の法令を遵守し、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
(契約の費用)

第16条 本契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。
(疑義等の決定)

第17条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。
(管轄裁判所)

第18条 本契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉県鴨川市横渚1450番地
鴨川市
鴨川市長 長谷川 孝夫

乙 山梨県甲斐市宇津谷445番地
学校法人 日本航空学園
理事長 梅澤 重雄

(別紙1)
土地の表示 略

(別紙2)
宅地開発等許可条件の継承について 略

第15条 甲及び乙は、日本国の法令を遵守し、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
(契約の費用)

第16条 本契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。
(疑義等の決定)

第17条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。
(管轄裁判所)

第18条 本契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉県鴨川市横渚1450番地
鴨川市
鴨川市長 長谷川 孝夫

乙 山梨県甲斐市宇津谷445番地
学校法人 日本航空学園
理事長 梅澤 重雄

(別紙1)
土地の表示 略

(別紙2)
宅地開発等許可条件の継承について 略

(資料 1)

令和 6 年 第 4 回
鴨 川 市 議 会 定 例 会

— 議 案 說 明 資 料 1 —

令和 6 年 11 月 29 日提出

目次

議案番号	議案名	担当課	ページ
議案第47号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度鴨川市一般会計補正予算（第3号））	企画総務部 財政課	3
議案第48号	鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	5
議案第49号	鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	8
議案第50号	鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	10
議案第51号	鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	12
議案第52号	鴨川市看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 健康推進課	51
議案第53号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について	企画総務部 総務課	53
議案第54号	南房総広域水道企業団規約の変更に関する協議について	水道課	55
議案第55号	令和6年度鴨川市一般会計補正予算（第4号）	企画総務部 財政課	56
議案第56号	令和6年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	市民福祉部 市民生活課	62
議案第57号	令和6年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第2号）	市民福祉部 健康推進課	65
議案第58号	令和6年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	市民福祉部 市民生活課	68
議案第59号	令和6年度鴨川市水道事業会計補正予算（第1号）	水道課	69
議案第60号	令和6年度鴨川市病院事業会計補正予算（第2号）	国保病院	71

議案第 47 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度鴨川市一般会計補正予算（第 3 号））

1 提案理由

令和 6 年度鴨川市一般会計予算について、令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査についての予算を措置する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりその承認を求める。

2 内容

(1) 歳入歳出補正

ア 歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
16 県支出金	1,051,842	30,174	1,082,016	衆議院議員選挙委託金
19 繰入金	1,291,097	400	1,291,497	財政調整基金繰入金
歳入合計	18,809,685	30,574	18,840,259	

イ 歳出（目的別）

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	3,356,365	30,574	3,386,939
歳出合計	18,809,685	30,574	18,840,259

ウ 歳出（性質別）

(単位 千円)

区分	補正前の額	補正額	計
人件費	3,876,835	16,249	3,893,084
物件費	3,361,934	13,066	3,375,000
維持補修費	185,900	1,210	187,110

補助費等	1,864,562	49	1,864,611
歳出合計	18,809,685	30,574	18,840,259

3 専決処分日

令和6年10月7日

議案第 48 号

鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、鴨川市観光振興検討委員会を設置するため、鴨川市附属機関設置条例（平成 31 年鴨川市条例第 4 号）の一部を改正することについて、同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 鴨川市附属機関設置条例の改正

鴨川市観光振興検討委員会（以下「委員会」という。）を次のとおり設置する。

ア 担任する事務

市長の諮問に応じ、新たな観光振興施策及びそのための財源の在り方について調査審議を行うこと。

イ 組織 会長 1 人、副会長 1 人及びこれら以外の委員

ウ 定数 7 人以内

エ 構成

(ア) 観光業の関係者

(イ) 宿泊業の関係者

(ウ) 経済団体の関係者

(エ) 関係行政機関の職員

(オ) 識見を有する者

オ 任期 委嘱の日から諮問に係る調査審議が終了するまで

(2) 鴨川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 37 号）の改正（附則第 2 項） 委員会の委員の報酬を月額 5,000 円とする。

3 施行期日
公布の日

鴨川市附属機関設置条例 新旧対照表

改正前						改正後					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
1 市長の附属機関						1 市長の附属機関					
名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期	名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
略						略					
鴨川市 人・農 地プラ ン検討 会	略					鴨川市 人・農 地プラ ン検討 会	略				
(新設)						鴨川市 観光振 興検討 委員会	市長の諮問に応 じ、新たな観光振 興施策及びその ための財源の在 り方について調 査審議を行うこ と。	会長1 人、副 会長1 人及び これら 以外の 委員	7人 以内	(1) 観光業 の関係者 (2) 宿泊業 の関係者 (3) 経済団 体の関係 者 (4) 関係行 政機関の 職員	委嘱の 日から 諮問に 係る調 査審議 が終了 するま で

						(5) 識見を 有する者	
鴨川オ ーシャ ンパー ク運営 委員会	略	鴨川オ ーシャ ンパー ク運営 委員会					
略		略					
2 教育委員会の附属機関 略		2 教育委員会の附属機関 略					

(附則第2項) 鴨川市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正前		改正後	
別表第3 (第2条関係) 日額報酬表		別表第3 (第2条関係) 日額報酬表	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
略		略	
人・農地プラン検討会の委員	略	人・農地プラン検討会の委員	略
(新設)		観光振興検討委員会の委員	5,000 円
オーシャンパーク運営委員会の委員	略	オーシャンパーク運営委員会の委員	略
略		略	

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

議案第 49 号

鴨川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

消防団の班長及び団員の年額報酬の額の改定を行うため、鴨川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 37 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

- (1) 消防団の班長の年額報酬の額を 37,000 円（現行 32,500 円）とする。
- (2) 消防団の団員の年額報酬の額を 36,500 円（現行 26,500 円）とする。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

鴨川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正前				改正後			
別表第 1（第 2 条関係） 年額報酬表				別表第 1（第 2 条関係） 年額報酬表			
区分		報酬の額		区分		報酬の額	
消防団	略			消防団	略		
	班長	32,500 円			班長	37,000 円	
	団員	26,500 円			団員	36,500 円	
略				略			

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 50 号

鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

特別職の職員で常勤のものの期末手当について、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じた改定を行うため、鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 40 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 令和 6 年 12 月の期末手当の支給率の改定【第 1 条】

期末手当の支給率を 100 分の 232.5（現行 100 分の 222.5）とする。

(2) 令和 7 年度以後の期末手当の支給率の改定【第 2 条】

6 月及び 12 月の期末手当の支給率を 100 分の 227.5（改正前 6 月 100 分の 222.5、12 月 100 分の 232.5）とする。

支給月	現行	令和 6 年度【第 1 条】	令和 7 年度以後【第 2 条】
6 月	100 分の 222.5	100 分の 222.5（改定なし）	100 分の 227.5
12 月	100 分の 222.5	100 分の 232.5	100 分の 227.5
計	100 分の 445	100 分の 455	100 分の 455

3 施行期日

公布の日。ただし、上記 2 の(2)については令和 7 年 4 月 1 日とし、上記 2 の(1)については令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

【第 1 条】鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)

<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>
---	---

【第2条】 鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 第1条の規定による改正後の鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 51 号

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

一般職の職員の給与について、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じた改定を行うため、鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 43 号）、鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年鴨川市条例第 27 号）及び鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 2 年鴨川市条例第 39 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1） 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の改正

ア 給料表の改定【第 1 条】

全ての給料表の給料月額について、若年層に重点を置き、引上げ改定（行政職給料表平均改定率 3.3 パーセント）を行う。

イ 初任給調整手当の改定【第 1 条】

初任給調整手当の支給月額の限度について、医師及び歯科医師を 310,000 円（現行 309,200 円）、医師及び歯科医師以外の医療職を 51,600 円（現行 51,100 円）とする。

ウ 期末手当及び勤勉手当の支給率の改定

（ア） 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

a 令和 6 年 12 月の期末手当及び勤勉手当の支給率の改定【第 1 条】

（a） 期末手当の支給率を 100 分の 127.5（現行 100 分の 122.5）とする。

（b） 勤勉手当の支給率を 100 分の 107.5（現行 100 分の 102.5）とする。

b 令和 7 年度以後の期末手当及び勤勉手当の支給率の改定【第 2 条】

（a） 6 月及び 12 月の期末手当の支給率を 100 分の 125（改正前 6 月 100 分の 122.5、12 月 100 分の 127.5）とする。

（b） 6 月及び 12 月の勤勉手当の支給率を 100 分の 105（改正前 6 月 100 分の 102.5、12 月 100 分の 107.5）とする。

支給月	区分	現行	令和6年度【第1条】	令和7年度以後【第2条】
6月	期末手当	100分の122.5	100分の122.5（改定なし）	100分の125
	勤勉手当	100分の102.5	100分の102.5（改定なし）	100分の105
12月	期末手当	100分の122.5	100分の127.5	100分の125
	勤勉手当	100分の102.5	100分の107.5	100分の105
計		100分の450	100分の460	100分の460

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

a 令和6年12月の期末手当及び勤勉手当の支給率の改定【第1条】

- (a) 期末手当の支給率を100分の71.25（現行100分の68.75）とする。
(b) 勤勉手当の支給率を100分の51.25（現行100分の48.75）とする。

b 令和7年度以後の期末手当及び勤勉手当の支給率の改定【第2条】

- (a) 6月及び12月の期末手当の支給率を100分の70（改正前6月100分の68.75、12月100分の71.25）とする。
(b) 6月及び12月の勤勉手当の支給率を100分の50（改正前6月100分の48.75、12月100分の51.25）とする。

支給月	区分	現行	令和6年度【第1条】	令和7年度以後【第2条】
6月	期末手当	100分の68.75	100分の68.75（改定なし）	100分の70
	勤勉手当	100分の48.75	100分の48.75（改定なし）	100分の50
12月	期末手当	100分の68.75	100分の71.25	100分の70
	勤勉手当	100分の48.75	100分の51.25	100分の50
計		100分の235	100分の240	100分の240

(2) 鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の改正【第3条】

ア 会計年度任用職員の令和7年度以後の期末手当及び勤勉手当の支給率の改定

- (ア) 6月及び12月の期末手当の支給率を100分の125（改正前100分の122.5）とする。
(イ) 6月及び12月の勤勉手当の支給率を100分の105（改正前100分の102.5）とする。

支給月	区分	現行	令和7年度以後
6月	期末手当	100分の122.5	100分の125
	勤勉手当	100分の102.5	100分の105
12月	期末手当	100分の122.5	100分の125
	勤勉手当	100分の102.5	100分の105
計		100分の450	100分の460

(3) 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

ア 特定任期付職員の給料表の改定【第4条】

給料表の給料月額について、引上げ改定を行う。

イ 特定任期付職員の令和6年12月の期末手当の支給率の改定【第4条】

期末手当の支給率を100分の175（現行100分の170）とする。

ウ 特定任期付職員の令和7年度以後の期末手当の支給率の改定【第5条】

6月及び12月の期末手当の支給率を100分の172.5（改正前6月100分の170、12月100分の175）とする。

支給月	区分	現行	令和6年度【第4条】	令和7年度以後【第5条】
6月	期末手当	100分の170	100分の170（改定なし）	100分の172.5
12月	期末手当	100分の170	100分の175	100分の172.5
計		100分の340	100分の345	100分の345

3 施行期日

公布の日。ただし、上記2の(1)ウ(ア) b 及び(イ) b、(2)並びに(3)ウについては令和7年4月1日とし、上記2の(1)ア及びイ並びに(3)アについては令和6年4月1日から、上記2の(1)ウ(ア) a 及び(イ) a 並びに(3)イについては同年12月1日から適用する。

【第1条】 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給することができる。</p> <p>(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 <u>309,200円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で規則で定めるもの 月額 <u>51,100円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給することができる。</p> <p>(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 <u>310,000円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で規則で定めるもの 月額 <u>51,600円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

4～6 略
(勤勉手当)

第22条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 100分の102.5 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の48.75 を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前再任用	1	円 162,100	円 208,000	円 240,900	円 271,600	円 295,400	円 323,100	円 365,500	円 410,300
	2	円 163,200	円 209,700	円 242,400	円 273,200	円 297,500	円 325,300	円 368,100	円 412,700

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～6 略
(勤勉手当)

第22条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 100分の107.5 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の51.25 を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前再任用	1	円 183,500	円 230,000	円 261,300	円 287,300	円 309,800	円 335,000	円 373,400	円 415,600
	2	円 184,600	円 231,500	円 262,300	円 288,900	円 311,500	円 336,900	円 376,000	円 418,000

短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員	3	<u>164,400</u>	<u>211,400</u>	<u>243,800</u>	<u>274,700</u>	<u>299,500</u>	<u>327,500</u>	<u>370,500</u>	<u>415,200</u>		短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員	3	<u>185,800</u>	<u>233,000</u>	<u>263,300</u>	<u>290,400</u>	<u>313,200</u>	<u>338,700</u>	<u>378,300</u>	<u>420,500</u>
	4	<u>165,500</u>	<u>212,900</u>	<u>245,200</u>	<u>276,300</u>	<u>301,400</u>	<u>329,500</u>	<u>372,900</u>	<u>417,600</u>			4	<u>186,900</u>	<u>234,500</u>	<u>264,300</u>	<u>291,900</u>	<u>314,700</u>	<u>340,500</u>	<u>380,500</u>	<u>422,900</u>
	5	<u>166,600</u>	<u>214,400</u>	<u>246,400</u>	<u>277,800</u>	<u>303,200</u>	<u>331,500</u>	<u>374,800</u>	<u>419,500</u>			5	<u>188,000</u>	<u>236,000</u>	<u>265,300</u>	<u>293,400</u>	<u>316,100</u>	<u>342,200</u>	<u>382,400</u>	<u>424,800</u>
	6	<u>167,700</u>	<u>216,200</u>	<u>248,000</u>	<u>279,500</u>	<u>305,000</u>	<u>333,500</u>	<u>377,300</u>	<u>421,600</u>			6	<u>189,700</u>	<u>237,500</u>	<u>266,300</u>	<u>294,900</u>	<u>317,400</u>	<u>343,900</u>	<u>384,700</u>	<u>426,900</u>
	7	<u>168,800</u>	<u>217,900</u>	<u>249,500</u>	<u>281,300</u>	<u>306,600</u>	<u>335,400</u>	<u>379,600</u>	<u>423,700</u>			7	<u>191,300</u>	<u>239,000</u>	<u>267,300</u>	<u>296,300</u>	<u>318,700</u>	<u>345,500</u>	<u>386,800</u>	<u>429,000</u>
	8	<u>169,900</u>	<u>219,600</u>	<u>250,900</u>	<u>283,100</u>	<u>308,200</u>	<u>337,300</u>	<u>382,100</u>	<u>425,900</u>			8	<u>192,900</u>	<u>240,500</u>	<u>268,300</u>	<u>297,600</u>	<u>320,000</u>	<u>347,200</u>	<u>388,800</u>	<u>431,200</u>
	9	<u>170,900</u>	<u>221,100</u>	<u>252,000</u>	<u>284,800</u>	<u>309,800</u>	<u>339,200</u>	<u>384,500</u>	<u>427,800</u>			9	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>	<u>269,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>348,800</u>	<u>390,800</u>	<u>433,100</u>
	10	<u>172,300</u>	<u>222,600</u>	<u>253,400</u>	<u>286,700</u>	<u>312,000</u>	<u>341,200</u>	<u>387,100</u>	<u>429,900</u>			10	<u>196,200</u>	<u>243,400</u>	<u>270,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>350,500</u>	<u>393,100</u>	<u>435,200</u>
	11	<u>173,600</u>	<u>224,100</u>	<u>254,900</u>	<u>288,500</u>	<u>314,200</u>	<u>343,200</u>	<u>389,700</u>	<u>432,000</u>			11	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>	<u>271,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>352,100</u>	<u>395,300</u>	<u>437,300</u>
	12	<u>174,900</u>	<u>225,600</u>	<u>256,200</u>	<u>290,300</u>	<u>316,200</u>	<u>345,200</u>	<u>392,300</u>	<u>433,900</u>			12	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>	<u>272,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>353,700</u>	<u>397,500</u>	<u>439,200</u>
	13	<u>176,100</u>	<u>226,800</u>	<u>257,500</u>	<u>292,100</u>	<u>318,200</u>	<u>347,000</u>	<u>394,600</u>	<u>435,600</u>			13	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>	<u>273,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>355,200</u>	<u>399,700</u>	<u>440,900</u>
	14	<u>177,600</u>	<u>228,200</u>	<u>258,700</u>	<u>293,700</u>	<u>320,200</u>	<u>349,000</u>	<u>396,900</u>	<u>437,400</u>			14	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>	<u>274,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>356,900</u>	<u>402,000</u>	<u>442,700</u>
	15	<u>179,100</u>	<u>229,600</u>	<u>259,900</u>	<u>295,100</u>	<u>322,100</u>	<u>350,900</u>	<u>399,100</u>	<u>439,300</u>			15	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>	<u>275,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>358,500</u>	<u>404,200</u>	<u>444,600</u>
	16	<u>180,700</u>	<u>231,000</u>	<u>261,100</u>	<u>296,500</u>	<u>324,000</u>	<u>352,800</u>	<u>401,400</u>	<u>441,200</u>			16	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>	<u>276,400</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>406,500</u>	<u>446,500</u>
	17	<u>181,800</u>	<u>232,400</u>	<u>262,300</u>	<u>298,000</u>	<u>325,900</u>	<u>354,500</u>	<u>403,200</u>	<u>443,000</u>			17	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>	<u>277,400</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>361,700</u>	<u>408,300</u>	<u>448,300</u>
	18	<u>183,200</u>	<u>234,000</u>	<u>263,600</u>	<u>300,000</u>	<u>327,900</u>	<u>356,500</u>	<u>405,100</u>	<u>444,800</u>			18	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>363,500</u>	<u>410,200</u>	<u>450,100</u>
	19	<u>184,600</u>	<u>235,500</u>	<u>264,900</u>	<u>302,000</u>	<u>329,800</u>	<u>358,300</u>	<u>407,000</u>	<u>446,600</u>			19	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>365,000</u>	<u>412,100</u>	<u>451,900</u>
	20	<u>186,000</u>	<u>236,900</u>	<u>266,200</u>	<u>303,800</u>	<u>331,700</u>	<u>360,200</u>	<u>408,800</u>	<u>448,300</u>			20	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>366,600</u>	<u>413,900</u>	<u>453,600</u>
	21	<u>187,300</u>	<u>238,100</u>	<u>267,600</u>	<u>305,500</u>	<u>333,400</u>	<u>362,100</u>	<u>410,600</u>	<u>450,100</u>			21	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>	<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>368,000</u>	<u>415,700</u>	<u>455,400</u>
	22	<u>189,600</u>	<u>239,700</u>	<u>269,100</u>	<u>307,400</u>	<u>335,400</u>	<u>364,000</u>	<u>412,400</u>	<u>451,600</u>			22	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>	<u>283,800</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>	<u>417,500</u>	<u>456,900</u>
	23	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>	<u>270,700</u>	<u>309,300</u>	<u>337,400</u>	<u>365,900</u>	<u>414,200</u>	<u>453,000</u>			23	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>	<u>285,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>371,200</u>	<u>419,300</u>	<u>458,300</u>
	24	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>	<u>272,200</u>	<u>311,100</u>	<u>339,300</u>	<u>367,800</u>	<u>416,000</u>	<u>454,500</u>			24	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>	<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>	<u>421,100</u>	<u>459,800</u>
	25	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>	<u>273,800</u>	<u>312,800</u>	<u>340,700</u>	<u>369,700</u>	<u>417,600</u>	<u>455,900</u>			25	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>	<u>422,700</u>	<u>461,200</u>
	26	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>	<u>275,500</u>	<u>314,800</u>	<u>342,600</u>	<u>371,600</u>	<u>419,100</u>	<u>457,200</u>			26	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>	<u>424,200</u>	<u>462,500</u>
	27	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>	<u>277,100</u>	<u>316,800</u>	<u>344,500</u>	<u>373,500</u>	<u>420,600</u>	<u>458,500</u>			27	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>	<u>425,700</u>	<u>463,800</u>
	28	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>	<u>278,700</u>	<u>318,700</u>	<u>346,400</u>	<u>375,400</u>	<u>422,100</u>	<u>459,700</u>			28	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>	<u>465,000</u>

29	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>	<u>280,300</u>	<u>320,400</u>	<u>348,000</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>	<u>460,700</u>		29	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>	<u>466,000</u>
30	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>	<u>281,800</u>	<u>322,400</u>	<u>349,900</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>	<u>461,400</u>		30	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>	<u>466,700</u>
31	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>	<u>283,300</u>	<u>324,400</u>	<u>351,700</u>	<u>380,500</u>	<u>426,200</u>	<u>462,200</u>		31	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>	<u>467,400</u>
32	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>	<u>284,800</u>	<u>326,400</u>	<u>353,500</u>	<u>382,100</u>	<u>427,400</u>	<u>462,900</u>		32	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>	<u>468,100</u>
33	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>	<u>285,900</u>	<u>327,600</u>	<u>355,300</u>	<u>383,800</u>	<u>428,600</u>	<u>463,600</u>		33	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>	<u>468,800</u>
34	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>	<u>287,500</u>	<u>329,600</u>	<u>357,100</u>	<u>385,200</u>	<u>429,900</u>	<u>464,400</u>		34	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>	<u>469,500</u>
35	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>	<u>289,000</u>	<u>331,500</u>	<u>358,800</u>	<u>386,600</u>	<u>431,200</u>	<u>465,100</u>		35	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>	<u>470,100</u>
36	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>	<u>290,500</u>	<u>333,500</u>	<u>360,500</u>	<u>388,000</u>	<u>432,400</u>	<u>465,700</u>		36	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>	<u>470,700</u>
37	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>	<u>291,900</u>	<u>335,400</u>	<u>361,900</u>	<u>389,400</u>	<u>433,600</u>	<u>466,200</u>		37	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>	<u>471,200</u>
38	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>	<u>293,500</u>	<u>337,300</u>	<u>363,200</u>	<u>390,600</u>	<u>434,400</u>	<u>466,800</u>		38	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>	<u>471,800</u>
39	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>	<u>295,100</u>	<u>339,200</u>	<u>364,500</u>	<u>391,800</u>	<u>435,200</u>	<u>467,400</u>		39	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>	<u>472,400</u>
40	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>341,100</u>	<u>365,900</u>	<u>392,800</u>	<u>436,000</u>	<u>468,000</u>		40	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>	<u>473,000</u>
41	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>	<u>298,200</u>	<u>342,900</u>	<u>367,000</u>	<u>393,900</u>	<u>436,600</u>	<u>468,500</u>		41	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>	<u>473,500</u>
42	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>	<u>299,800</u>	<u>344,800</u>	<u>367,900</u>	<u>395,100</u>	<u>437,300</u>	<u>469,000</u>		42	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>	<u>474,000</u>
43	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>	<u>301,300</u>	<u>346,600</u>	<u>368,900</u>	<u>396,200</u>	<u>438,000</u>	<u>469,400</u>		43	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>	<u>474,400</u>
44	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>	<u>302,800</u>	<u>348,400</u>	<u>370,000</u>	<u>397,300</u>	<u>438,700</u>	<u>469,700</u>		44	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>	<u>474,700</u>
45	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>	<u>304,400</u>	<u>349,900</u>	<u>370,800</u>	<u>398,000</u>	<u>439,500</u>	<u>470,000</u>		45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>	<u>475,000</u>
46	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>	<u>306,000</u>	<u>351,300</u>	<u>371,700</u>	<u>398,700</u>	<u>440,300</u>		46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>		
47	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>	<u>307,600</u>	<u>352,700</u>	<u>372,600</u>	<u>399,400</u>	<u>440,700</u>		47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>		
48	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>	<u>309,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,400</u>	<u>400,100</u>	<u>441,400</u>		48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>		
49	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>	<u>310,000</u>	<u>355,700</u>	<u>374,200</u>	<u>400,700</u>	<u>441,900</u>		49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>		
50	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>	<u>311,500</u>	<u>356,500</u>	<u>375,000</u>	<u>401,300</u>	<u>442,300</u>		50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>		
51	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>	<u>313,000</u>	<u>357,500</u>	<u>375,800</u>	<u>401,800</u>	<u>442,700</u>		51	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>		
52	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>	<u>314,600</u>	<u>358,500</u>	<u>376,500</u>	<u>402,200</u>	<u>443,100</u>		52	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>		
53	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>	<u>316,200</u>	<u>359,400</u>	<u>377,200</u>	<u>402,600</u>	<u>443,500</u>		53	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>		
54	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>	<u>317,800</u>	<u>360,500</u>	<u>377,900</u>	<u>402,900</u>	<u>443,900</u>		54	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>		
55	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>	<u>319,300</u>	<u>361,400</u>	<u>378,600</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>		55	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>		

56	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>	<u>320,800</u>	<u>362,400</u>	<u>379,300</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>				56	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>			
57	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>	<u>322,200</u>	<u>363,300</u>	<u>379,800</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>				57	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>			
58	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>	<u>323,400</u>	<u>364,000</u>	<u>380,400</u>	<u>404,100</u>	<u>445,300</u>				58	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>			
59	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>	<u>324,500</u>	<u>364,700</u>	<u>381,000</u>	<u>404,400</u>	<u>445,600</u>				59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>			
60	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>	<u>325,600</u>	<u>365,300</u>	<u>381,700</u>	<u>404,700</u>	<u>445,900</u>				60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>			
61	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>	<u>326,300</u>	<u>365,700</u>	<u>382,100</u>	<u>405,000</u>	<u>446,200</u>				61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>			
62	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>	<u>327,200</u>	<u>366,300</u>	<u>382,800</u>	<u>405,300</u>					62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>				
63	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>	<u>328,000</u>	<u>367,000</u>	<u>383,400</u>	<u>405,600</u>					63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>				
64	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>	<u>328,800</u>	<u>367,700</u>	<u>384,000</u>	<u>405,900</u>					64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>				
65	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>	<u>329,600</u>	<u>368,000</u>	<u>384,400</u>	<u>406,200</u>					65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>				
66	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>	<u>330,000</u>	<u>368,700</u>	<u>385,000</u>	<u>406,500</u>					66	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>				
67	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>	<u>330,600</u>	<u>369,400</u>	<u>385,600</u>	<u>406,800</u>					67	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>				
68	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>	<u>331,300</u>	<u>370,000</u>	<u>386,200</u>	<u>407,100</u>					68	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>				
69	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>	<u>332,100</u>	<u>370,300</u>	<u>386,600</u>	<u>407,300</u>					69	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>				
70	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>	<u>332,800</u>	<u>370,900</u>	<u>387,100</u>	<u>407,600</u>					70	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>				
71	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,600</u>	<u>387,600</u>	<u>407,900</u>					71	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>				
72	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>	<u>334,100</u>	<u>372,200</u>	<u>388,200</u>	<u>408,100</u>					72	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>				
73	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>	<u>334,600</u>	<u>372,500</u>	<u>388,500</u>	<u>408,300</u>					73	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>				
74	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>	<u>335,200</u>	<u>373,100</u>	<u>388,900</u>	<u>408,600</u>					74	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>				
75	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,700</u>	<u>373,800</u>	<u>389,300</u>	<u>408,900</u>					75	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>				
76	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>	<u>336,300</u>	<u>374,400</u>	<u>389,700</u>	<u>409,100</u>					76	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>				
77	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>	<u>336,600</u>	<u>374,800</u>	<u>390,000</u>	<u>409,300</u>					77	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>				
78	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>	<u>337,100</u>	<u>375,300</u>	<u>390,300</u>	<u>409,600</u>					78	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>				
79	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>	<u>337,500</u>	<u>375,900</u>	<u>390,600</u>	<u>409,900</u>					79	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>				
80	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>	<u>337,900</u>	<u>376,400</u>	<u>390,800</u>	<u>410,100</u>					80	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>				
81	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>391,000</u>	<u>410,300</u>					81	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>				

82	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>	<u>338,800</u>	<u>377,500</u>	<u>391,300</u>	<u>410,600</u>				82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>		
83	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>	<u>339,300</u>	<u>378,000</u>	<u>391,600</u>	<u>410,900</u>				83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>		
84	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>	<u>339,800</u>	<u>378,300</u>	<u>391,800</u>	<u>411,100</u>				84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>		
85	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>	<u>340,100</u>	<u>378,700</u>	<u>392,000</u>	<u>411,300</u>				85	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>		
86	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>	<u>340,500</u>	<u>379,200</u>	<u>392,300</u>					86	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>			
87	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>	<u>341,000</u>	<u>379,600</u>	<u>392,600</u>					87	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>			
88	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>	<u>341,400</u>	<u>380,000</u>	<u>392,800</u>					88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>			
89	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>	<u>341,700</u>	<u>380,400</u>	<u>393,000</u>					89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>			
90	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>	<u>342,100</u>	<u>380,900</u>	<u>393,300</u>					90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>			
91	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>	<u>342,600</u>	<u>381,300</u>	<u>393,600</u>					91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>			
92	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>	<u>343,000</u>	<u>381,700</u>	<u>393,800</u>					92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>			
93	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>	<u>343,200</u>	<u>382,000</u>	<u>394,000</u>					93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>			
94		<u>295,900</u>	<u>343,600</u>	<u>382,500</u>						94		<u>299,400</u>	<u>347,400</u>	<u>386,600</u>				
95		<u>296,200</u>	<u>344,100</u>	<u>382,900</u>						95		<u>299,700</u>	<u>347,800</u>	<u>387,000</u>				
96		<u>296,600</u>	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>						96		<u>300,100</u>	<u>348,200</u>	<u>387,400</u>				
97		<u>296,800</u>	<u>344,700</u>	<u>383,600</u>						97		<u>300,300</u>	<u>348,400</u>	<u>387,700</u>				
98		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>							98		<u>300,600</u>	<u>348,800</u>					
99		<u>297,500</u>	<u>345,500</u>							99		<u>301,000</u>	<u>349,200</u>					
100		<u>297,900</u>	<u>345,800</u>							100		<u>301,400</u>	<u>349,500</u>					
101		<u>298,100</u>	<u>346,100</u>							101		<u>301,600</u>	<u>349,800</u>					
102		<u>298,400</u>	<u>346,500</u>							102		<u>301,900</u>	<u>350,200</u>					
103		<u>298,800</u>	<u>346,900</u>							103		<u>302,200</u>	<u>350,600</u>					
104		<u>299,100</u>	<u>347,300</u>							104		<u>302,500</u>	<u>351,000</u>					
105		<u>299,300</u>	<u>347,800</u>							105		<u>302,700</u>	<u>351,500</u>					
106		<u>299,600</u>	<u>348,200</u>							106		<u>303,000</u>	<u>351,900</u>					
107		<u>300,000</u>	<u>348,600</u>							107		<u>303,300</u>	<u>352,300</u>					
108		<u>300,300</u>	<u>349,000</u>							108		<u>303,600</u>	<u>352,700</u>					

	109		<u>300,500</u>	<u>349,500</u>							109	<u>303,800</u>	<u>353,200</u>						
	110		<u>300,900</u>	<u>349,900</u>							110	<u>304,200</u>	<u>353,600</u>						
	111		<u>301,300</u>	<u>350,200</u>							111	<u>304,600</u>	<u>353,900</u>						
	112		<u>301,600</u>	<u>350,500</u>							112	<u>304,900</u>	<u>354,200</u>						
	113		<u>301,800</u>	<u>351,000</u>							113	<u>305,100</u>	<u>354,700</u>						
	114		<u>302,000</u>								114	<u>305,300</u>							
	115		<u>302,300</u>								115	<u>305,600</u>							
	116		<u>302,700</u>								116	<u>306,000</u>							
	117		<u>302,900</u>								117	<u>306,200</u>							
	118		<u>303,100</u>								118	<u>306,400</u>							
	119		<u>303,400</u>								119	<u>306,700</u>							
	120		<u>303,700</u>								120	<u>307,000</u>							
	121		<u>304,100</u>								121	<u>307,400</u>							
	122		<u>304,300</u>								122	<u>307,600</u>							
	123		<u>304,600</u>								123	<u>307,900</u>							
	124		<u>304,900</u>								124	<u>308,200</u>							
	125		<u>305,200</u>								125	<u>308,500</u>							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		<u>188,700</u>	<u>216,200</u>	<u>256,200</u>	<u>275,600</u>	<u>290,700</u>	<u>316,200</u>	<u>358,000</u>	<u>391,200</u>		<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>320,600</u>	<u>362,700</u>	<u>396,200</u>	
任期付職員		給料月額		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		<u>170,900</u>	<u>208,000</u>	<u>237,200</u>	<u>264,900</u>	<u>280,500</u>	<u>298,100</u>	<u>328,200</u>	<u>363,200</u>		<u>194,500</u>	<u>230,000</u>	<u>257,600</u>	<u>280,600</u>	<u>294,900</u>	<u>310,000</u>	<u>336,100</u>	<u>368,500</u>	
備考	この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。									備考	この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。								

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円
	1	<u>173,600</u>	<u>193,900</u>	<u>303,200</u>
	2	<u>175,100</u>	<u>196,000</u>	<u>305,800</u>
	3	<u>176,700</u>	<u>198,100</u>	<u>308,600</u>
	4	<u>178,200</u>	<u>200,300</u>	<u>311,000</u>
	5	<u>179,800</u>	<u>202,400</u>	<u>313,300</u>
	6	<u>181,300</u>	<u>204,500</u>	<u>315,400</u>
	7	<u>182,900</u>	<u>206,600</u>	<u>317,500</u>
	8	<u>184,400</u>	<u>208,700</u>	<u>319,600</u>
	9	<u>186,000</u>	<u>210,900</u>	<u>321,600</u>
	10	<u>188,000</u>	<u>213,300</u>	<u>323,800</u>
	11	<u>189,800</u>	<u>215,600</u>	<u>326,100</u>
	12	<u>191,700</u>	<u>217,800</u>	<u>328,400</u>
	13	<u>193,400</u>	<u>220,200</u>	<u>330,600</u>
	14	<u>195,600</u>	<u>221,900</u>	<u>332,400</u>
	15	<u>197,600</u>	<u>223,400</u>	<u>334,200</u>
	16	<u>199,600</u>	<u>224,900</u>	<u>335,900</u>
	17	<u>201,700</u>	<u>226,600</u>	<u>337,600</u>
	18	<u>203,800</u>	<u>227,900</u>	<u>339,600</u>
	19	<u>205,900</u>	<u>229,100</u>	<u>341,600</u>
	20	<u>208,000</u>	<u>230,400</u>	<u>343,600</u>
21	<u>210,200</u>	<u>232,100</u>	<u>345,600</u>	

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円
	1	<u>193,700</u>	<u>221,300</u>	<u>323,900</u>
	2	<u>196,000</u>	<u>223,700</u>	<u>326,000</u>
	3	<u>198,300</u>	<u>226,100</u>	<u>328,100</u>
	4	<u>200,600</u>	<u>228,500</u>	<u>330,200</u>
	5	<u>202,800</u>	<u>230,900</u>	<u>332,200</u>
	6	<u>205,100</u>	<u>233,300</u>	<u>334,300</u>
	7	<u>207,400</u>	<u>235,700</u>	<u>336,400</u>
	8	<u>209,700</u>	<u>238,100</u>	<u>338,500</u>
	9	<u>211,900</u>	<u>240,500</u>	<u>340,500</u>
	10	<u>214,300</u>	<u>242,100</u>	<u>342,600</u>
	11	<u>216,500</u>	<u>243,700</u>	<u>344,700</u>
	12	<u>218,700</u>	<u>245,300</u>	<u>346,700</u>
	13	<u>220,900</u>	<u>246,900</u>	<u>348,700</u>
	14	<u>223,200</u>	<u>248,400</u>	<u>350,200</u>
	15	<u>225,400</u>	<u>249,800</u>	<u>351,700</u>
	16	<u>227,600</u>	<u>251,200</u>	<u>353,200</u>
	17	<u>229,900</u>	<u>252,600</u>	<u>354,600</u>
	18	<u>232,000</u>	<u>253,800</u>	<u>356,000</u>
	19	<u>234,100</u>	<u>255,000</u>	<u>357,400</u>
	20	<u>236,200</u>	<u>256,200</u>	<u>358,800</u>
21	<u>238,300</u>	<u>257,600</u>	<u>360,200</u>	

	22	<u>212,400</u>	<u>233,800</u>	<u>347,200</u>			22	<u>240,200</u>	<u>258,800</u>	<u>361,500</u>
	23	<u>214,600</u>	<u>235,500</u>	<u>348,800</u>			23	<u>241,900</u>	<u>260,100</u>	<u>362,800</u>
	24	<u>216,400</u>	<u>237,100</u>	<u>350,300</u>			24	<u>243,500</u>	<u>261,400</u>	<u>364,100</u>
	25	<u>218,600</u>	<u>238,600</u>	<u>351,800</u>			25	<u>245,200</u>	<u>262,700</u>	<u>365,300</u>
	26	<u>220,200</u>	<u>240,600</u>	<u>353,600</u>			26	<u>246,400</u>	<u>264,500</u>	<u>366,600</u>
	27	<u>221,700</u>	<u>242,500</u>	<u>355,300</u>			27	<u>247,700</u>	<u>266,300</u>	<u>367,800</u>
	28	<u>223,200</u>	<u>244,400</u>	<u>357,000</u>			28	<u>249,000</u>	<u>268,100</u>	<u>369,000</u>
	29	<u>224,700</u>	<u>246,100</u>	<u>358,600</u>			29	<u>250,200</u>	<u>269,800</u>	<u>370,200</u>
	30	<u>225,700</u>	<u>248,500</u>	<u>360,200</u>			30	<u>251,200</u>	<u>272,000</u>	<u>371,400</u>
	31	<u>226,800</u>	<u>250,900</u>	<u>361,800</u>			31	<u>252,300</u>	<u>274,200</u>	<u>372,600</u>
	32	<u>228,000</u>	<u>253,300</u>	<u>363,300</u>			32	<u>253,400</u>	<u>276,400</u>	<u>373,700</u>
	33	<u>229,500</u>	<u>255,700</u>	<u>364,600</u>			33	<u>254,600</u>	<u>278,600</u>	<u>374,800</u>
	34	<u>231,000</u>	<u>258,100</u>	<u>366,100</u>			34	<u>255,900</u>	<u>280,800</u>	<u>376,000</u>
	35	<u>232,500</u>	<u>260,400</u>	<u>367,600</u>			35	<u>257,100</u>	<u>283,000</u>	<u>377,200</u>
	36	<u>234,000</u>	<u>262,600</u>	<u>369,300</u>			36	<u>258,300</u>	<u>285,100</u>	<u>378,300</u>
	37	<u>235,300</u>	<u>264,800</u>	<u>371,000</u>			37	<u>259,400</u>	<u>287,100</u>	<u>379,400</u>
	38	<u>236,900</u>	<u>267,000</u>	<u>372,500</u>			38	<u>260,600</u>	<u>289,000</u>	<u>380,600</u>
	39	<u>238,600</u>	<u>269,400</u>	<u>373,800</u>			39	<u>261,800</u>	<u>290,900</u>	<u>381,800</u>
	40	<u>240,000</u>	<u>271,500</u>	<u>375,200</u>			40	<u>263,000</u>	<u>292,700</u>	<u>382,900</u>
	41	<u>241,400</u>	<u>273,700</u>	<u>376,300</u>			41	<u>264,300</u>	<u>294,400</u>	<u>384,000</u>
	42	<u>242,800</u>	<u>276,000</u>	<u>377,700</u>			42	<u>265,500</u>	<u>296,300</u>	<u>385,200</u>
	43	<u>244,200</u>	<u>278,200</u>	<u>379,100</u>			43	<u>266,700</u>	<u>298,100</u>	<u>386,400</u>
	44	<u>245,600</u>	<u>280,300</u>	<u>380,600</u>			44	<u>267,900</u>	<u>299,800</u>	<u>387,500</u>
	45	<u>247,000</u>	<u>282,300</u>	<u>382,000</u>			45	<u>269,200</u>	<u>301,400</u>	<u>388,600</u>
	46	<u>248,400</u>	<u>284,500</u>	<u>383,600</u>			46	<u>270,400</u>	<u>303,200</u>	<u>389,800</u>

	47	<u>249,800</u>	<u>286,600</u>	<u>385,100</u>			47	<u>271,700</u>	<u>304,900</u>	<u>391,000</u>	
	48	<u>251,200</u>	<u>288,500</u>	<u>386,600</u>			48	<u>272,900</u>	<u>306,500</u>	<u>392,200</u>	
	49	<u>252,700</u>	<u>290,500</u>	<u>387,900</u>			49	<u>274,100</u>	<u>308,000</u>	<u>393,400</u>	
	50	<u>254,100</u>	<u>292,200</u>	<u>389,400</u>			50	<u>275,000</u>	<u>309,700</u>	<u>394,700</u>	
	51	<u>255,400</u>	<u>294,000</u>	<u>390,800</u>			51	<u>275,900</u>	<u>311,500</u>	<u>395,900</u>	
	52	<u>256,700</u>	<u>295,700</u>	<u>392,100</u>			52	<u>276,900</u>	<u>313,200</u>	<u>397,100</u>	
	53	<u>257,700</u>	<u>296,900</u>	<u>393,300</u>			53	<u>277,500</u>	<u>314,400</u>	<u>398,300</u>	
	54	<u>259,100</u>	<u>298,900</u>	<u>394,600</u>			54	<u>278,400</u>	<u>316,300</u>	<u>399,600</u>	
	55	<u>260,400</u>	<u>300,800</u>	<u>395,700</u>			55	<u>279,100</u>	<u>318,100</u>	<u>400,600</u>	
	56	<u>261,700</u>	<u>302,800</u>	<u>396,800</u>			56	<u>280,100</u>	<u>319,800</u>	<u>401,700</u>	
	57	<u>262,600</u>	<u>304,700</u>	<u>398,000</u>			57	<u>280,700</u>	<u>321,400</u>	<u>402,900</u>	
	58	<u>264,100</u>	<u>306,800</u>	<u>399,200</u>			58	<u>281,600</u>	<u>323,300</u>	<u>404,100</u>	
	59	<u>265,300</u>	<u>309,000</u>	<u>400,400</u>			59	<u>282,600</u>	<u>325,000</u>	<u>405,300</u>	
	60	<u>266,600</u>	<u>311,200</u>	<u>401,600</u>			60	<u>283,600</u>	<u>326,700</u>	<u>406,500</u>	
	61	<u>267,400</u>	<u>313,300</u>	<u>402,700</u>			61	<u>284,100</u>	<u>328,400</u>	<u>407,600</u>	
	62	<u>268,600</u>	<u>315,600</u>	<u>403,700</u>			62	<u>285,100</u>	<u>330,200</u>	<u>408,600</u>	
	63	<u>269,800</u>	<u>317,800</u>	<u>405,000</u>			63	<u>286,100</u>	<u>332,000</u>	<u>409,900</u>	
	64	<u>270,900</u>	<u>319,900</u>	<u>406,200</u>			64	<u>286,900</u>	<u>333,700</u>	<u>411,100</u>	
	65	<u>271,700</u>	<u>322,000</u>	<u>407,400</u>			65	<u>287,400</u>	<u>335,400</u>	<u>412,300</u>	
	66	<u>272,400</u>	<u>323,500</u>	<u>408,500</u>			66	<u>288,100</u>	<u>336,700</u>	<u>413,400</u>	
	67	<u>273,200</u>	<u>325,000</u>	<u>409,600</u>			67	<u>288,900</u>	<u>338,000</u>	<u>414,500</u>	
	68	<u>274,000</u>	<u>326,500</u>	<u>410,700</u>			68	<u>289,700</u>	<u>339,300</u>	<u>415,600</u>	
	69	<u>274,800</u>	<u>328,200</u>	<u>411,700</u>			69	<u>290,500</u>	<u>340,800</u>	<u>416,600</u>	
	70	<u>276,100</u>	<u>330,200</u>	<u>412,900</u>			70	<u>291,300</u>	<u>342,300</u>	<u>417,800</u>	
	71	<u>277,200</u>	<u>332,200</u>	<u>414,100</u>			71	<u>292,000</u>	<u>343,800</u>	<u>419,000</u>	

	72	<u>278,300</u>	<u>334,100</u>	<u>415,300</u>			72	<u>292,700</u>	<u>345,300</u>	<u>420,200</u>
	73	<u>279,700</u>	<u>335,900</u>	<u>415,900</u>			73	<u>293,500</u>	<u>346,700</u>	<u>420,800</u>
	74	<u>281,100</u>	<u>337,900</u>	<u>416,700</u>			74	<u>294,300</u>	<u>348,200</u>	<u>421,600</u>
	75	<u>282,300</u>	<u>339,800</u>	<u>417,400</u>			75	<u>294,900</u>	<u>349,700</u>	<u>422,300</u>
	76	<u>283,500</u>	<u>341,700</u>	<u>417,900</u>			76	<u>295,600</u>	<u>351,200</u>	<u>422,800</u>
	77	<u>284,300</u>	<u>343,400</u>	<u>418,200</u>			77	<u>296,100</u>	<u>352,600</u>	<u>423,100</u>
	78	<u>285,300</u>	<u>345,200</u>	<u>418,600</u>			78	<u>296,900</u>	<u>354,100</u>	<u>423,400</u>
	79	<u>286,300</u>	<u>346,900</u>	<u>419,000</u>			79	<u>297,600</u>	<u>355,600</u>	<u>423,800</u>
	80	<u>287,300</u>	<u>348,600</u>	<u>419,400</u>			80	<u>298,200</u>	<u>357,100</u>	<u>424,200</u>
	81	<u>288,200</u>	<u>350,400</u>	<u>419,700</u>			81	<u>298,800</u>	<u>358,500</u>	<u>424,500</u>
	82	<u>289,300</u>	<u>352,100</u>	<u>420,100</u>			82	<u>299,600</u>	<u>359,800</u>	<u>424,900</u>
	83	<u>290,400</u>	<u>353,500</u>	<u>420,500</u>			83	<u>300,200</u>	<u>361,100</u>	<u>425,200</u>
	84	<u>291,200</u>	<u>355,100</u>	<u>420,800</u>			84	<u>300,800</u>	<u>362,300</u>	<u>425,500</u>
	85	<u>292,000</u>	<u>356,300</u>	<u>421,100</u>			85	<u>301,400</u>	<u>363,500</u>	<u>425,800</u>
	86	<u>292,900</u>	<u>357,900</u>	<u>421,500</u>			86	<u>302,100</u>	<u>364,700</u>	<u>426,200</u>
	87	<u>293,700</u>	<u>359,400</u>	<u>421,900</u>			87	<u>302,700</u>	<u>365,900</u>	<u>426,500</u>
	88	<u>294,400</u>	<u>360,900</u>	<u>422,200</u>			88	<u>303,200</u>	<u>367,000</u>	<u>426,800</u>
	89	<u>295,300</u>	<u>362,200</u>	<u>422,500</u>			89	<u>303,700</u>	<u>368,100</u>	<u>427,100</u>
	90	<u>296,200</u>	<u>363,500</u>	<u>422,800</u>			90	<u>304,300</u>	<u>369,200</u>	<u>427,400</u>
	91	<u>296,900</u>	<u>364,800</u>	<u>423,100</u>			91	<u>304,800</u>	<u>370,300</u>	<u>427,700</u>
	92	<u>297,700</u>	<u>366,200</u>	<u>423,300</u>			92	<u>305,200</u>	<u>371,400</u>	<u>427,900</u>
	93	<u>298,600</u>	<u>367,600</u>	<u>423,500</u>			93	<u>305,600</u>	<u>372,500</u>	<u>428,100</u>
	94	<u>299,500</u>	<u>368,900</u>	<u>423,800</u>			94	<u>306,200</u>	<u>373,700</u>	<u>428,400</u>
	95	<u>300,400</u>	<u>370,100</u>	<u>424,100</u>			95	<u>306,700</u>	<u>374,800</u>	<u>428,700</u>
	96	<u>301,100</u>	<u>371,200</u>	<u>424,300</u>			96	<u>307,200</u>	<u>375,900</u>	<u>428,900</u>

	97	<u>301,400</u>	<u>372,200</u>	<u>424,500</u>			97	<u>307,500</u>	<u>376,900</u>	<u>429,100</u>	
	98	<u>302,200</u>	<u>373,200</u>	<u>424,800</u>			98	<u>308,100</u>	<u>377,900</u>	<u>429,400</u>	
	99	<u>302,900</u>	<u>374,200</u>	<u>425,100</u>			99	<u>308,600</u>	<u>378,800</u>	<u>429,700</u>	
	100	<u>303,600</u>	<u>375,100</u>	<u>425,300</u>			100	<u>309,000</u>	<u>379,700</u>	<u>429,900</u>	
	101	<u>304,300</u>	<u>375,900</u>	<u>425,500</u>			101	<u>309,400</u>	<u>380,500</u>	<u>430,100</u>	
	102	<u>305,100</u>	<u>376,900</u>				102	<u>309,900</u>	<u>381,500</u>		
	103	<u>305,900</u>	<u>377,800</u>				103	<u>310,400</u>	<u>382,400</u>		
	104	<u>306,700</u>	<u>378,700</u>				104	<u>310,900</u>	<u>383,300</u>		
	105	<u>307,400</u>	<u>379,500</u>				105	<u>311,300</u>	<u>384,100</u>		
	106	<u>307,800</u>	<u>380,400</u>				106	<u>311,700</u>	<u>385,000</u>		
	107	<u>308,200</u>	<u>381,300</u>				107	<u>312,100</u>	<u>385,900</u>		
	108	<u>308,600</u>	<u>382,200</u>				108	<u>312,400</u>	<u>386,800</u>		
	109	<u>308,800</u>	<u>383,000</u>				109	<u>312,600</u>	<u>387,600</u>		
	110	<u>309,100</u>	<u>384,000</u>				110	<u>312,900</u>	<u>388,600</u>		
	111	<u>309,400</u>	<u>384,900</u>				111	<u>313,200</u>	<u>389,500</u>		
	112	<u>309,700</u>	<u>385,800</u>				112	<u>313,500</u>	<u>390,400</u>		
	113	<u>309,900</u>	<u>386,400</u>				113	<u>313,700</u>	<u>391,000</u>		
	114	<u>310,100</u>	<u>387,300</u>				114	<u>313,900</u>	<u>391,900</u>		
	115	<u>310,400</u>	<u>388,200</u>				115	<u>314,200</u>	<u>392,800</u>		
	116	<u>310,700</u>	<u>389,100</u>				116	<u>314,500</u>	<u>393,700</u>		
	117	<u>310,900</u>	<u>389,900</u>				117	<u>314,700</u>	<u>394,500</u>		
	118	<u>311,100</u>	<u>390,600</u>				118	<u>314,900</u>	<u>395,200</u>		
	119	<u>311,300</u>	<u>391,400</u>				119	<u>315,100</u>	<u>396,000</u>		
	120	<u>311,600</u>	<u>392,200</u>				120	<u>315,400</u>	<u>396,800</u>		

	121	<u>311,900</u>	<u>392,800</u>				121	<u>315,700</u>	<u>397,400</u>		
	122	<u>312,100</u>	<u>393,600</u>				122	<u>315,900</u>	<u>398,100</u>		
	123	<u>312,400</u>	<u>394,300</u>				123	<u>316,200</u>	<u>398,800</u>		
	124	<u>312,700</u>	<u>395,000</u>				124	<u>316,500</u>	<u>399,400</u>		
	125	<u>312,900</u>	<u>395,600</u>				125	<u>316,700</u>	<u>400,000</u>		
	126	<u>313,100</u>	<u>396,300</u>				126	<u>316,900</u>	<u>400,700</u>		
	127	<u>313,300</u>	<u>396,800</u>				127	<u>317,100</u>	<u>401,200</u>		
	128	<u>313,600</u>	<u>397,400</u>				128	<u>317,400</u>	<u>401,800</u>		
	129	<u>313,900</u>	<u>398,100</u>				129	<u>317,700</u>	<u>402,400</u>		
	130	<u>314,100</u>	<u>398,700</u>				130	<u>317,900</u>	<u>403,000</u>		
	131	<u>314,300</u>	<u>399,200</u>				131	<u>318,100</u>	<u>403,500</u>		
	132	<u>314,600</u>	<u>399,700</u>				132	<u>318,400</u>	<u>404,000</u>		
	133	<u>314,800</u>	<u>400,000</u>				133	<u>318,600</u>	<u>404,300</u>		
	134		<u>400,300</u>				134		<u>404,600</u>		
	135		<u>400,600</u>				135		<u>404,900</u>		
	136		<u>400,900</u>				136		<u>405,200</u>		
	137		<u>401,200</u>				137		<u>405,500</u>		
	138		<u>401,500</u>				138		<u>405,800</u>		
	139		<u>401,800</u>				139		<u>406,100</u>		
	140		<u>402,100</u>				140		<u>406,400</u>		
	141		<u>402,400</u>				141		<u>406,700</u>		
	142		<u>402,700</u>				142		<u>407,000</u>		
	143		<u>403,000</u>				143		<u>407,300</u>		
	144		<u>403,300</u>				144		<u>407,600</u>		
	145		<u>403,500</u>				145		<u>407,800</u>		

	146		<u>403,800</u>			146		<u>408,100</u>	
	147		<u>404,100</u>			147		<u>408,400</u>	
	148		<u>404,300</u>			148		<u>408,600</u>	
	149		<u>404,500</u>			149		<u>408,800</u>	
	150		<u>404,800</u>			150		<u>409,100</u>	
	151		<u>405,100</u>			151		<u>409,400</u>	
	152		<u>405,300</u>			152		<u>409,600</u>	
	153		<u>405,500</u>			153		<u>409,800</u>	
	154		<u>405,800</u>			154		<u>410,100</u>	
	155		<u>406,100</u>			155		<u>410,400</u>	
	156		<u>406,300</u>			156		<u>410,600</u>	
	157		<u>406,500</u>			157		<u>410,800</u>	
	158		<u>406,800</u>			158		<u>411,100</u>	
	159		<u>407,100</u>			159		<u>411,400</u>	
	160		<u>407,300</u>			160		<u>411,600</u>	
	161		<u>407,500</u>			161		<u>411,800</u>	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円			円	円	円
		<u>228,500</u>	<u>272,100</u>	<u>325,500</u>			<u>232,000</u>	<u>276,000</u>	<u>330,000</u>
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円			円	円	円
		<u>205,900</u>	<u>226,600</u>	<u>286,200</u>			<u>234,100</u>	<u>252,600</u>	<u>306,900</u>
備考 この表は、認定こども園等に勤務する園長、係長、主査、副園長、主任保育士、主任保育教諭、保育士及び保育教諭に適用する。					備考 この表は、認定こども園等に勤務する園長、係長、主査、副園長、主任保育士、主任保育教諭、保育士及び保育教諭に適用する。				

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円
	1	<u>335,400</u>	<u>406,900</u>	<u>474,700</u>
	2	<u>338,400</u>	<u>409,600</u>	<u>477,000</u>
	3	<u>341,200</u>	<u>412,100</u>	<u>479,200</u>
	4	<u>344,100</u>	<u>414,700</u>	<u>481,500</u>
	5	<u>346,600</u>	<u>417,100</u>	<u>483,700</u>
	6	<u>349,600</u>	<u>419,100</u>	<u>485,800</u>
	7	<u>352,400</u>	<u>420,900</u>	<u>488,000</u>
	8	<u>355,300</u>	<u>422,800</u>	<u>490,000</u>
	9	<u>357,800</u>	<u>424,600</u>	<u>491,900</u>
	10	<u>360,800</u>	<u>427,300</u>	<u>494,000</u>
	11	<u>363,800</u>	<u>429,800</u>	<u>496,100</u>
	12	<u>366,600</u>	<u>432,200</u>	<u>498,200</u>
	13	<u>368,700</u>	<u>434,400</u>	<u>500,300</u>
	14	<u>371,200</u>	<u>436,900</u>	<u>502,200</u>
	15	<u>373,900</u>	<u>438,900</u>	<u>504,300</u>
	16	<u>376,400</u>	<u>441,000</u>	<u>506,400</u>
	17	<u>379,100</u>	<u>443,000</u>	<u>508,300</u>
	18	<u>382,500</u>	<u>445,200</u>	<u>510,300</u>
	19	<u>385,500</u>	<u>447,400</u>	<u>512,300</u>
	20	<u>388,800</u>	<u>449,500</u>	<u>514,100</u>
21	<u>391,800</u>	<u>450,900</u>	<u>515,900</u>	

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円
	1	<u>359,900</u>	<u>426,700</u>	<u>484,400</u>
	2	<u>362,500</u>	<u>428,700</u>	<u>486,200</u>
	3	<u>365,000</u>	<u>430,700</u>	<u>488,000</u>
	4	<u>367,500</u>	<u>432,600</u>	<u>489,800</u>
	5	<u>370,000</u>	<u>434,500</u>	<u>491,600</u>
	6	<u>372,600</u>	<u>436,100</u>	<u>493,300</u>
	7	<u>375,100</u>	<u>437,700</u>	<u>495,000</u>
	8	<u>377,600</u>	<u>439,300</u>	<u>496,700</u>
	9	<u>380,100</u>	<u>440,900</u>	<u>498,400</u>
	10	<u>382,800</u>	<u>442,700</u>	<u>500,500</u>
	11	<u>385,500</u>	<u>444,500</u>	<u>502,600</u>
	12	<u>388,100</u>	<u>446,300</u>	<u>504,700</u>
	13	<u>390,200</u>	<u>448,100</u>	<u>506,700</u>
	14	<u>392,700</u>	<u>449,900</u>	<u>508,600</u>
	15	<u>395,200</u>	<u>451,700</u>	<u>510,700</u>
	16	<u>397,700</u>	<u>453,500</u>	<u>512,700</u>
	17	<u>400,300</u>	<u>455,100</u>	<u>514,600</u>
	18	<u>403,000</u>	<u>457,100</u>	<u>516,600</u>
	19	<u>405,600</u>	<u>459,000</u>	<u>518,600</u>
	20	<u>408,100</u>	<u>460,900</u>	<u>520,400</u>
21	<u>410,500</u>	<u>462,300</u>	<u>522,200</u>	

	22	<u>394,400</u>	<u>453,300</u>	<u>517,700</u>			22	<u>412,700</u>	<u>464,100</u>	<u>524,000</u>	
	23	<u>396,800</u>	<u>455,600</u>	<u>519,500</u>			23	<u>414,800</u>	<u>465,900</u>	<u>525,800</u>	
	24	<u>399,300</u>	<u>457,800</u>	<u>521,300</u>			24	<u>416,900</u>	<u>467,700</u>	<u>527,600</u>	
	25	<u>401,900</u>	<u>459,800</u>	<u>522,900</u>			25	<u>419,000</u>	<u>469,500</u>	<u>529,200</u>	
	26	<u>403,900</u>	<u>462,100</u>	<u>524,700</u>			26	<u>420,500</u>	<u>471,300</u>	<u>531,000</u>	
	27	<u>405,500</u>	<u>464,300</u>	<u>526,500</u>			27	<u>422,000</u>	<u>473,100</u>	<u>532,800</u>	
	28	<u>407,100</u>	<u>466,600</u>	<u>528,300</u>			28	<u>423,500</u>	<u>474,900</u>	<u>534,600</u>	
	29	<u>408,800</u>	<u>468,700</u>	<u>529,900</u>			29	<u>424,900</u>	<u>476,700</u>	<u>536,200</u>	
	30	<u>411,000</u>	<u>470,900</u>	<u>531,700</u>			30	<u>426,400</u>	<u>478,500</u>	<u>538,000</u>	
	31	<u>413,100</u>	<u>473,200</u>	<u>533,500</u>			31	<u>427,900</u>	<u>480,300</u>	<u>539,800</u>	
	32	<u>415,100</u>	<u>475,300</u>	<u>535,300</u>			32	<u>429,300</u>	<u>482,100</u>	<u>541,500</u>	
	33	<u>417,200</u>	<u>477,100</u>	<u>536,900</u>			33	<u>430,700</u>	<u>483,900</u>	<u>543,100</u>	
	34	<u>419,300</u>	<u>479,200</u>	<u>538,700</u>			34	<u>432,200</u>	<u>485,800</u>	<u>544,900</u>	
	35	<u>420,900</u>	<u>481,300</u>	<u>540,400</u>			35	<u>433,700</u>	<u>487,700</u>	<u>546,600</u>	
	36	<u>422,600</u>	<u>483,300</u>	<u>542,100</u>			36	<u>435,100</u>	<u>489,600</u>	<u>548,300</u>	
	37	<u>424,500</u>	<u>485,400</u>	<u>543,700</u>			37	<u>436,500</u>	<u>491,500</u>	<u>549,800</u>	
	38	<u>426,000</u>	<u>487,100</u>	<u>545,300</u>			38	<u>438,000</u>	<u>493,200</u>	<u>551,400</u>	
	39	<u>427,800</u>	<u>488,900</u>	<u>546,700</u>			39	<u>439,500</u>	<u>495,000</u>	<u>552,800</u>	
	40	<u>429,600</u>	<u>490,700</u>	<u>548,300</u>			40	<u>440,900</u>	<u>496,800</u>	<u>554,400</u>	
	41	<u>431,500</u>	<u>492,300</u>	<u>549,800</u>			41	<u>442,300</u>	<u>498,400</u>	<u>555,900</u>	
	42	<u>433,500</u>	<u>494,100</u>	<u>551,200</u>			42	<u>443,700</u>	<u>500,200</u>	<u>557,300</u>	
	43	<u>435,300</u>	<u>495,900</u>	<u>552,600</u>			43	<u>445,100</u>	<u>502,000</u>	<u>558,700</u>	
	44	<u>437,200</u>	<u>497,500</u>	<u>553,900</u>			44	<u>446,500</u>	<u>503,600</u>	<u>560,000</u>	
	45	<u>439,000</u>	<u>498,900</u>	<u>555,100</u>			45	<u>447,900</u>	<u>505,000</u>	<u>561,200</u>	
	46	<u>440,700</u>	<u>500,600</u>	<u>556,100</u>			46	<u>449,300</u>	<u>506,700</u>	<u>562,200</u>	

	47	<u>442,400</u>	<u>502,400</u>	<u>557,100</u>			47	<u>450,700</u>	<u>508,500</u>	<u>563,200</u>
	48	<u>444,200</u>	<u>504,100</u>	<u>558,100</u>			48	<u>452,100</u>	<u>510,200</u>	<u>564,200</u>
	49	<u>446,000</u>	<u>505,600</u>	<u>559,100</u>			49	<u>453,500</u>	<u>511,700</u>	<u>565,200</u>
	50	<u>447,800</u>	<u>506,900</u>	<u>560,000</u>			50	<u>454,900</u>	<u>513,000</u>	<u>566,100</u>
	51	<u>449,500</u>	<u>508,200</u>	<u>560,900</u>			51	<u>456,300</u>	<u>514,300</u>	<u>567,000</u>
	52	<u>451,200</u>	<u>509,500</u>	<u>561,800</u>			52	<u>457,700</u>	<u>515,600</u>	<u>567,900</u>
	53	<u>452,800</u>	<u>510,500</u>	<u>562,600</u>			53	<u>459,100</u>	<u>516,600</u>	<u>568,700</u>
	54	<u>454,500</u>	<u>511,800</u>	<u>563,500</u>			54	<u>460,800</u>	<u>517,900</u>	<u>569,600</u>
	55	<u>456,200</u>	<u>513,100</u>	<u>564,400</u>			55	<u>462,400</u>	<u>519,200</u>	<u>570,500</u>
	56	<u>457,900</u>	<u>514,400</u>	<u>565,300</u>			56	<u>464,000</u>	<u>520,500</u>	<u>571,400</u>
	57	<u>459,800</u>	<u>515,400</u>	<u>566,200</u>			57	<u>465,600</u>	<u>521,500</u>	<u>572,300</u>
	58	<u>461,000</u>	<u>516,200</u>	<u>567,100</u>			58	<u>466,800</u>	<u>522,300</u>	<u>573,200</u>
	59	<u>462,200</u>	<u>517,000</u>	<u>568,000</u>			59	<u>468,000</u>	<u>523,100</u>	<u>574,100</u>
	60	<u>463,400</u>	<u>517,800</u>	<u>568,700</u>			60	<u>469,100</u>	<u>523,900</u>	<u>574,800</u>
	61	<u>464,400</u>	<u>518,700</u>	<u>569,600</u>			61	<u>470,100</u>	<u>524,800</u>	<u>575,700</u>
	62	<u>465,400</u>	<u>519,500</u>	<u>570,500</u>			62	<u>471,100</u>	<u>525,600</u>	<u>576,600</u>
	63	<u>466,300</u>	<u>520,400</u>	<u>571,400</u>			63	<u>472,000</u>	<u>526,400</u>	<u>577,500</u>
	64	<u>467,100</u>	<u>521,200</u>	<u>572,300</u>			64	<u>472,800</u>	<u>527,100</u>	<u>578,400</u>
	65	<u>467,900</u>	<u>522,100</u>	<u>573,200</u>			65	<u>473,500</u>	<u>527,900</u>	<u>579,300</u>
	66	<u>468,600</u>	<u>523,000</u>				66	<u>474,200</u>	<u>528,700</u>	
	67	<u>469,300</u>	<u>523,700</u>				67	<u>474,900</u>	<u>529,400</u>	
	68	<u>469,900</u>	<u>524,600</u>				68	<u>475,500</u>	<u>530,300</u>	
	69	<u>470,600</u>	<u>525,500</u>				69	<u>476,200</u>	<u>531,200</u>	
	70	<u>471,300</u>	<u>526,300</u>				70	<u>476,900</u>	<u>532,000</u>	
	71	<u>471,900</u>	<u>527,200</u>				71	<u>477,500</u>	<u>532,900</u>	

	72	<u>472,500</u>	<u>528,100</u>					72	<u>478,100</u>	<u>533,800</u>		
	73	<u>472,800</u>	<u>528,900</u>					73	<u>478,400</u>	<u>534,600</u>		
	74	<u>473,400</u>	<u>529,800</u>					74	<u>479,000</u>	<u>535,500</u>		
	75	<u>474,100</u>	<u>530,700</u>					75	<u>479,700</u>	<u>536,400</u>		
	76	<u>474,800</u>	<u>531,400</u>					76	<u>480,400</u>	<u>537,100</u>		
	77	<u>475,200</u>	<u>532,200</u>					77	<u>480,800</u>	<u>537,900</u>		
	78	<u>475,800</u>	<u>533,100</u>					78	<u>481,400</u>	<u>538,800</u>		
	79	<u>476,500</u>	<u>534,000</u>					79	<u>482,100</u>	<u>539,700</u>		
	80	<u>477,200</u>	<u>534,900</u>					80	<u>482,800</u>	<u>540,600</u>		
	81	<u>477,600</u>	<u>535,700</u>					81	<u>483,200</u>	<u>541,400</u>		
	82	<u>478,200</u>	<u>536,600</u>					82	<u>483,800</u>	<u>542,300</u>		
	83	<u>478,800</u>	<u>537,500</u>					83	<u>484,400</u>	<u>543,200</u>		
	84	<u>479,300</u>	<u>538,400</u>					84	<u>484,900</u>	<u>544,100</u>		
	85	<u>479,900</u>	<u>539,200</u>					85	<u>485,400</u>	<u>544,900</u>		
	86	<u>480,400</u>	<u>540,100</u>					86	<u>485,900</u>	<u>545,800</u>		
	87	<u>480,900</u>	<u>541,000</u>					87	<u>486,400</u>	<u>546,700</u>		
	88	<u>481,400</u>	<u>541,900</u>					88	<u>486,900</u>	<u>547,600</u>		
	89	<u>481,800</u>	<u>542,700</u>					89	<u>487,300</u>	<u>548,400</u>		
	90	<u>482,400</u>						90	<u>487,800</u>			
	91	<u>482,800</u>						91	<u>488,200</u>			
	92	<u>483,300</u>						92	<u>488,700</u>			
	93	<u>483,800</u>						93	<u>489,200</u>			
	94	<u>484,400</u>						94	<u>489,800</u>			
	95	<u>485,000</u>						95	<u>490,400</u>			
	96	<u>485,400</u>						96	<u>490,800</u>			

	97	<u>485,900</u>		
	98	<u>486,500</u>		
	99	<u>487,100</u>		
	100	<u>487,600</u>		
	101	<u>488,100</u>		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		<u>339,700</u>	<u>394,300</u>	<u>467,400</u>
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
		<u>318,800</u>	<u>361,800</u>	<u>431,700</u>

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付		円	円	円	円	円
	1	<u>167,200</u>	<u>202,800</u>	<u>236,100</u>	<u>258,800</u>	<u>287,400</u>
	2	<u>168,600</u>	<u>204,400</u>	<u>237,400</u>	<u>259,900</u>	<u>289,200</u>
	3	<u>170,000</u>	<u>205,900</u>	<u>238,700</u>	<u>261,100</u>	<u>291,200</u>
	4	<u>171,400</u>	<u>207,300</u>	<u>239,900</u>	<u>262,200</u>	<u>293,100</u>
	5	<u>172,700</u>	<u>208,800</u>	<u>241,100</u>	<u>263,400</u>	<u>294,900</u>
	6	<u>174,500</u>	<u>210,000</u>	<u>242,300</u>	<u>264,600</u>	<u>296,900</u>
7	<u>176,200</u>	<u>211,200</u>	<u>243,400</u>	<u>265,700</u>	<u>298,700</u>	

	97	<u>491,300</u>		
	98	<u>491,900</u>		
	99	<u>492,500</u>		
	100	<u>493,000</u>		
	101	<u>493,500</u>		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		<u>344,400</u>	<u>399,500</u>	<u>473,300</u>
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
		<u>342,200</u>	<u>381,600</u>	<u>441,400</u>

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付		円	円	円	円	円
	1	<u>188,600</u>	<u>227,400</u>	<u>258,500</u>	<u>278,600</u>	<u>303,500</u>
	2	<u>190,700</u>	<u>228,700</u>	<u>259,700</u>	<u>279,400</u>	<u>305,000</u>
	3	<u>192,800</u>	<u>230,000</u>	<u>260,800</u>	<u>280,200</u>	<u>306,500</u>
	4	<u>194,900</u>	<u>231,300</u>	<u>261,900</u>	<u>281,000</u>	<u>308,000</u>
	5	<u>196,900</u>	<u>232,500</u>	<u>263,000</u>	<u>281,800</u>	<u>309,500</u>
	6	<u>198,900</u>	<u>233,600</u>	<u>263,800</u>	<u>282,600</u>	<u>310,900</u>
7	<u>200,900</u>	<u>234,600</u>	<u>264,600</u>	<u>283,400</u>	<u>312,300</u>	

職員 以外 の職 員	8	<u>177,800</u>	<u>212,400</u>	<u>244,500</u>	<u>266,700</u>	<u>300,600</u>	職員 以外 の職 員	8	<u>202,700</u>	<u>235,600</u>	<u>265,400</u>	<u>284,100</u>	<u>313,700</u>
	9	<u>179,400</u>	<u>213,800</u>	<u>245,400</u>	<u>267,800</u>	<u>302,400</u>		9	<u>204,500</u>	<u>236,700</u>	<u>266,200</u>	<u>284,800</u>	<u>315,000</u>
	10	<u>181,100</u>	<u>215,300</u>	<u>246,500</u>	<u>268,500</u>	<u>304,000</u>		10	<u>206,400</u>	<u>237,900</u>	<u>267,000</u>	<u>285,500</u>	<u>316,400</u>
	11	<u>182,700</u>	<u>216,800</u>	<u>247,800</u>	<u>269,200</u>	<u>305,500</u>		11	<u>208,300</u>	<u>239,200</u>	<u>267,800</u>	<u>286,200</u>	<u>317,800</u>
	12	<u>184,600</u>	<u>218,300</u>	<u>248,900</u>	<u>270,000</u>	<u>307,100</u>		12	<u>210,400</u>	<u>240,500</u>	<u>268,600</u>	<u>287,000</u>	<u>319,200</u>
	13	<u>186,000</u>	<u>219,700</u>	<u>250,200</u>	<u>271,000</u>	<u>308,800</u>		13	<u>212,100</u>	<u>241,800</u>	<u>269,400</u>	<u>287,800</u>	<u>320,600</u>
	14	<u>187,800</u>	<u>221,200</u>	<u>251,400</u>	<u>272,000</u>	<u>310,700</u>		14	<u>214,100</u>	<u>243,100</u>	<u>270,200</u>	<u>288,600</u>	<u>322,200</u>
	15	<u>189,800</u>	<u>222,700</u>	<u>252,600</u>	<u>273,000</u>	<u>312,700</u>		15	<u>216,300</u>	<u>244,400</u>	<u>271,000</u>	<u>289,400</u>	<u>323,700</u>
	16	<u>191,600</u>	<u>224,200</u>	<u>253,800</u>	<u>274,100</u>	<u>314,500</u>		16	<u>218,400</u>	<u>245,600</u>	<u>271,800</u>	<u>290,100</u>	<u>325,200</u>
	17	<u>193,500</u>	<u>225,500</u>	<u>254,600</u>	<u>275,300</u>	<u>316,300</u>		17	<u>220,500</u>	<u>246,800</u>	<u>272,600</u>	<u>290,800</u>	<u>326,700</u>
	18	<u>194,700</u>	<u>226,800</u>	<u>255,800</u>	<u>276,800</u>	<u>318,200</u>		18	<u>221,600</u>	<u>248,000</u>	<u>273,400</u>	<u>291,900</u>	<u>328,300</u>
	19	<u>196,200</u>	<u>228,200</u>	<u>256,900</u>	<u>278,400</u>	<u>320,100</u>		19	<u>222,700</u>	<u>249,200</u>	<u>274,200</u>	<u>293,000</u>	<u>329,800</u>
	20	<u>197,600</u>	<u>229,500</u>	<u>258,000</u>	<u>280,000</u>	<u>321,900</u>		20	<u>223,800</u>	<u>250,400</u>	<u>275,000</u>	<u>294,200</u>	<u>331,300</u>
	21	<u>198,800</u>	<u>230,600</u>	<u>259,200</u>	<u>281,500</u>	<u>323,700</u>		21	<u>224,900</u>	<u>251,500</u>	<u>275,800</u>	<u>295,400</u>	<u>332,800</u>
	22	<u>200,300</u>	<u>231,700</u>	<u>260,000</u>	<u>283,100</u>	<u>325,600</u>		22	<u>225,800</u>	<u>252,400</u>	<u>276,600</u>	<u>296,600</u>	<u>334,400</u>
	23	<u>201,700</u>	<u>232,800</u>	<u>260,800</u>	<u>284,700</u>	<u>327,400</u>		23	<u>226,700</u>	<u>253,200</u>	<u>277,400</u>	<u>297,800</u>	<u>335,900</u>
	24	<u>203,000</u>	<u>233,900</u>	<u>261,600</u>	<u>286,300</u>	<u>329,300</u>		24	<u>227,600</u>	<u>254,000</u>	<u>278,200</u>	<u>299,000</u>	<u>337,400</u>
	25	<u>204,600</u>	<u>235,000</u>	<u>262,500</u>	<u>287,900</u>	<u>331,000</u>		25	<u>228,500</u>	<u>254,800</u>	<u>279,000</u>	<u>300,200</u>	<u>338,900</u>
	26	<u>205,600</u>	<u>236,200</u>	<u>263,500</u>	<u>289,400</u>	<u>332,900</u>		26	<u>229,400</u>	<u>255,600</u>	<u>279,900</u>	<u>301,400</u>	<u>340,500</u>
	27	<u>206,700</u>	<u>237,400</u>	<u>264,500</u>	<u>290,900</u>	<u>334,800</u>		27	<u>230,300</u>	<u>256,400</u>	<u>280,800</u>	<u>302,600</u>	<u>342,100</u>
	28	<u>207,800</u>	<u>238,500</u>	<u>265,500</u>	<u>292,500</u>	<u>336,600</u>		28	<u>231,200</u>	<u>257,200</u>	<u>281,600</u>	<u>303,800</u>	<u>343,600</u>
	29	<u>209,000</u>	<u>239,500</u>	<u>266,700</u>	<u>293,800</u>	<u>337,900</u>		29	<u>232,100</u>	<u>258,000</u>	<u>282,400</u>	<u>305,000</u>	<u>344,900</u>
	30	<u>210,100</u>	<u>240,800</u>	<u>268,200</u>	<u>295,300</u>	<u>339,700</u>		30	<u>233,000</u>	<u>258,800</u>	<u>283,300</u>	<u>306,200</u>	<u>346,400</u>
	31	<u>211,200</u>	<u>242,200</u>	<u>269,700</u>	<u>296,800</u>	<u>341,400</u>		31	<u>233,900</u>	<u>259,600</u>	<u>284,200</u>	<u>307,300</u>	<u>347,900</u>
	32	<u>212,300</u>	<u>243,400</u>	<u>271,000</u>	<u>298,300</u>	<u>343,200</u>		32	<u>234,800</u>	<u>260,400</u>	<u>285,000</u>	<u>308,500</u>	<u>349,400</u>

33	<u>213,700</u>	<u>244,400</u>	<u>272,200</u>	<u>299,800</u>	<u>344,900</u>	33	<u>235,600</u>	<u>261,200</u>	<u>285,800</u>	<u>309,800</u>	<u>350,900</u>
34	<u>215,000</u>	<u>245,700</u>	<u>273,800</u>	<u>301,400</u>	<u>346,700</u>	34	<u>236,400</u>	<u>262,000</u>	<u>286,900</u>	<u>311,000</u>	<u>352,400</u>
35	<u>216,300</u>	<u>246,600</u>	<u>275,300</u>	<u>303,000</u>	<u>348,500</u>	35	<u>237,200</u>	<u>262,700</u>	<u>287,900</u>	<u>312,200</u>	<u>353,900</u>
36	<u>217,500</u>	<u>247,800</u>	<u>276,800</u>	<u>304,600</u>	<u>350,300</u>	36	<u>238,000</u>	<u>263,500</u>	<u>288,900</u>	<u>313,400</u>	<u>355,300</u>
37	<u>218,500</u>	<u>249,000</u>	<u>278,100</u>	<u>305,900</u>	<u>351,900</u>	37	<u>238,800</u>	<u>264,400</u>	<u>289,900</u>	<u>314,600</u>	<u>356,700</u>
38	<u>219,500</u>	<u>250,100</u>	<u>279,500</u>	<u>307,500</u>	<u>353,600</u>	38	<u>239,600</u>	<u>265,200</u>	<u>291,000</u>	<u>315,700</u>	<u>358,300</u>
39	<u>220,500</u>	<u>251,100</u>	<u>280,800</u>	<u>309,000</u>	<u>355,200</u>	39	<u>240,400</u>	<u>266,000</u>	<u>292,000</u>	<u>316,900</u>	<u>359,800</u>
40	<u>221,500</u>	<u>252,100</u>	<u>282,100</u>	<u>310,500</u>	<u>356,800</u>	40	<u>241,200</u>	<u>266,800</u>	<u>293,000</u>	<u>318,100</u>	<u>361,300</u>
41	<u>222,400</u>	<u>253,000</u>	<u>283,200</u>	<u>312,100</u>	<u>358,000</u>	41	<u>241,800</u>	<u>267,600</u>	<u>294,000</u>	<u>319,300</u>	<u>362,500</u>
42	<u>223,200</u>	<u>253,800</u>	<u>284,600</u>	<u>313,700</u>	<u>359,100</u>	42	<u>242,400</u>	<u>268,400</u>	<u>295,000</u>	<u>320,600</u>	<u>363,600</u>
43	<u>224,000</u>	<u>254,600</u>	<u>286,000</u>	<u>315,300</u>	<u>360,300</u>	43	<u>243,000</u>	<u>269,200</u>	<u>296,000</u>	<u>321,900</u>	<u>364,800</u>
44	<u>224,900</u>	<u>255,400</u>	<u>287,300</u>	<u>316,800</u>	<u>361,500</u>	44	<u>243,500</u>	<u>270,000</u>	<u>297,000</u>	<u>323,100</u>	<u>365,900</u>
45	<u>225,800</u>	<u>256,200</u>	<u>288,600</u>	<u>317,700</u>	<u>362,500</u>	45	<u>244,000</u>	<u>270,700</u>	<u>298,000</u>	<u>324,000</u>	<u>366,900</u>
46	<u>226,700</u>	<u>257,400</u>	<u>290,200</u>	<u>319,100</u>	<u>363,300</u>	46	<u>244,600</u>	<u>271,500</u>	<u>299,200</u>	<u>325,200</u>	<u>367,700</u>
47	<u>227,600</u>	<u>258,600</u>	<u>291,700</u>	<u>320,600</u>	<u>364,300</u>	47	<u>245,100</u>	<u>272,300</u>	<u>300,300</u>	<u>326,400</u>	<u>368,700</u>
48	<u>228,500</u>	<u>259,700</u>	<u>293,100</u>	<u>322,200</u>	<u>365,400</u>	48	<u>245,500</u>	<u>273,100</u>	<u>301,400</u>	<u>327,600</u>	<u>369,800</u>
49	<u>229,200</u>	<u>261,000</u>	<u>294,300</u>	<u>323,600</u>	<u>366,400</u>	49	<u>245,900</u>	<u>273,800</u>	<u>302,500</u>	<u>328,700</u>	<u>370,800</u>
50	<u>230,100</u>	<u>262,300</u>	<u>295,800</u>	<u>324,900</u>	<u>367,400</u>	50	<u>246,400</u>	<u>274,600</u>	<u>303,600</u>	<u>329,700</u>	<u>371,800</u>
51	<u>231,000</u>	<u>263,400</u>	<u>297,100</u>	<u>326,100</u>	<u>368,400</u>	51	<u>246,900</u>	<u>275,300</u>	<u>304,700</u>	<u>330,700</u>	<u>372,800</u>
52	<u>231,800</u>	<u>264,400</u>	<u>298,600</u>	<u>327,300</u>	<u>369,300</u>	52	<u>247,400</u>	<u>276,000</u>	<u>305,800</u>	<u>331,600</u>	<u>373,700</u>
53	<u>232,100</u>	<u>265,400</u>	<u>299,900</u>	<u>328,300</u>	<u>370,100</u>	53	<u>247,700</u>	<u>276,700</u>	<u>306,900</u>	<u>332,500</u>	<u>374,500</u>
54	<u>232,900</u>	<u>266,500</u>	<u>301,300</u>	<u>329,300</u>	<u>370,900</u>	54	<u>248,000</u>	<u>277,400</u>	<u>308,000</u>	<u>333,500</u>	<u>375,300</u>
55	<u>233,500</u>	<u>267,600</u>	<u>302,700</u>	<u>330,300</u>	<u>371,800</u>	55	<u>248,300</u>	<u>278,100</u>	<u>309,100</u>	<u>334,500</u>	<u>376,200</u>
56	<u>234,200</u>	<u>268,700</u>	<u>304,000</u>	<u>331,200</u>	<u>372,600</u>	56	<u>248,600</u>	<u>278,800</u>	<u>310,200</u>	<u>335,400</u>	<u>377,000</u>

57	<u>234,800</u>	<u>269,400</u>	<u>305,000</u>	<u>331,700</u>	<u>373,100</u>	57	<u>248,900</u>	<u>279,500</u>	<u>311,200</u>	<u>335,900</u>	<u>377,500</u>
58	<u>235,400</u>	<u>270,500</u>	<u>306,200</u>	<u>332,600</u>	<u>373,900</u>	58	<u>249,200</u>	<u>280,200</u>	<u>312,200</u>	<u>336,800</u>	<u>378,300</u>
59	<u>235,900</u>	<u>271,600</u>	<u>307,400</u>	<u>333,400</u>	<u>374,700</u>	59	<u>249,500</u>	<u>280,900</u>	<u>313,200</u>	<u>337,500</u>	<u>379,100</u>
60	<u>236,400</u>	<u>272,500</u>	<u>308,800</u>	<u>334,300</u>	<u>375,500</u>	60	<u>249,800</u>	<u>281,500</u>	<u>314,200</u>	<u>338,400</u>	<u>379,900</u>
61	<u>237,000</u>	<u>273,300</u>	<u>310,100</u>	<u>335,000</u>	<u>375,900</u>	61	<u>250,100</u>	<u>282,100</u>	<u>315,200</u>	<u>339,100</u>	<u>380,300</u>
62	<u>237,500</u>	<u>274,300</u>	<u>311,300</u>	<u>335,300</u>	<u>376,600</u>	62	<u>250,400</u>	<u>282,800</u>	<u>316,200</u>	<u>339,400</u>	<u>381,000</u>
63	<u>238,000</u>	<u>275,200</u>	<u>312,500</u>	<u>335,800</u>	<u>377,300</u>	63	<u>250,700</u>	<u>283,500</u>	<u>317,200</u>	<u>339,900</u>	<u>381,700</u>
64	<u>238,600</u>	<u>276,100</u>	<u>313,700</u>	<u>336,400</u>	<u>377,900</u>	64	<u>251,000</u>	<u>284,100</u>	<u>318,100</u>	<u>340,500</u>	<u>382,300</u>
65	<u>239,100</u>	<u>276,900</u>	<u>315,000</u>	<u>337,000</u>	<u>378,300</u>	65	<u>251,300</u>	<u>284,700</u>	<u>319,000</u>	<u>341,100</u>	<u>382,700</u>
66	<u>239,600</u>	<u>277,900</u>	<u>315,800</u>	<u>337,700</u>	<u>378,900</u>	66	<u>251,600</u>	<u>285,400</u>	<u>319,800</u>	<u>341,800</u>	<u>383,200</u>
67	<u>240,200</u>	<u>278,800</u>	<u>316,500</u>	<u>338,400</u>	<u>379,600</u>	67	<u>251,900</u>	<u>286,100</u>	<u>320,500</u>	<u>342,500</u>	<u>383,800</u>
68	<u>240,700</u>	<u>279,700</u>	<u>317,200</u>	<u>339,000</u>	<u>380,200</u>	68	<u>252,200</u>	<u>286,700</u>	<u>321,200</u>	<u>343,100</u>	<u>384,400</u>
69	<u>241,200</u>	<u>280,600</u>	<u>317,800</u>	<u>339,700</u>	<u>380,600</u>	69	<u>252,500</u>	<u>287,300</u>	<u>321,800</u>	<u>343,800</u>	<u>384,800</u>
70	<u>241,700</u>	<u>281,600</u>	<u>318,500</u>	<u>340,200</u>	<u>381,100</u>	70	<u>252,800</u>	<u>288,000</u>	<u>322,500</u>	<u>344,300</u>	<u>385,300</u>
71	<u>242,100</u>	<u>282,700</u>	<u>319,200</u>	<u>340,800</u>	<u>381,600</u>	71	<u>253,100</u>	<u>288,700</u>	<u>323,100</u>	<u>344,900</u>	<u>385,800</u>
72	<u>242,600</u>	<u>283,700</u>	<u>319,800</u>	<u>341,400</u>	<u>382,100</u>	72	<u>253,300</u>	<u>289,300</u>	<u>323,700</u>	<u>345,500</u>	<u>386,300</u>
73	<u>243,100</u>	<u>284,300</u>	<u>320,400</u>	<u>341,700</u>	<u>382,700</u>	73	<u>253,500</u>	<u>289,900</u>	<u>324,300</u>	<u>345,800</u>	<u>386,900</u>
74	<u>243,600</u>	<u>284,800</u>	<u>320,600</u>	<u>342,300</u>	<u>383,200</u>	74	<u>253,800</u>	<u>290,400</u>	<u>324,500</u>	<u>346,400</u>	<u>387,400</u>
75	<u>244,100</u>	<u>285,300</u>	<u>321,100</u>	<u>342,800</u>	<u>383,800</u>	75	<u>254,100</u>	<u>290,800</u>	<u>325,000</u>	<u>346,900</u>	<u>388,000</u>
76	<u>244,600</u>	<u>286,100</u>	<u>321,600</u>	<u>343,300</u>	<u>384,400</u>	76	<u>254,300</u>	<u>291,200</u>	<u>325,500</u>	<u>347,400</u>	<u>388,600</u>
77	<u>244,900</u>	<u>286,900</u>	<u>322,200</u>	<u>343,800</u>	<u>384,900</u>	77	<u>254,500</u>	<u>291,600</u>	<u>326,100</u>	<u>347,900</u>	<u>389,100</u>
78	<u>245,200</u>	<u>287,500</u>	<u>322,700</u>	<u>344,300</u>	<u>385,400</u>	78	<u>254,800</u>	<u>291,900</u>	<u>326,600</u>	<u>348,400</u>	<u>389,600</u>
79	<u>245,500</u>	<u>288,100</u>	<u>323,200</u>	<u>344,800</u>	<u>385,900</u>	79	<u>255,100</u>	<u>292,200</u>	<u>327,100</u>	<u>348,900</u>	<u>390,100</u>
80	<u>245,700</u>	<u>288,600</u>	<u>323,600</u>	<u>345,200</u>	<u>386,400</u>	80	<u>255,300</u>	<u>292,500</u>	<u>327,500</u>	<u>349,300</u>	<u>390,600</u>
81	<u>245,900</u>	<u>289,100</u>	<u>324,200</u>	<u>345,500</u>	<u>386,700</u>	81	<u>255,500</u>	<u>292,800</u>	<u>328,100</u>	<u>349,600</u>	<u>390,900</u>

82	<u>246,200</u>	<u>289,600</u>	<u>324,700</u>	<u>345,800</u>	<u>387,200</u>	82	<u>255,800</u>	<u>293,100</u>	<u>328,600</u>	<u>349,900</u>	<u>391,400</u>
83	<u>246,500</u>	<u>290,000</u>	<u>325,100</u>	<u>346,200</u>	<u>387,600</u>	83	<u>256,100</u>	<u>293,400</u>	<u>329,000</u>	<u>350,100</u>	<u>391,800</u>
84	<u>246,700</u>	<u>290,300</u>	<u>325,600</u>	<u>346,500</u>	<u>388,000</u>	84	<u>256,300</u>	<u>293,700</u>	<u>329,500</u>	<u>350,400</u>	<u>392,200</u>
85	<u>246,900</u>	<u>290,500</u>	<u>326,100</u>	<u>347,000</u>	<u>388,400</u>	85	<u>256,500</u>	<u>293,900</u>	<u>330,000</u>	<u>350,900</u>	<u>392,600</u>
86		<u>290,700</u>	<u>326,500</u>	<u>347,300</u>		86		<u>294,100</u>	<u>330,400</u>	<u>351,200</u>	
87		<u>290,900</u>	<u>326,700</u>	<u>347,600</u>		87		<u>294,300</u>	<u>330,600</u>	<u>351,500</u>	
88		<u>291,100</u>	<u>327,000</u>	<u>347,900</u>		88		<u>294,500</u>	<u>330,900</u>	<u>351,800</u>	
89		<u>291,500</u>	<u>327,400</u>	<u>348,300</u>		89		<u>294,900</u>	<u>331,300</u>	<u>352,200</u>	
90		<u>291,700</u>	<u>327,800</u>	<u>348,600</u>		90		<u>295,100</u>	<u>331,700</u>	<u>352,500</u>	
91		<u>291,900</u>	<u>328,200</u>	<u>349,000</u>		91		<u>295,300</u>	<u>332,000</u>	<u>352,800</u>	
92		<u>292,100</u>	<u>328,600</u>	<u>349,300</u>		92		<u>295,500</u>	<u>332,300</u>	<u>353,100</u>	
93		<u>292,500</u>	<u>328,900</u>	<u>349,700</u>		93		<u>295,900</u>	<u>332,600</u>	<u>353,500</u>	
94		<u>292,700</u>	<u>329,100</u>	<u>350,000</u>		94		<u>296,100</u>	<u>332,800</u>	<u>353,800</u>	
95		<u>292,900</u>	<u>329,500</u>	<u>350,300</u>		95		<u>296,300</u>	<u>333,200</u>	<u>354,100</u>	
96		<u>293,200</u>	<u>329,800</u>	<u>350,600</u>		96		<u>296,600</u>	<u>333,500</u>	<u>354,400</u>	
97		<u>293,500</u>	<u>330,000</u>	<u>350,900</u>		97		<u>296,900</u>	<u>333,700</u>	<u>354,700</u>	
98		<u>293,700</u>	<u>330,300</u>			98		<u>297,100</u>	<u>334,000</u>		
99		<u>293,900</u>	<u>330,600</u>			99		<u>297,300</u>	<u>334,300</u>		
100		<u>294,200</u>	<u>330,900</u>			100		<u>297,600</u>	<u>334,600</u>		
101		<u>294,500</u>	<u>331,100</u>			101		<u>297,900</u>	<u>334,800</u>		
102		<u>294,700</u>	<u>331,400</u>			102		<u>298,100</u>	<u>335,100</u>		
103		<u>294,900</u>	<u>331,800</u>			103		<u>298,300</u>	<u>335,400</u>		
104		<u>295,200</u>	<u>332,000</u>			104		<u>298,600</u>	<u>335,600</u>		
105		<u>295,500</u>	<u>332,200</u>			105		<u>298,900</u>	<u>335,800</u>		
106			<u>332,400</u>			106			<u>336,000</u>		

	107			<u>332,800</u>		
	108			<u>333,000</u>		
	109			<u>333,200</u>		
	110			<u>333,600</u>		
	111			<u>334,000</u>		
	112			<u>334,400</u>		
	113			<u>334,600</u>		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 <u>189,700</u>	円 <u>216,300</u>	円 <u>244,500</u>	円 <u>257,900</u>	円 <u>283,100</u>
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円 <u>189,800</u>	円 <u>208,800</u>	円 <u>228,600</u>	円 <u>246,000</u>	円 <u>271,600</u>

備考 この表は、薬剤師、検査技師、放射線技師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時		円	円	円	円	円
	1	<u>183,500</u>	<u>211,000</u>	<u>253,600</u>	<u>272,400</u>	<u>293,800</u>
	2	<u>184,900</u>	<u>212,900</u>	<u>255,000</u>	<u>273,300</u>	<u>295,300</u>
	3	<u>186,400</u>	<u>214,900</u>	<u>256,500</u>	<u>274,100</u>	<u>296,900</u>

	107			<u>336,400</u>		
	108			<u>336,600</u>		
	109			<u>336,800</u>		
	110			<u>337,200</u>		
	111			<u>337,600</u>		
	112			<u>338,000</u>		
	113			<u>338,200</u>		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 <u>193,000</u>	円 <u>219,600</u>	円 <u>248,100</u>	円 <u>261,700</u>	円 <u>287,300</u>
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円 <u>216,300</u>	円 <u>232,500</u>	円 <u>251,000</u>	円 <u>265,800</u>	円 <u>287,700</u>

備考 この表は、薬剤師、検査技師、放射線技師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時		円	円	円	円	円
	1	<u>207,700</u>	<u>240,600</u>	<u>277,600</u>	<u>293,000</u>	<u>310,300</u>
	2	<u>209,600</u>	<u>242,800</u>	<u>278,700</u>	<u>293,600</u>	<u>311,500</u>
	3	<u>211,400</u>	<u>245,000</u>	<u>279,800</u>	<u>294,200</u>	<u>312,700</u>

間勤 務職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	4	<u>187,800</u>	<u>216,800</u>	<u>257,900</u>	<u>274,900</u>	<u>298,500</u>	間勤 務職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	4	<u>213,100</u>	<u>247,200</u>	<u>280,800</u>	<u>294,700</u>	<u>313,800</u>
	5	<u>189,300</u>	<u>218,800</u>	<u>259,100</u>	<u>275,400</u>	<u>299,800</u>		5	<u>214,800</u>	<u>249,400</u>	<u>281,800</u>	<u>295,200</u>	<u>314,900</u>
	6	<u>190,800</u>	<u>220,600</u>	<u>259,900</u>	<u>276,300</u>	<u>301,500</u>		6	<u>216,700</u>	<u>250,400</u>	<u>282,300</u>	<u>295,800</u>	<u>316,000</u>
	7	<u>192,300</u>	<u>222,400</u>	<u>260,700</u>	<u>277,000</u>	<u>303,100</u>		7	<u>218,500</u>	<u>251,300</u>	<u>282,800</u>	<u>296,400</u>	<u>317,100</u>
	8	<u>193,800</u>	<u>224,100</u>	<u>261,400</u>	<u>277,900</u>	<u>304,700</u>		8	<u>220,200</u>	<u>252,200</u>	<u>283,300</u>	<u>296,900</u>	<u>318,200</u>
	9	<u>195,000</u>	<u>225,800</u>	<u>262,100</u>	<u>278,800</u>	<u>306,300</u>		9	<u>221,900</u>	<u>253,100</u>	<u>283,800</u>	<u>297,400</u>	<u>319,300</u>
	10	<u>196,700</u>	<u>227,200</u>	<u>262,800</u>	<u>279,400</u>	<u>307,700</u>		10	<u>223,900</u>	<u>254,300</u>	<u>284,300</u>	<u>298,000</u>	<u>320,300</u>
	11	<u>198,300</u>	<u>228,500</u>	<u>263,600</u>	<u>280,300</u>	<u>308,900</u>		11	<u>225,800</u>	<u>255,400</u>	<u>284,800</u>	<u>298,600</u>	<u>321,300</u>
	12	<u>199,800</u>	<u>229,400</u>	<u>264,300</u>	<u>281,200</u>	<u>310,200</u>		12	<u>227,700</u>	<u>256,300</u>	<u>285,300</u>	<u>299,100</u>	<u>322,300</u>
	13	<u>201,200</u>	<u>230,800</u>	<u>265,100</u>	<u>282,100</u>	<u>311,400</u>		13	<u>229,600</u>	<u>257,100</u>	<u>285,800</u>	<u>299,600</u>	<u>323,300</u>
	14	<u>203,200</u>	<u>231,800</u>	<u>266,000</u>	<u>283,000</u>	<u>313,000</u>		14	<u>231,600</u>	<u>257,800</u>	<u>286,300</u>	<u>300,200</u>	<u>324,500</u>
	15	<u>205,300</u>	<u>232,800</u>	<u>266,800</u>	<u>283,900</u>	<u>314,600</u>		15	<u>233,600</u>	<u>258,500</u>	<u>286,800</u>	<u>300,800</u>	<u>325,700</u>
	16	<u>207,300</u>	<u>233,700</u>	<u>267,700</u>	<u>284,800</u>	<u>316,200</u>		16	<u>235,600</u>	<u>259,400</u>	<u>287,300</u>	<u>301,300</u>	<u>326,900</u>
	17	<u>209,300</u>	<u>234,800</u>	<u>268,200</u>	<u>285,800</u>	<u>317,700</u>		17	<u>237,600</u>	<u>260,500</u>	<u>287,800</u>	<u>301,800</u>	<u>328,000</u>
	18	<u>211,300</u>	<u>236,200</u>	<u>269,000</u>	<u>286,800</u>	<u>319,200</u>		18	<u>239,600</u>	<u>261,600</u>	<u>288,300</u>	<u>302,500</u>	<u>329,200</u>
	19	<u>213,400</u>	<u>237,600</u>	<u>269,800</u>	<u>287,800</u>	<u>320,700</u>		19	<u>241,700</u>	<u>262,700</u>	<u>288,800</u>	<u>303,200</u>	<u>330,300</u>
	20	<u>215,400</u>	<u>238,700</u>	<u>270,600</u>	<u>288,900</u>	<u>322,100</u>		20	<u>243,700</u>	<u>263,800</u>	<u>289,300</u>	<u>303,900</u>	<u>331,400</u>
	21	<u>217,300</u>	<u>239,800</u>	<u>271,300</u>	<u>290,200</u>	<u>323,500</u>		21	<u>245,600</u>	<u>264,900</u>	<u>289,800</u>	<u>304,600</u>	<u>332,500</u>
	22	<u>219,000</u>	<u>241,400</u>	<u>272,000</u>	<u>291,600</u>	<u>324,900</u>		22	<u>246,800</u>	<u>266,000</u>	<u>290,300</u>	<u>305,500</u>	<u>333,700</u>
	23	<u>220,700</u>	<u>243,100</u>	<u>272,700</u>	<u>292,800</u>	<u>326,400</u>		23	<u>248,000</u>	<u>267,100</u>	<u>290,800</u>	<u>306,400</u>	<u>334,800</u>
	24	<u>222,400</u>	<u>244,500</u>	<u>273,500</u>	<u>294,000</u>	<u>327,800</u>		24	<u>249,100</u>	<u>268,200</u>	<u>291,300</u>	<u>307,300</u>	<u>335,900</u>
	25	<u>223,700</u>	<u>245,700</u>	<u>274,300</u>	<u>295,100</u>	<u>329,200</u>		25	<u>250,200</u>	<u>269,200</u>	<u>291,800</u>	<u>308,100</u>	<u>337,000</u>
	26	<u>225,000</u>	<u>247,000</u>	<u>275,000</u>	<u>296,500</u>	<u>330,600</u>		26	<u>251,100</u>	<u>270,300</u>	<u>292,300</u>	<u>309,000</u>	<u>338,200</u>
	27	<u>226,100</u>	<u>248,400</u>	<u>275,800</u>	<u>297,900</u>	<u>332,000</u>		27	<u>252,000</u>	<u>271,400</u>	<u>292,800</u>	<u>309,900</u>	<u>339,300</u>
	28	<u>227,100</u>	<u>249,700</u>	<u>276,600</u>	<u>299,300</u>	<u>333,400</u>		28	<u>252,900</u>	<u>272,400</u>	<u>293,300</u>	<u>310,800</u>	<u>340,400</u>

29	<u>228,200</u>	<u>251,100</u>	<u>277,600</u>	<u>300,300</u>	<u>334,500</u>	29	<u>253,700</u>	<u>273,400</u>	<u>293,800</u>	<u>311,600</u>	<u>341,500</u>
30	<u>229,000</u>	<u>252,100</u>	<u>278,700</u>	<u>301,600</u>	<u>336,000</u>	30	<u>254,500</u>	<u>274,100</u>	<u>294,400</u>	<u>312,500</u>	<u>342,700</u>
31	<u>229,800</u>	<u>252,900</u>	<u>280,100</u>	<u>302,900</u>	<u>337,400</u>	31	<u>255,200</u>	<u>274,800</u>	<u>295,200</u>	<u>313,400</u>	<u>343,800</u>
32	<u>230,500</u>	<u>253,600</u>	<u>281,300</u>	<u>304,100</u>	<u>338,900</u>	32	<u>255,900</u>	<u>275,500</u>	<u>296,000</u>	<u>314,300</u>	<u>344,900</u>
33	<u>231,600</u>	<u>254,400</u>	<u>282,500</u>	<u>305,300</u>	<u>340,400</u>	33	<u>256,700</u>	<u>276,200</u>	<u>296,700</u>	<u>315,100</u>	<u>346,000</u>
34	<u>232,800</u>	<u>255,300</u>	<u>283,800</u>	<u>306,700</u>	<u>341,900</u>	34	<u>257,500</u>	<u>276,800</u>	<u>297,500</u>	<u>316,200</u>	<u>347,300</u>
35	<u>233,900</u>	<u>256,200</u>	<u>284,900</u>	<u>308,100</u>	<u>343,400</u>	35	<u>258,300</u>	<u>277,300</u>	<u>298,300</u>	<u>317,300</u>	<u>348,600</u>
36	<u>234,900</u>	<u>256,900</u>	<u>286,100</u>	<u>309,500</u>	<u>344,900</u>	36	<u>259,000</u>	<u>277,800</u>	<u>299,100</u>	<u>318,400</u>	<u>349,900</u>
37	<u>235,900</u>	<u>257,600</u>	<u>287,500</u>	<u>310,800</u>	<u>346,500</u>	37	<u>259,700</u>	<u>278,300</u>	<u>299,800</u>	<u>319,500</u>	<u>351,100</u>
38	<u>237,200</u>	<u>258,500</u>	<u>288,600</u>	<u>312,100</u>	<u>348,100</u>	38	<u>260,600</u>	<u>278,900</u>	<u>300,600</u>	<u>320,600</u>	<u>352,600</u>
39	<u>238,500</u>	<u>259,400</u>	<u>289,700</u>	<u>313,500</u>	<u>349,600</u>	39	<u>261,500</u>	<u>279,400</u>	<u>301,400</u>	<u>321,700</u>	<u>354,100</u>
40	<u>239,700</u>	<u>260,300</u>	<u>290,700</u>	<u>314,900</u>	<u>351,100</u>	40	<u>262,300</u>	<u>279,900</u>	<u>302,100</u>	<u>322,800</u>	<u>355,600</u>
41	<u>240,500</u>	<u>260,700</u>	<u>291,700</u>	<u>316,400</u>	<u>352,300</u>	41	<u>263,100</u>	<u>280,300</u>	<u>302,900</u>	<u>323,900</u>	<u>356,800</u>
42	<u>241,500</u>	<u>261,500</u>	<u>292,900</u>	<u>317,800</u>	<u>353,800</u>	42	<u>264,000</u>	<u>280,800</u>	<u>303,700</u>	<u>325,100</u>	<u>358,300</u>
43	<u>242,500</u>	<u>262,300</u>	<u>294,100</u>	<u>319,200</u>	<u>355,300</u>	43	<u>264,800</u>	<u>281,300</u>	<u>304,500</u>	<u>326,200</u>	<u>359,700</u>
44	<u>243,500</u>	<u>263,000</u>	<u>295,300</u>	<u>320,500</u>	<u>356,700</u>	44	<u>265,600</u>	<u>281,800</u>	<u>305,300</u>	<u>327,300</u>	<u>361,100</u>
45	<u>244,500</u>	<u>263,700</u>	<u>296,400</u>	<u>321,300</u>	<u>358,100</u>	45	<u>266,400</u>	<u>282,300</u>	<u>306,000</u>	<u>328,100</u>	<u>362,500</u>
46	<u>245,500</u>	<u>264,400</u>	<u>297,700</u>	<u>322,700</u>	<u>359,100</u>	46	<u>267,100</u>	<u>282,800</u>	<u>307,000</u>	<u>329,200</u>	<u>363,500</u>
47	<u>246,400</u>	<u>265,100</u>	<u>299,000</u>	<u>324,100</u>	<u>360,500</u>	47	<u>267,800</u>	<u>283,300</u>	<u>308,000</u>	<u>330,300</u>	<u>364,900</u>
48	<u>247,200</u>	<u>265,800</u>	<u>300,200</u>	<u>325,600</u>	<u>361,800</u>	48	<u>268,400</u>	<u>283,800</u>	<u>308,900</u>	<u>331,300</u>	<u>366,200</u>
49	<u>248,000</u>	<u>266,500</u>	<u>301,300</u>	<u>326,700</u>	<u>363,100</u>	49	<u>269,000</u>	<u>284,300</u>	<u>309,800</u>	<u>332,300</u>	<u>367,500</u>
50	<u>248,900</u>	<u>267,300</u>	<u>302,500</u>	<u>328,000</u>	<u>364,500</u>	50	<u>269,500</u>	<u>284,800</u>	<u>310,800</u>	<u>333,300</u>	<u>368,900</u>
51	<u>249,800</u>	<u>268,000</u>	<u>303,700</u>	<u>329,300</u>	<u>365,800</u>	51	<u>270,000</u>	<u>285,300</u>	<u>311,800</u>	<u>334,300</u>	<u>370,200</u>
52	<u>250,600</u>	<u>268,900</u>	<u>305,000</u>	<u>330,600</u>	<u>367,100</u>	52	<u>270,400</u>	<u>285,800</u>	<u>312,700</u>	<u>335,300</u>	<u>371,500</u>

53	<u>251,200</u>	<u>269,800</u>	<u>306,400</u>	<u>331,900</u>	<u>368,600</u>	53	<u>270,800</u>	<u>286,300</u>	<u>313,600</u>	<u>336,500</u>	<u>373,000</u>
54	<u>252,100</u>	<u>270,900</u>	<u>307,700</u>	<u>333,200</u>	<u>369,800</u>	54	<u>271,300</u>	<u>286,800</u>	<u>314,600</u>	<u>337,800</u>	<u>374,200</u>
55	<u>253,000</u>	<u>272,000</u>	<u>309,000</u>	<u>334,500</u>	<u>370,900</u>	55	<u>271,800</u>	<u>287,300</u>	<u>315,600</u>	<u>339,000</u>	<u>375,300</u>
56	<u>253,800</u>	<u>273,200</u>	<u>310,200</u>	<u>335,800</u>	<u>372,100</u>	56	<u>272,200</u>	<u>287,800</u>	<u>316,600</u>	<u>340,200</u>	<u>376,500</u>
57	<u>254,500</u>	<u>274,400</u>	<u>311,000</u>	<u>336,700</u>	<u>373,200</u>	57	<u>272,600</u>	<u>288,300</u>	<u>317,400</u>	<u>341,100</u>	<u>377,600</u>
58	<u>255,400</u>	<u>275,800</u>	<u>312,200</u>	<u>338,000</u>	<u>374,100</u>	58	<u>273,000</u>	<u>289,100</u>	<u>318,400</u>	<u>342,300</u>	<u>378,500</u>
59	<u>256,000</u>	<u>277,100</u>	<u>313,400</u>	<u>339,200</u>	<u>375,100</u>	59	<u>273,400</u>	<u>289,900</u>	<u>319,400</u>	<u>343,400</u>	<u>379,500</u>
60	<u>256,800</u>	<u>278,400</u>	<u>314,800</u>	<u>340,500</u>	<u>376,000</u>	60	<u>273,800</u>	<u>290,600</u>	<u>320,300</u>	<u>344,700</u>	<u>380,400</u>
61	<u>257,500</u>	<u>279,600</u>	<u>315,900</u>	<u>341,500</u>	<u>376,600</u>	61	<u>274,200</u>	<u>291,300</u>	<u>321,200</u>	<u>345,700</u>	<u>381,000</u>
62	<u>258,200</u>	<u>280,800</u>	<u>317,200</u>	<u>342,400</u>	<u>377,400</u>	62	<u>274,600</u>	<u>292,200</u>	<u>322,200</u>	<u>346,600</u>	<u>381,800</u>
63	<u>258,900</u>	<u>281,900</u>	<u>318,400</u>	<u>343,500</u>	<u>378,200</u>	63	<u>275,000</u>	<u>293,100</u>	<u>323,200</u>	<u>347,700</u>	<u>382,600</u>
64	<u>259,600</u>	<u>283,000</u>	<u>319,600</u>	<u>344,700</u>	<u>379,000</u>	64	<u>275,400</u>	<u>293,900</u>	<u>324,100</u>	<u>348,900</u>	<u>383,400</u>
65	<u>260,200</u>	<u>284,000</u>	<u>320,800</u>	<u>345,800</u>	<u>379,700</u>	65	<u>275,800</u>	<u>294,700</u>	<u>325,000</u>	<u>350,000</u>	<u>384,100</u>
66	<u>260,900</u>	<u>285,200</u>	<u>322,100</u>	<u>347,000</u>	<u>380,400</u>	66	<u>276,200</u>	<u>295,600</u>	<u>326,200</u>	<u>351,200</u>	<u>384,800</u>
67	<u>261,500</u>	<u>286,400</u>	<u>323,300</u>	<u>348,200</u>	<u>381,200</u>	67	<u>276,600</u>	<u>296,400</u>	<u>327,400</u>	<u>352,400</u>	<u>385,500</u>
68	<u>262,100</u>	<u>287,400</u>	<u>324,500</u>	<u>349,200</u>	<u>381,900</u>	68	<u>277,000</u>	<u>297,200</u>	<u>328,600</u>	<u>353,400</u>	<u>386,100</u>
69	<u>262,700</u>	<u>288,400</u>	<u>325,200</u>	<u>350,200</u>	<u>382,500</u>	69	<u>277,400</u>	<u>298,000</u>	<u>329,300</u>	<u>354,400</u>	<u>386,700</u>
70	<u>263,300</u>	<u>289,800</u>	<u>326,300</u>	<u>351,200</u>	<u>383,100</u>	70	<u>277,900</u>	<u>298,900</u>	<u>330,400</u>	<u>355,400</u>	<u>387,300</u>
71	<u>264,100</u>	<u>291,100</u>	<u>327,400</u>	<u>352,300</u>	<u>383,800</u>	71	<u>278,400</u>	<u>299,800</u>	<u>331,500</u>	<u>356,500</u>	<u>388,000</u>
72	<u>264,900</u>	<u>292,300</u>	<u>328,300</u>	<u>353,400</u>	<u>384,400</u>	72	<u>278,800</u>	<u>300,700</u>	<u>332,400</u>	<u>357,600</u>	<u>388,600</u>
73	<u>266,100</u>	<u>293,300</u>	<u>329,400</u>	<u>354,200</u>	<u>385,100</u>	73	<u>279,200</u>	<u>301,600</u>	<u>333,500</u>	<u>358,400</u>	<u>389,300</u>
74	<u>267,200</u>	<u>294,600</u>	<u>330,100</u>	<u>355,300</u>	<u>385,600</u>	74	<u>279,800</u>	<u>302,500</u>	<u>334,200</u>	<u>359,500</u>	<u>389,800</u>
75	<u>268,200</u>	<u>295,800</u>	<u>331,200</u>	<u>356,400</u>	<u>386,200</u>	75	<u>280,400</u>	<u>303,400</u>	<u>335,300</u>	<u>360,600</u>	<u>390,400</u>
76	<u>269,200</u>	<u>297,000</u>	<u>332,300</u>	<u>357,400</u>	<u>386,700</u>	76	<u>280,900</u>	<u>304,300</u>	<u>336,400</u>	<u>361,600</u>	<u>390,900</u>
77	<u>270,100</u>	<u>298,300</u>	<u>333,400</u>	<u>358,100</u>	<u>387,100</u>	77	<u>281,400</u>	<u>305,100</u>	<u>337,500</u>	<u>362,300</u>	<u>391,300</u>

78	<u>271,000</u>	<u>299,500</u>	<u>334,600</u>	<u>358,900</u>	<u>387,700</u>	78	<u>282,000</u>	<u>306,100</u>	<u>338,700</u>	<u>363,100</u>	<u>391,900</u>
79	<u>271,900</u>	<u>300,700</u>	<u>335,700</u>	<u>359,700</u>	<u>388,200</u>	79	<u>282,600</u>	<u>307,100</u>	<u>339,800</u>	<u>363,900</u>	<u>392,400</u>
80	<u>272,800</u>	<u>301,900</u>	<u>336,800</u>	<u>360,400</u>	<u>388,500</u>	80	<u>283,100</u>	<u>308,000</u>	<u>340,900</u>	<u>364,600</u>	<u>392,700</u>
81	<u>273,600</u>	<u>302,400</u>	<u>337,900</u>	<u>361,000</u>	<u>388,800</u>	81	<u>283,600</u>	<u>308,500</u>	<u>342,000</u>	<u>365,200</u>	<u>393,000</u>
82	<u>274,500</u>	<u>303,600</u>	<u>339,000</u>	<u>361,500</u>	<u>389,300</u>	82	<u>284,100</u>	<u>309,400</u>	<u>343,100</u>	<u>365,700</u>	<u>393,500</u>
83	<u>275,400</u>	<u>304,700</u>	<u>340,000</u>	<u>362,100</u>	<u>389,700</u>	83	<u>284,600</u>	<u>310,300</u>	<u>344,100</u>	<u>366,200</u>	<u>393,900</u>
84	<u>276,000</u>	<u>305,800</u>	<u>341,100</u>	<u>362,600</u>	<u>390,000</u>	84	<u>285,100</u>	<u>311,100</u>	<u>345,200</u>	<u>366,700</u>	<u>394,200</u>
85	<u>276,700</u>	<u>306,900</u>	<u>342,000</u>	<u>363,200</u>	<u>390,300</u>	85	<u>285,600</u>	<u>311,900</u>	<u>346,100</u>	<u>367,300</u>	<u>394,500</u>
86	<u>277,400</u>	<u>308,100</u>	<u>343,000</u>	<u>363,700</u>	<u>390,800</u>	86	<u>286,100</u>	<u>312,900</u>	<u>347,100</u>	<u>367,800</u>	<u>395,000</u>
87	<u>278,100</u>	<u>309,300</u>	<u>343,900</u>	<u>364,300</u>	<u>391,300</u>	87	<u>286,600</u>	<u>313,900</u>	<u>348,000</u>	<u>368,300</u>	<u>395,500</u>
88	<u>278,800</u>	<u>310,400</u>	<u>344,900</u>	<u>364,800</u>	<u>391,700</u>	88	<u>287,100</u>	<u>314,900</u>	<u>349,000</u>	<u>368,800</u>	<u>395,900</u>
89	<u>279,600</u>	<u>311,500</u>	<u>345,800</u>	<u>365,200</u>	<u>392,000</u>	89	<u>287,600</u>	<u>315,800</u>	<u>349,900</u>	<u>369,200</u>	<u>396,200</u>
90	<u>280,400</u>	<u>312,700</u>	<u>346,600</u>	<u>365,600</u>	<u>392,400</u>	90	<u>288,100</u>	<u>316,900</u>	<u>350,700</u>	<u>369,600</u>	<u>396,600</u>
91	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>347,400</u>	<u>366,200</u>	<u>392,900</u>	91	<u>288,600</u>	<u>317,900</u>	<u>351,500</u>	<u>370,200</u>	<u>397,100</u>
92	<u>282,000</u>	<u>315,000</u>	<u>348,200</u>	<u>366,700</u>	<u>393,300</u>	92	<u>289,100</u>	<u>318,900</u>	<u>352,300</u>	<u>370,700</u>	<u>397,500</u>
93	<u>282,800</u>	<u>315,800</u>	<u>348,800</u>	<u>367,000</u>	<u>393,700</u>	93	<u>289,600</u>	<u>319,700</u>	<u>352,900</u>	<u>371,000</u>	<u>397,900</u>
94	<u>283,800</u>	<u>316,500</u>	<u>349,400</u>	<u>367,500</u>		94	<u>290,200</u>	<u>320,400</u>	<u>353,500</u>	<u>371,500</u>	
95	<u>284,700</u>	<u>317,200</u>	<u>350,100</u>	<u>367,900</u>		95	<u>290,800</u>	<u>321,100</u>	<u>354,100</u>	<u>371,900</u>	
96	<u>285,600</u>	<u>317,800</u>	<u>350,700</u>	<u>368,200</u>		96	<u>291,400</u>	<u>321,700</u>	<u>354,700</u>	<u>372,200</u>	
97	<u>286,200</u>	<u>318,300</u>	<u>351,100</u>	<u>368,800</u>		97	<u>292,000</u>	<u>322,200</u>	<u>355,100</u>	<u>372,800</u>	
98	<u>286,800</u>	<u>318,600</u>	<u>351,500</u>	<u>369,300</u>		98	<u>292,500</u>	<u>322,500</u>	<u>355,500</u>	<u>373,300</u>	
99	<u>287,400</u>	<u>319,200</u>	<u>352,000</u>	<u>369,800</u>		99	<u>293,000</u>	<u>323,100</u>	<u>356,000</u>	<u>373,800</u>	
100	<u>288,300</u>	<u>319,800</u>	<u>352,400</u>	<u>370,300</u>		100	<u>293,500</u>	<u>323,700</u>	<u>356,400</u>	<u>374,300</u>	
101	<u>289,100</u>	<u>320,200</u>	<u>352,900</u>	<u>370,900</u>		101	<u>294,000</u>	<u>324,100</u>	<u>356,900</u>	<u>374,900</u>	
102	<u>289,900</u>	<u>320,800</u>	<u>353,300</u>	<u>371,400</u>		102	<u>294,500</u>	<u>324,700</u>	<u>357,300</u>	<u>375,400</u>	

103	<u>290,700</u>	<u>321,400</u>	<u>353,800</u>	<u>371,900</u>			103	<u>295,000</u>	<u>325,300</u>	<u>357,800</u>	<u>375,900</u>
104	<u>291,500</u>	<u>321,900</u>	<u>354,200</u>	<u>372,300</u>			104	<u>295,400</u>	<u>325,800</u>	<u>358,200</u>	<u>376,300</u>
105	<u>292,100</u>	<u>322,300</u>	<u>354,500</u>	<u>372,900</u>			105	<u>295,800</u>	<u>326,200</u>	<u>358,500</u>	<u>376,900</u>
106	<u>292,600</u>	<u>322,800</u>	<u>355,000</u>	<u>373,400</u>			106	<u>296,300</u>	<u>326,700</u>	<u>359,000</u>	<u>377,400</u>
107	<u>293,100</u>	<u>323,300</u>	<u>355,400</u>	<u>373,900</u>			107	<u>296,800</u>	<u>327,200</u>	<u>359,400</u>	<u>377,900</u>
108	<u>293,500</u>	<u>323,800</u>	<u>355,700</u>	<u>374,400</u>			108	<u>297,100</u>	<u>327,700</u>	<u>359,700</u>	<u>378,400</u>
109	<u>293,700</u>	<u>324,200</u>	<u>356,200</u>	<u>375,000</u>			109	<u>297,300</u>	<u>328,100</u>	<u>360,100</u>	<u>379,000</u>
110	<u>294,000</u>	<u>324,600</u>	<u>356,700</u>	<u>375,400</u>			110	<u>297,600</u>	<u>328,500</u>	<u>360,600</u>	<u>379,400</u>
111	<u>294,200</u>	<u>324,900</u>	<u>357,200</u>	<u>375,900</u>			111	<u>297,800</u>	<u>328,800</u>	<u>361,100</u>	<u>379,900</u>
112	<u>294,500</u>	<u>325,200</u>	<u>357,700</u>	<u>376,400</u>			112	<u>298,100</u>	<u>329,100</u>	<u>361,600</u>	<u>380,400</u>
113	<u>294,800</u>	<u>325,500</u>	<u>358,200</u>	<u>377,000</u>			113	<u>298,400</u>	<u>329,400</u>	<u>362,100</u>	<u>381,000</u>
114	<u>295,000</u>	<u>325,900</u>	<u>358,700</u>				114	<u>298,600</u>	<u>329,800</u>	<u>362,600</u>	
115	<u>295,300</u>	<u>326,300</u>	<u>359,200</u>				115	<u>298,900</u>	<u>330,100</u>	<u>363,100</u>	
116	<u>295,500</u>	<u>326,600</u>	<u>359,600</u>				116	<u>299,100</u>	<u>330,400</u>	<u>363,500</u>	
117	<u>295,800</u>	<u>326,800</u>	<u>360,000</u>				117	<u>299,400</u>	<u>330,600</u>	<u>363,900</u>	
118	<u>296,100</u>	<u>327,100</u>					118	<u>299,700</u>	<u>330,900</u>		
119	<u>296,400</u>	<u>327,500</u>					119	<u>300,000</u>	<u>331,200</u>		
120	<u>296,700</u>	<u>327,700</u>					120	<u>300,300</u>	<u>331,400</u>		
121	<u>297,000</u>	<u>327,900</u>					121	<u>300,600</u>	<u>331,600</u>		
122	<u>297,400</u>	<u>328,200</u>					122	<u>301,000</u>	<u>331,900</u>		
123	<u>297,700</u>	<u>328,500</u>					123	<u>301,300</u>	<u>332,200</u>		
124	<u>298,100</u>	<u>328,800</u>					124	<u>301,600</u>	<u>332,500</u>		
125	<u>298,300</u>	<u>329,000</u>					125	<u>301,800</u>	<u>332,700</u>		
126	<u>298,500</u>	<u>329,300</u>					126	<u>302,000</u>	<u>333,000</u>		
127	<u>298,800</u>	<u>329,700</u>					127	<u>302,300</u>	<u>333,400</u>		

128	<u>299,200</u>	<u>329,900</u>						128	<u>302,700</u>	<u>333,600</u>			
129	<u>299,400</u>	<u>330,100</u>						129	<u>302,900</u>	<u>333,800</u>			
130	<u>299,700</u>	<u>330,300</u>						130	<u>303,200</u>	<u>334,000</u>			
131	<u>300,100</u>	<u>330,700</u>						131	<u>303,600</u>	<u>334,400</u>			
132	<u>300,500</u>	<u>330,900</u>						132	<u>304,000</u>	<u>334,600</u>			
133	<u>300,700</u>	<u>331,200</u>						133	<u>304,200</u>	<u>334,900</u>			
134	<u>301,000</u>	<u>331,600</u>						134	<u>304,500</u>	<u>335,300</u>			
135	<u>301,400</u>	<u>332,000</u>						135	<u>304,800</u>	<u>335,700</u>			
136	<u>301,700</u>	<u>332,400</u>						136	<u>305,100</u>	<u>336,100</u>			
137	<u>301,900</u>	<u>332,700</u>						137	<u>305,300</u>	<u>336,400</u>			
138	<u>302,200</u>	<u>333,100</u>						138	<u>305,600</u>	<u>336,800</u>			
139	<u>302,600</u>	<u>333,500</u>						139	<u>305,900</u>	<u>337,200</u>			
140	<u>302,900</u>	<u>333,900</u>						140	<u>306,200</u>	<u>337,600</u>			
141	<u>303,100</u>	<u>334,200</u>						141	<u>306,400</u>	<u>337,900</u>			
142	<u>303,500</u>	<u>334,600</u>						142	<u>306,800</u>	<u>338,300</u>			
143	<u>303,900</u>	<u>334,900</u>						143	<u>307,200</u>	<u>338,600</u>			
144	<u>304,200</u>	<u>335,300</u>						144	<u>307,500</u>	<u>339,000</u>			
145	<u>304,400</u>	<u>335,600</u>						145	<u>307,700</u>	<u>339,300</u>			
146	<u>304,600</u>							146	<u>307,900</u>				
147	<u>304,900</u>							147	<u>308,200</u>				
148	<u>305,300</u>							148	<u>308,600</u>				
149	<u>305,500</u>							149	<u>308,800</u>				
150	<u>305,700</u>							150	<u>309,000</u>				
151	<u>306,000</u>							151	<u>309,300</u>				
152	<u>306,300</u>							152	<u>309,600</u>				

	153	<u>306,700</u>												
	154	<u>306,900</u>												
	155	<u>307,100</u>												
	156	<u>307,400</u>												
	157	<u>307,700</u>												
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額								
		円 <u>236,100</u>	円 <u>256,400</u>	円 <u>263,600</u>	円 <u>273,800</u>	円 <u>290,100</u>								
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額								
		円 <u>195,000</u>	円 <u>225,800</u>	円 <u>246,500</u>	円 <u>262,000</u>	円 <u>281,400</u>								
備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。														

	153	<u>310,000</u>												
	154	<u>310,200</u>												
	155	<u>310,400</u>												
	156	<u>310,700</u>												
	157	<u>311,000</u>												
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額								
		円 <u>239,700</u>	円 <u>260,200</u>	円 <u>267,500</u>	円 <u>277,900</u>	円 <u>294,300</u>								
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額								
		円 <u>221,900</u>	円 <u>253,100</u>	円 <u>270,500</u>	円 <u>282,600</u>	円 <u>297,900</u>								
備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。														

【第2条】鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、</p>

<p>同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略 (勤勉手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略 (勤勉手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
---	---

【第3条】 鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 期末手当の額は、基本報酬の時間額を規則で定める方法により月額に換算した額に <u>100分の122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 期末手当の額は、基本報酬の時間額を規則で定める方法により月額に換算した額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期</p>

<p>期間における当該会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>5 略 (勤勉手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 勤勉手当の額は、基本報酬の時間額を規則で定める方法により月額に換算した額（以下この項において「基礎額」という。）に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する会計年度任用職員の総額は、当該会計年度任用職員の基礎額に <u>100分の102.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。ただし、任命権者は、その者に所属する会計年度任用職員が少数であることその他の特別の事情により、他の任命権者に所属する会計年度任用職員との均衡を考慮し必要があると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>4 略</p>	<p>期間における当該会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>5 略 (勤勉手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 勤勉手当の額は、基本報酬の時間額を規則で定める方法により月額に換算した額（以下この項において「基礎額」という。）に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する会計年度任用職員の総額は、当該会計年度任用職員の基礎額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。ただし、任命権者は、その者に所属する会計年度任用職員が少数であることその他の特別の事情により、他の任命権者に所属する会計年度任用職員との均衡を考慮し必要があると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>4 略</p>
--	--

【第4条】 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後								
(特定任期付職員の給与の特例)	(特定任期付職員の給与の特例)								
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円
号給	給料月額								
	円								
号給	給料月額								
	円								

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;">380,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;">427,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;">477,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;">539,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;">615,000</td></tr> </table> <p>2～4 略</p> <p>(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項、第15条の2第1項及び第2項、第19条第3項並びに第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条及び第3条第1項中「及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」とあるのは「、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「第19条に規定する職にある職員（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例第19条第3項中「第1項に規定する職にある職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3 略</p>	1	380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000	5	615,000	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: right;">392,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: right;">440,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: right;">492,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: right;">555,000</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: right;">634,000</td></tr> </table> <p>2～4 略</p> <p>(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項、第15条の2第1項及び第2項、第19条第3項並びに第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条及び第3条第1項中「及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」とあるのは「、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「第19条に規定する職にある職員（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例第19条第3項中「第1項に規定する職にある職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3 略</p>	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000
1	380,000																				
2	427,000																				
3	477,000																				
4	539,000																				
5	615,000																				
1	392,000																				
2	440,000																				
3	492,000																				
4	555,000																				
5	634,000																				

【第5条】鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)	(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項、第15条の2第1項及び第2項、第19条第3項並びに第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条及び第3条第1項中「及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」とあるのは「、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「第19条に規定する職にある職員（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例第19条第3項中「第1項に規定する職にある職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

3 略

第8条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項、第15条の2第1項及び第2項、第19条第3項並びに第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条及び第3条第1項中「及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」とあるのは「、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「第19条に規定する職にある職員（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例第19条第3項中「第1項に規定する職にある職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。

3 略

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第5条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第4条の規定（鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和6年4月1日から、第1条の規定（給与条例第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第4条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例又は第4条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第4条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は第4条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 52 号

鴨川市看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

看護師等修学資金貸付制度の終期を変更するため、鴨川市看護師等修学資金貸付条例（平成 22 年鴨川市条例第 20 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

- (1) 看護師等修学資金貸付制度の終期を変更し、令和 10 年 3 月 31 日（現行令和 7 年 3 月 31 日）とする。
- (2) 令和 7 年 3 月 31 日をもって修学資金の貸付期間が満了する者であって、当該者が在学する養成施設の正規の修業期間の修了する日（以下「修業期間の修了日」という。）が同月 31 日後の日であるものが同年 4 月から当該修業期間の修了日の属する月までの期間に係る修学資金の貸付けを受けるために必要な申請に関する規定を整備する。

3 施行期日

公布の日

鴨川市看護師等修学資金貸付条例 新旧対照表

改正前	改正後
附 則 1 略 (失効) 2 この条例は、 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日までに修学資金の貸付けを受けた者であって、同日までに当該貸付けに係る返還の債務が免除され、又は履行されていないものに関しては、	附 則 1 略 (失効) 2 この条例は、 <u>令和 10 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日までに修学資金の貸付けを受けた者であって、同日までに当該貸付けに係る返還の債務が免除され、又は履行されていないものに関しては、

第7条から第12条までの規定は、当該貸付けに係る返還の債務が免除され、又は履行されるまでの間、なおその効力を有する。

第7条から第12条までの規定は、当該貸付けに係る返還の債務が免除され、又は履行されるまでの間、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(修学資金の貸付けの決定の変更の申請)

2 令和7年3月31日をもって修学資金の貸付期間が満了する者であって、当該者が在学する養成施設の正規の修業期間の修了する日（以下「修業期間の修了日」という。）が同月31日後の日であるものは、同年4月から当該修業期間の修了日の属する月までの期間に係る修学資金の貸付けを受けようとするときは、市長に修学資金の貸付けの決定の変更の申請をしなければならない。

議案第 53 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の変更に関する協議について

1 提案理由

千葉県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）を組織する地方公共団体である布施学校組合が令和 7 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、組合を組織する地方公共団体の数を減少すること及び千葉県市町村総合事務組合同約（昭和 30 年千葉県告示第 496 号）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議決を求める。

2 内容

組合を組織する地方公共団体に関する規定及び事務を共同処理する団体に関する規定から布施学校組合を削る。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

千葉県市町村総合事務組合同約 新旧対照表

改正前		改正後	
別表第一（第二条関係） （千葉県から一宮聖苑組合まで略） <u>印旛利根川水防事務組合</u> <u>布施学校組合</u> <u>匝瑳市ほか二町環境衛生組合</u> （君津郡市広域市町村圏事務組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで略）		別表第一（第二条関係） （千葉県から一宮聖苑組合まで略） <u>印旛利根川水防事務組合</u> <u>匝瑳市ほか二町環境衛生組合</u> （君津郡市広域市町村圏事務組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで略）	
別表第二（第三条第一項関係）		別表第二（第三条第一項関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
第三条第一項第一	（銚子市から一宮聖苑組合まで略） <u>印旛利根川</u>	第三条第一項第一	（銚子市から一宮聖苑組合まで略） <u>印旛利根川</u>

号に掲げる事務	水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町 環境衛生組合 (君津郡市広域市町村圏事務組合 から南房総広域水道企業団まで略)	号に掲げる事務	水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 (君津郡市広域市町村圏事務組合から南房総広 域水道企業団まで略)
略		略	
第三条第一項第三 号に掲げる事務	(銚子市から一宮聖苑組合まで略) 印旛利根川 水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町 環境衛生組合 (君津郡市広域市町村圏事務組合 から千葉県後期高齢者医療広域連合まで略)	第三条第一項第三 号に掲げる事務	(銚子市から一宮聖苑組合まで略) 印旛利根川 水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 (君津郡市広域市町村圏事務組合から千葉県後 期高齢者医療広域連合まで略)
第三条第一項第四 号に掲げる事務	(銚子市から御宿町まで略) 鋸南町 布施学校 組合	第三条第一項第四 号に掲げる事務	(銚子市から御宿町まで略) 鋸南町
略		略	
第三条第一項第十 一号に掲げる事務	(銚子市から一宮聖苑組合まで略) 印旛利根川 水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町 環境衛生組合 (君津郡市広域市町村圏事務組合 から千葉県後期高齢者医療広域連合まで略)	第三条第一項第十 一号に掲げる事務	(銚子市から一宮聖苑組合まで略) 印旛利根川 水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 (君津郡市広域市町村圏事務組合から千葉県後 期高齢者医療広域連合まで略)
略		略	

附 則

この規約は、令和七年四月一日から施行する。

議案第 54 号

南房総広域水道企業団規約の変更に関する協議について

1 提案理由

南房総広域水道企業団規約（平成 2 年千葉県地指令第 7 号）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議決を求める。

2 内容

解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法について、関係市町の議会の議決を経て行う協議をもって定めることとする。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

南房総広域水道企業団規約 新旧対照表

改正前	改正後
(新設)	<u>第 5 章 解散</u>
(新設)	<u>(解散に伴う事務承継等)</u>
	<u>第 14 条 解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法については、関係市町の議会の議決を経て行う協議をもって定める。</u>

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 55 号

令和 6 年度鴨川市一般会計補正予算（第 4 号）

1 提案理由

令和 6 年度鴨川市一般会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 4 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
15 国庫支出金	1,984,930	16,032	2,000,962	身体障害者更生医療給付費負担金 3,870 地域生活支援事業費等補助金 1,723 子ども・子育て支援交付金 10,440 医療施設運営費等補助金 1,042 社会資本整備総合交付金 △1,395 外
16 県支出金	1,082,016	12,655	1,094,671	身体障害者更生医療給付費負担金 1,935 地域生活支援事業費等補助金 861 千葉県子ども・子育て支援補助金 2,610 野生獣管理事業補助金 5,980 県単森林整備事業補助金 1,129 外
18 寄附金	601,162	11,647	612,809	民生費寄附金
19 繰入金	1,291,497	136,986	1,428,483	財政調整基金繰入金
21 諸収入	373,290	8,217	381,507	児童手当国庫負担金過年度収入 3,232 子どものための教育・保育給付費県費負担金過年度収入 1,227 後期高齢者医療療養給付費負担金精算金 1,733 全国市長会防災・減災費用保険金 1,544 外
22 市債	1,543,708	13,900	1,557,608	水利施設等保全高度化事業債 △15,300 幹線市道整備事業債 51,000 鴨川潮さい公園芝生広場整備事業債 △5,000 旧江見小学校跡地活用

				事業債 △8,400 移動教室バス整備事業債 △5,100 給食センター施設整備事業債 △3,900 外
歳入合計	18,840,259	199,437	19,039,696	

イ 歳出（目的別） (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	187,289	1,380	188,669
2 総務費	3,386,939	9,245	3,396,184
3 民生費	6,361,072	94,433	6,455,505
4 衛生費	2,326,218	9,562	2,335,780
6 農林水産業費	603,082	3,267	606,349
7 商工費	333,265	7,441	340,706
8 土木費	753,009	57,424	810,433
9 消防費	881,739	5,230	886,969
10 教育費	2,087,249	11,455	2,098,704
歳出合計	18,840,259	199,437	19,039,696

ウ 歳出（性質別） (単位 千円)

区分	補正前の額	補正額	計
人件費	3,893,084	66,143	3,959,227
扶助費	3,374,539	8,595	3,383,134
物件費	3,375,000	23,946	3,398,946
維持補修費	187,110	1,732	188,842
補助費等	1,864,611	42,903	1,907,514
積立金	970,872	11,647	982,519

繰出金	1,650,963	3,991	1,654,954
投資的経費	1,474,168	40,480	1,514,648
普通建設事業費	1,474,168	40,480	1,514,648
補助事業費	145,708	△2,790	142,918
単独事業費	1,246,937	57,785	1,304,722
その他	81,523	△14,515	67,008
歳出合計	18,840,259	199,437	19,039,696

エ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
8-2-3	社会資本整備総合 交付金事業	50,254	△1,395	51,000		649	<ul style="list-style-type: none"> ・登記委託料 500 千円 ・市道用地 9,654 千円 ・移転補償 39,600 千円 ・電柱移設補償 500 千円 国道 128 号の慢性的な渋滞を緩和し、安全で快適な道路ネットワークを形成するため、市道貝渚大里線（貝渚工区）の道路整備に伴う用地買収及び物件補償を実施する。

(2) 繰越明許費補正

ア 追加

(単位 千円)

款項	事業名	金額	説明
6-3	県営漁港整備負担金事業	16,127	千葉県が実施する天津・小湊漁港水産物供給基盤機能保全工事について、作業船の確保に不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったことから、当該事業に伴う負担金を令和 7 年度に繰り越して使用する。

8-2	道路橋梁維持補修事業	15,000	市道袋倉線法面補修工事について、工事实施に伴う交通規制に係る地元との調整に不測の日数を要し、適正工期を確保して発注することが困難となったことから、当該事業費（維持補修工事）を令和7年度に繰り越して使用する。
	道路橋梁維持補修事業（長寿命化事業）	69,990	市道新小宮保台線法面補修工事について、関係機関との調整及び工法の選定に不測の日数を要し、適正工期を確保して発注することが困難となったことから、当該事業費（維持補修工事）を令和7年度に繰り越して使用する。 また、市道釜沼小金線舗装補修工事について、他事業（水道本復旧）との調整に不測の日数を要し、適正工期を確保して発注することが困難となったことから、当該事業費（維持補修工事）を令和7年度に繰り越して使用する。
	社会資本整備総合交付金事業	51,627	市道貝渚大里線改良工事（貝渚工区）に伴う用地費及び移転補償費の支出が補償物件の解体後となり、解体工事期間を考慮すると年度内の完了が見込めないことから、当該事業費（登記委託料、市道用地及び移転補償）を令和7年度に繰り越して使用する。 また、電柱移設について、通常6か月程度の期間を要するため、年度内の完了が見込めないことから、当該事業費（電柱移設補償）を令和7年度に繰り越して使用する。
8-3	河川改修事業	24,000	準用河川下沢川改修工事について、施工条件の確認及び施工方法の検討等に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（河川改修工事）を令和7年度に繰り越して使用する。
8-4	下水路維持管理事業	8,228	雨水管理方針の策定に当たり、千葉県との協議に不測の日数を要し、適正工期を確保して発注することが困難となったことから、当該事業費（公共下水道計画策定業務委託料）を令和7年度に繰り越して使用する。

10-6	給食センター設備改修等事業	76,836	給食センター空調設備設置工事の入札が不調となり、再入札に向けた設計及び工期の見直しに不測の日数を要し、年度内工期の確保が困難となったことから、当該事業費（監理委託料及び空調設備設置工事）を令和7年度に繰り越して使用する。
------	---------------	--------	--

(3) 債務負担行為補正

ア 追加

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
第四期ちば電子調達システム使用料	自 令和6年度 至 令和13年度	17,460	令和8年5月から令和13年4月までを利用期間とする第四期ちば電子調達システムについて、令和6年度中に契約する必要があるため、債務負担行為を追加する。
第三期ちば電子調達システム使用料	自 令和6年度 至 令和8年度	2,032	第四期ちば電子調達システムが稼働する令和8年5月までの間、令和7年3月で契約期間が終了となる現行の第三期ちば電子調達システムの契約期間を延長する必要があるため、債務負担行為を追加する。
I C T活用教育支援業務委託料	自 令和6年度 至 令和8年度	7,370	小学校及び中学校におけるI C T支援員の派遣等を令和7年度から令和8年度までにわたり委託するため、債務負担行為を追加する。
陸上競技場天然芝管理業務委託料	自 令和6年度 至 令和9年度	17,634	総合運動施設陸上競技場の天然芝維持管理業務を令和7年度から令和9年度までにわたり専門業者に委託するため、債務負担行為を追加する。
総合運動施設施設等管理業務委託料	自 令和6年度 至 令和9年度	92,580	総合運動施設全体の維持管理業務を一括して令和7年度から令和9年度までにわたり委託するため、債務負担行為を追加する。

(4) 地方債補正

ア 変更

(単位 千円)

起債の目的	限度額		説明
	補正前	補正後	
ほ場整備事業	4,500	5,100	加茂川中部地区県営ほ場整備事業に係る負担金の増額に伴い、限度額を追加する。
水利施設等保全高度化事業	17,500	2,200	金山ダム地区事業に係る負担金の減額及び地方債の区分変更に伴い、限度額を減額する。
幹線市道整備事業	1,200	52,200	市道貝渚大里線改良工事（貝渚工区）に伴う用地費等の追加及び地方債の区分変更に伴い、限度額を追加する。
鴨川潮さい公園芝生広場整備事業	19,800	14,800	旧合併特例事業の財源調整のため、限度額を減額する。
旧江見小学校跡地活用事業	518,500	510,100	旧合併特例事業の財源調整のため、限度額を減額する。
移動教室バス整備事業	36,000	30,900	旧合併特例事業の財源調整のため、限度額を減額する。
給食センター施設整備事業	207,500	203,600	旧合併特例事業の財源調整のため、限度額を減額する。

11-2-1	直営診療施設 勘定繰出金	2,750	2,750				・直営診療施設勘定繰出金 2,750 千円 鴨川市立国保病院の医療機器の購入に対して交付された 保険給付費等交付金（特別交付金）を病院事業会計に繰り出 す。
--------	-----------------	-------	-------	--	--	--	---

(2) 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
国民健康保険実績報告システム及び調整交付金システム保守点検業務に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	253	国民健康保険実績報告システム及び調整交付金システムの保守点検業務の円滑な実施を図るため、令和7年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
高額療養費支給システム機器保守点検等に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	132	高額療養費支給システム機器の保守点検等業務の円滑な実施を図るため、令和7年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
高額療養費支給システム機器及び同システムに係る賃借料	自 令和6年度 至 令和7年度	773	高額療養費支給システム機器及び同システムの賃借業務の円滑な実施を図るため、令和7年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
市税等コンビニ収納事業	自 令和6年度 至 令和7年度	709	コンビニ窓口における市税等の収納業務の円滑な実施を図るため、令和7年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
口座振替に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	118	銀行等における口座振替業務の円滑な実施を図るため、令和7年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
徴収業務に係るシステム等使用料	自 令和6年度 至 令和7年度	309	徴収業務の円滑な実施を図るため、令和7年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。

特定健康診査受診勧奨に係る業務委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	5,332	特定健康診査受診勧奨業務の円滑な実施を図るため、令和7年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
--------------------	--------------------	-------	--

議案第 57 号

令和 6 年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

1 提案理由

令和 6 年度鴨川市介護保険特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 2 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
6 繰入金		787,349	2,225	789,574	
	1 一般会計繰入金	729,000	2,225	731,225	職員給与費等繰入金（介護保険職員分） 1,687 職員給与費等繰入金（地域支援事業職員分） 538
歳入合計		4,751,448	2,225	4,753,673	

イ 歳出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		119,694	2,225	121,919
	1 総務管理費	78,114	2,225	80,339
歳出合計		4,751,448	2,225	4,753,673

(2) 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
介護保険認定審査会システム機器等一式保守委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	132	認定業務における認定審査会システムの保守点検業務の円滑な実施を図るため、令和7年4月1日から同年12月31日までに履行する契約等の準備手続を実施する。
介護保険システムパッケージソフト使用料	自 令和6年度 至 令和7年度	3,351	介護保険料の賦課及び徴収に関する業務、認定業務等介護保険業務の円滑な実施を図るため、令和7年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
介護給付費適正化総合支援パッケージシステム保守委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	1,386	介護給付費適正化事業におけるシステムの保守点検業務の円滑な実施を図るため、令和7年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
介護保険指定機関等管理システム使用料	自 令和6年度 至 令和7年度	693	市が指定する指定居宅介護支援事業者等における管理業務の円滑な実施を図るため、令和7年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
介護報酬等検索システム利用料	自 令和6年度 至 令和7年度	32	介護報酬等に関する審査等業務の円滑な実施を図るため、令和7年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
口座振替に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	103	銀行等における口座振替業務の円滑な実施を図るため、令和7年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
市税等コンビニ収納事業	自 令和6年度 至 令和7年度	150	コンビニ窓口における市税等の収納業務の円滑な実施を図るため、現在締結中の契約について、令和7年4月1日から契約期間を1年間更新する。
生活支援体制整備事業委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	5,577	高齢者の生活支援体制づくり事業の円滑な実施を図るため、令和7年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。

高齢者等生活支援型配食サービス委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	13,258	高齢者等生活支援型配食サービス業務の円滑な実施を図るため、令和7年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
第一号介護予防支援業務委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	5,327	要支援認定者等に係る介護予防ケアマネジメント業務の円滑な実施を図るため、令和7年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
緊急通報システム業務委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	4,020	高齢者緊急通報システム業務の円滑な実施を図るため、令和7年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
独居老人等安否確認委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	2,411	独居老人等安否確認業務の円滑な実施を図るため、令和7年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
認知症初期スクリーニングシステム利用料	自 令和6年度 至 令和7年度	51	認知症地域支援・ケア向上業務の円滑な実施を図るため、令和7年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。

議案第 58 号

令和 6 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

1 提案理由

令和 6 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 2 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）債務負担行為

（単位 千円）

事項	期間	限度額	説明
口座振替に係る委託料	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	141	銀行等における口座振替業務の円滑な実施を図るため、令和 7 年 4 月 1 日から履行する契約等の準備手続を実施する。
市税等コンビニ収納事業	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	208	コンビニ窓口における市税等の収納業務の円滑な実施を図るため、令和 7 年 4 月 1 日から履行する契約等の準備手続を実施する。

議案第 59 号

令和 6 年度鴨川市水道事業会計補正予算（第 1 号）

1 提案理由

令和 6 年度鴨川市水道事業会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 1 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1）債務負担行為

（単位 千円）

事項	期間	限度額	説明
電気・通信等施設整備及び事務機器等の保守に係る委託料	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	5,140	設備機器の保安・保守点検業務及び企業会計システム等の保守業務の円滑な実施を図るため、令和 7 年 4 月 1 日から履行する契約等の準備手続を実施する。
管理施設警備業務に係る委託料	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	165	管理施設警備業務の円滑な実施を図るため、令和 7 年 4 月 1 日から履行する契約等の準備手続を実施する。
水質検査業務に係る委託料	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	15,889	水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 20 条に基づく水質検査業務の円滑な実施を図るため、令和 7 年 4 月 1 日から履行する契約等の準備手続を実施する。
土砂処理業務に係る委託料	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	46,805	浄水処理に伴い発生する土砂処理業務の円滑な実施を図るため、令和 7 年 4 月 1 日から履行する契約等の準備手続を実施する。
水道料金収納等業務に係る委託料	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	69,855	水道の検針、水道料金の調定及び収納等の業務の円滑な実施を図るため、令和 7 年 4 月 1 日から履行する契約等の準備手続を実施する。
薬品等に係る購入費	自 令和 6 年度 至 令和 7 年度	69,811	浄水処理等に必要となる薬品等の購入業務の円滑な実施を図るため、令和 7 年 4 月 1 日から履行する契約等の準備手続を実施する。

浄水場維持管理業務に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	24,192	浄水場の夜間運転管理業務の円滑な実施を図るため、令和7年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
-----------------	--------------------	--------	--

議案第 60 号

令和 6 年度鴨川市病院事業会計補正予算（第 2 号）

1 提案理由

令和 6 年度鴨川市病院事業会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 2 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 収益的収入及び支出

ア 収入

(単位 千円)

款項目	名称	既決予定額	補正予定額	計	説明
1-1-8	訪問リハビリテーション収益	6,260	3,400	9,660	訪問リハビリテーション収益 3,400
1-2-4	負担金交付金	17,673	2,538	20,211	交付金 2,538
1-2-6	補助金	1,629	2,352	3,981	県補助金 2,352

イ 支出

(単位 千円)

款項目	名称	既決予定額	補正予定額	計	説明
1-1-1	給与費	882,305	△20,391	861,914	給料 △2,869 手当等 △3,596 法定福利 △13,926
1-1-2	材料費	84,105	25,802	109,907	薬品費 13,374 診療材料費 12,428
1-2-2	その他医業外費用	58,875	2,879	61,754	雑支出 2,879

(2) 資本的収入及び支出

ア 収入

(単位 千円)

款項目	名称	既決予定額	補正予定額	計	説明
1-3-1	補助金	0	2,750	2,750	国民健康保険特別会計補助金 2,750

(3) 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
通信等施設設備及び事務機器等の保守に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	14,165	設備機器の保安・保守点検業務及び医療情報システム、企業会計システム等の保守業務の円滑な実施を図るため、令和7年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
医療機器等の保守及び業務支援に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	6,046	血液ガス分析装置、全身用X線CT装置等の医療機器等に係る保守業務等の円滑な実施を図るため、令和7年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
宿直業務等の病院業務に係る委託料	自 令和6年度 至 令和7年度	23,442	臨床検査、宿直業務、医療廃棄物処理等の病院業務の円滑な実施を図るため、令和7年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。
事務機器等に係る賃借料	自 令和6年度 至 令和7年度	2,990	訪問看護システム、歯科電子カルテシステム等の事務機器等に係る賃借業務の円滑な実施を図るため、令和7年4月1日から履行する契約等の準備手続を実施する。

(資料2)

令和6年第4回
鴨川市議会定例会

－ 議案説明資料2 －

令和6年11月29日提出

目次

議案番号	議案名	担当課	ページ
報告第11号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	建設経済部 都市建設課	3
報告第12号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	建設経済部 都市建設課	4
報告第13号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	建設経済部 都市建設課	5

報告第 11 号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

1 報告理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の権限に属する事項のうち市長において専決処分することができるものとして市議会の議決（専決処分事項の指定について 平成 17 年 2 月 17 日市議会議決）により指定された事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

2 内容

（1）事故の概要

令和 6 年 7 月 20 日午前 7 時 30 分頃、鴨川市八色 423 番 4 地先において、市道大木線を走行中の相手方所有の車両が側溝にかぶせてあった金属製の蓋（鋼板）に接触し、同車両が損傷したものの。

（2）損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

（3）損害額 車両左側後部タイヤ損傷 9,000 円

（4）過失割合 市 100%

（5）損害賠償額 9,000 円

（6）和解条件 市から相手方に対する損害賠償金 9,000 円をもって和解する。

3 専決処分日

令和 6 年 11 月 14 日

報告第 12 号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

1 報告理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の権限に属する事項のうち市長において専決処分することができるものとして市議会の議決（専決処分事項の指定について 平成 17 年 2 月 17 日市議会議決）により指定された事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

2 内容

（1）事故の概要

令和 6 年 7 月 22 日午後 7 時 30 分頃、鴨川市成川 131 番において、市道川谷線を走行中の相手方所有の車両が駐車するため路肩に寄ったところ、蓋が外れている側溝に車輪を落とし、同車両が損傷したものの。

（2）損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

（3）損害額 車両左側前部タイヤ損傷 22,775 円

（4）過失割合 市 100%

（5）損害賠償額 22,775 円

（6）和解条件 市から相手方に対する損害賠償金 22,775 円をもって和解する。

3 専決処分日

令和 6 年 11 月 14 日

報告第 13 号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

1 報告理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の権限に属する事項のうち市長において専決処分することができるものとして市議会の議決（専決処分事項の指定について 平成 17 年 2 月 17 日市議会議決）により指定された事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

2 内容

（1）事故の概要

令和 6 年 9 月 23 日午後 2 時 20 分頃、鴨川市北小町 45 番 3 地先において、市道南丁目下川田線を走行中の相手方所有の車両が同市道の陥没部を通行したことにより同車両が損傷したものの。

（2）損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

（3）損害額 車両右側前部タイヤ損傷 49,500 円

（4）過失割合 市 50% 相手方 50%

（5）損害賠償額 24,750 円

（6）和解条件 市から相手方に対する損害賠償金 24,750 円をもって和解する。

3 専決処分日

令和 6 年 11 月 14 日

(資料3)

令和6年第4回
鴨川市議会定例会

— 議案説明資料3 —

令和6年12月9日提出

目次

議案番号	議案名	担当課	ページ
議案第61号	財産の無償貸付について	企画総務部 企画政策課	3
議案第63号	令和6年度鴨川市一般会計補正予算（第5号）	企画総務部 財政課	8

議案第 61 号

財産の無償貸付について

1 提案理由

土地を無償で貸し付けるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号及び第 237 条第 2 項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 土地の所在地、種別及び数量

所在地		種別	数量 (㎡)
鴨川市太海浜字打越	323 番	学校用地	202
鴨川市太海字小溝	1469 番 5	学校用地	22,079
鴨川市太海字新田	1558 番 4	学校用地	3,265
鴨川市太海字猿畑	1581 番 2	山林	9.01
鴨川市太海字猿畑	1597 番 3	山林	277
鴨川市太海字猿畑	1598 番 2	学校用地	13,939
鴨川市太海字仙谷	1616 番 1	学校用地	7,368
鴨川市太海字猪ヶ谷	1646 番 1	山林	5,938
鴨川市太海字猪ヶ谷	1668 番 6	山林	838
鴨川市太海字猪ヶ谷	1672 番 2	山林	640
鴨川市太海字猪ヶ谷	1673 番	山林	366
鴨川市太海字新林	1676 番	山林	22,351
鴨川市太海字新林	1682 番 4	山林	9.27
鴨川市太海字新林	1684 番 5	山林	582

鴨川市太海字新林	1686 番 2	雑種地	17
鴨川市太海字新林	1691 番 4	山林	261
鴨川市太海字新林	1692 番 5	山林	485
鴨川市太海字新林	1694 番 2	山林	1,034
鴨川市太海字新林	1695 番 2	山林	1,346
鴨川市太海字新林	1697 番	山林	638
鴨川市太海字新林	1698 番 2	山林	233
鴨川市太海字打越	1699 番	原野	2,763
鴨川市太海字打越	1700 番	山林	284
鴨川市太海字打越	1701 番	山林	234
鴨川市太海字打越	1702 番	山林	7,391
鴨川市太海字打越	1703 番	山林	674
鴨川市太海字打越	1705 番 1	山林	3,464
鴨川市太海字打越	1705 番 2	雑種地	146
鴨川市太海字打越	1705 番 4	山林	728
鴨川市太海字打越	1715 番	学校用地	1,484
鴨川市太海字打越	1717 番 1	学校用地	36,196
鴨川市太海字打越	1749 番 2	雑種地	13
鴨川市太海字打越	1751 番 2	雑種地	20
鴨川市太海字打越	1754 番 2	雑種地	118
鴨川市太海字ツガイ	1827 番	山林	3,167
鴨川市太海字峯	2067 番 1	山林	3,008
鴨川市太海字峯	2076 番 2	雑種地	44

鴨川市太海字峯	2076 番 3	学校用地	968
鴨川市太海字峯	2078 番 2	山林	4,312
合計			146,891.28

(2) 貸付の目的

学校法人城西大学から返還を受ける城西国際大学安房キャンパス跡地（以下「跡地」という。）について、土地を無償で貸し付けることにより、事業の安定的な運営と長期にわたる土地の活用を図り、地域の活性化に資することを目的とする。

【事業の概要】

ア 内容

跡地を日本航空高等学校通信制課程の分校とし、専任教職員等を配置する。

生徒は、主に女子野球、女子サッカー及び陸上（駅伝）に係るスポーツ志望の者を全国から募集する。開学当初は女子野球及び女子サッカーに注力して募集を行うとともに、令和6年能登半島地震で被害を受けた日本航空高等学校石川の女子サッカー部の活動拠点の移転を図る。

イ 既存施設の活用

学校法人城西大学から次の既存の建物及び工作物その他一切の物件の譲渡を受け、アの施設として活用する。

(ア) 観光学部 地上5階、地下2階、鉄筋コンクリート造

(イ) 安房ラーニングセンター 地上2階、鉄筋コンクリート造

(ウ) 安房グローバル・ヴィレッジ 地上3階、鉄骨造

(エ) 附属施設 観光学部駐車場、フットサルコート、安房ラーニングセンター駐車場、総合グラウンド

ウ 生徒数予測

(単位 人)

年次	1 年生	2 年生	3 年生	合計
開学年（令和7年）	40	—	—	40
2 年目（令和8年）	60	40	—	100
3 年目（令和9年）	100	60	40	200
4 年目（令和10年）	100	100	60	260
5 年目（令和11年）	100	100	100	300

エ 効果

生徒及び教職員等が鴨川市に定住することによる経済効果に加え、運動部の練習試合等の拠点として活用することも想定されていることから、全国から多くの対戦相手が鴨川市を訪問し、宿泊することが期待される。

また、生徒達が全国レベルの大会等で活躍することにより、本市の知名度の向上が図られる。

オ 展望

5年から10年をかけ、ドローン教育及び航空専門教育が実施できる体制を整え、航空業界への人材輩出及び男子生徒の募集を目指す。

(3) 貸付の相手方

山梨県甲斐市宇津谷 445 番地

学校法人日本航空学園

理事長 梅澤 重雄

(4) 貸付の条件

無償で貸し付ける土地は、学校の用途に使用するものとし、令和7年度に日本航空高等学校通信制課程の分校を設置し、令和7年度から概ね10年以内を目途に高等学校の本校又は専修学校を目指すものとする。

(5) 貸付の期間

市が学校法人城西大学から土地の引渡しを受けた日から起算して30年間とする。ただし、相手方が土地を同様の用途に継続して使用する場合は、さらに20年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(6) 無償で貸し付ける理由

学校法人が私立学校を設置運営する事業であり、事業運営の安定化を図る必要がある。

また、相手方は、令和6年能登半島地震により石川県輪島市にある日本航空高等学校石川及び日本航空大学校石川が被害を受け、本年4月から東京都青梅市に拠点を移しているが、跡地に女子サッカー部の活動拠点を移転する計画であることから、特に配慮を要する。

市にとっても、遊休化している跡地に私立学校が立地することにより、地域の活性化に貢献することが見込まれる。

財産の無償貸付説明図 城西国際大学安房キャンパス跡地



学校法人城西大学から返還を受け、日本航空学園へ貸し付け予定の区域



議案第 63 号

令和 6 年度鴨川市一般会計補正予算（第 5 号）

1 提案理由

令和 6 年度鴨川市一般会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 5 号）を調製したため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
21 諸収入	381,507	15,000	396,507	損害賠償弁償金 2,000 賠償補償保険共済金（学校施設） 13,000
歳入合計	19,039,696	15,000	19,054,696	

イ 歳出（目的別）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	3,396,184	15,000	3,411,184
歳出合計	19,039,696	15,000	19,054,696

ウ 歳出（性質別）

（単位 千円）

区分	補正前の額	補正額	計
補助費等	1,907,514	15,000	1,922,514
歳出合計	19,039,696	15,000	19,054,696

	<p>3 被告は、原告Cに対し、金 220 万円及びこれに対する平成 28 年 11 月 1 日から支払済みに至るまで年 5 分の割合による金員を支払え。</p> <p>4 訴訟費用は被告の負担とする。</p> <p>5 第 1 項乃至第 3 項につき仮執行の宣言を求めらる。</p>
請求の原因 (原告の主張)	<p>1 学校教育の一環の部活動の練習中において体罰が行われ、違法なものであり、被告は原告らが被った損害を賠償する責任を負う。</p> <p>2 原告Aは、右頸部打撲、右鎖骨部打撲、右腰部打撲、右膝打撲（平成 28 年 11 月 7 日付け診断）、脳震とう（平成 29 年 4 月 22 日付け診断）、心的外傷後ストレス障害（平成 30 年 1 月 15 日付け診断）、飛蚊症（平成 28 年 11 月 7 日付け診断）及び脳脊髄液減少症（令和 2 年 3 月 12 日付け診断）の各診断を受けている。</p> <p>3 原告Aには、積極損害 512 万 4,794 円、後遺障害による逸失利益 1,307 万 696 円、慰謝料 2,150 万円、弁護士費用 396 万円、合計 4,365 万 5,490 円の損害が生じた。</p> <p>4 原告Bには、原告Aが暴力を振るわれ、後遺障害が生じ、転校も余儀なくされ、このほか、原告Aの日常生活におけるケアや通院治療等を行うなど慰謝料 200 万円、弁護士費用 20 万円、合計 220 万円の損害が生じた。</p> <p>5 原告Cには、原告Aが暴力を振るわれ、後遺障害が生じ、転校も余儀なくされたことにより慰謝料 200 万円、弁護士費用 20 万円、合計 220 万円の損害が生じた。</p>

(2) 市の主張

ア 訴訟の方針

器質的（※）なもの及び非器質的なものについて体罰の叱責と病状との医学的関係性を明らかにし、賠償すべきものを賠償する。

※ 臓器の損傷を伴うもの

イ 原告の主張に対する市の主張

(ア) 訴外教諭の体罰有無それ自体を争うものではない。

(イ) 被告が訴外教諭の故意行為によって原告らが被ったと主張する各損害に関し賠償責任を負うとする点は争う。

(ウ) 心的外傷後ストレス障害、飛蚊症及び脳脊髄液減少症が訴外教諭の体罰によって発症したものか否かは知らないし争う。

(エ) 原告らの損害はいずれも争う。

(オ) 求釈明

本件各診療に関するカルテを提出して、本件体罰の叱責と本件各病状との医学的関連性を明らかにされたい。

(3) 訴訟の経過

日時	経過
令和2年4月22日	原告から訴訟提起
7月9日	訴状並びに第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状送達
9月17日	第1回 口頭弁論
11月5日	第2回 口頭弁論
令和3年1月21日	第3回 口頭弁論
5月20日	第4回 弁論準備
8月19日	第5回 弁論準備
10月14日	第6回 弁論準備
12月23日	第7回 弁論準備
令和4年2月18日	第8回 口頭弁論
4月14日	第9回 口頭弁論
6月9日	第10回 弁論準備
8月25日	第11回 弁論準備
10月6日	第12回 和解
11月10日	第13回 弁論準備
令和5年1月26日	第14回 弁論準備
4月20日	第15回 弁論準備
10月19日	第16回 弁論準備
11月10日	第17回 弁論準備

12月21日	第18回 弁論準備
令和6年3月7日	第19回 弁論準備
6月13日	第20回 弁論準備
8月8日	第21回 弁論準備
9月26日	第22回 和解（裁判所から和解の示唆）
11月14日	第23回 和解（裁判所から和解案の提示）
12月5日	第24回 和解
12月20日	第25回 和解 最終（予定）

(4) 和解の理由

訴訟において損害賠償金を1,500万円とすること及び和解の提案があり、これらの内協議が整ったため。

(5) 損害賠償の額

一金15,000,000円

(6) 和解の内容

ア 被告は、原告Aに対し、本件損害賠償債務として1,500万円の支払義務があることを認める。

イ 被告は、原告Aに対し、前項の金員を、令和6年12月30日限り、に振り込む方法で支払う。なお、振込に要する手数料は被告の負担とする。

ウ 原告らは、いずれもその余の請求を放棄する。

エ 原告ら及び被告は、原告ら及び被告との間に、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。

オ 訴訟費用は各自の負担とする。

(7) 財源内訳

賠償補償保険共済金（全国市長会学校災害賠償補償保険） 13,000,000円

弁償金 2,000,000円

3 和解予定日

令和6年12月20日